

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

兒島 宏和

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4. 主な監査手続	2
5. 監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人及び補助者	3
7. 利害関係	3
8. その他	3

II. 監査対象の概要

1. 教育委員会予算概要	5
2. 県が作成している教育関連の計画等について	
■ 第2期群馬県教育大綱	7
■ 第3期群馬県教育振興基本計画	9
■ 第2期高校教育改革推進計画	23
3. 教育委員会事務局概要	29
4. テーマの選定にあたり対象とした事業等について	31

III. 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧	32
◆ 対象とした教育委員会事務局事業等に関する監査結果及び意見	
■ 1. 総務課	33
■ 2. 管理課	38
■ 3. 学校人事課	48
■ 4. 高校教育課	68
■ 5. 特別支援教育課	77
◆ 往査した県立高等学校等に関する監査結果及び意見	
1. 県立高等学校の概要	80
2. 往査した県立高等学校等（全13校）の監査結果及び意見	
■ 1. 前橋高等学校	87

■ 2. 前橋商業高等学校	104
■ 3. 伊勢崎工業高等学校	117
■ 4. 高崎女子高等学校	131
■ 5. 安中総合学園高等学校	145
■ 6. 藤岡中央高等学校	163
■ 7. 沼田女子高等学校	184
■ 8. 吾妻中央高等学校	197
■ 9. 太田高等学校	211
■ 10. 太田フレックス高等学校	225
■ 11. 桐生高等学校	241
■ 12. 前橋高等特別支援学校	260
■ 13. 高崎高等特別支援学校	270
IV 平成18年度包括外部監査結果のその後の状況について	282

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

（2） 監査対象

- ・ 県教育委員会事務局
（総務課、管理課、学校人事課、高校教育課、特別支援教育課）
- ・ 県立学校
（高等学校及び高等特別支援学校）

（3） 監査の対象期間

原則として、令和 4 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

グローバル化による社会的、経済的諸課題、生産年齢人口の減少等、現代社会は複雑かつ予測困難な課題を抱えている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に「ニューノーマル」への転換を迫ることとなり、ここ数年で社会や経済のデジタル化が加速している。このような状況の下、成人年齢の 18 歳への引き下げもあり、若者一人一人が自らの責任を自覚し、社会を担うことがより一層求められており、特に、成人年齢に達する年齢を迎える高校教育の果たす役割がこれまで以上に大きくなっていると考えられる。

令和 2 年 3 月における本県の中学卒業者の高等学校等進学率は 99% であり、社会状況の変化の影響等もあり、高等学校では以前にも増して、多様な学習ニーズを持

つ生徒を受け入れている。

また、急激な中学卒業者の減少が見込まれる中で高校教育には、地域のニーズを捉えた特色ある学校づくりを推進するとともに、適正な学校規模と職員配置数を維持し、教育環境を整備していくことが急務となっている。

県ではこれまでに、平成14年2月に「高校教育改革基本方針」、平成23年3月に「高校教育改革推進計画」を策定しており、「高校教育の質的充実」や「学校・学科の特性を生かした学校づくり」を進め、「学校規模の適正化」、「学校・学科等の適正な配置」及び「男女共学の推進」等を図ってきている。

今後は、これまでの本県高校教育の特色や各学校の優れた取組を承継し、向上を図っていくことに加え、社会の急激な変化や生徒の多様化、中学校卒業者の減少がより一層進行している状況を踏まえた新たな取組が求められている。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、県では平成31年3月に教育分野の最上位計画として「第3期群馬県教育振興計画」を策定するとともに令和3年3月に「第2期高校教育改革推進計画」を作成している。

成人へと繋がる世代となる高校教育に関する計画の進捗や課題等は県民にとっても関心が高い分野であることが予想されるとともに、昨年度（令和4年度）の包括外部監査のテーマである「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」とも連続性のある内容である。

さらに、群馬県における令和4年度の一般会計当初予算818,706百万円のうち教育費（大学費は除く）が占める割合は156,300百万円（19.1%）、令和5年度においても一般会計当初予算819,700百万円のうち154,437百万円（18.8%）と大きな比率を占めており、財政への影響度は高いため県民の関心度は高いと考えられる。

以上を踏まえ、令和5年度は「県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

4. 主な監査手続

- (1) 教育施策所管所属（県教育委員会事務局）から概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 県立学校等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和5年8月23日から令和6年3月26日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

(2) 補助者

公認会計士 田中（北原） 陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 立見 嘉章

弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

(1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。

「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これ

に対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。

II. 監査対象の概要

1. 教育委員会予算概要

今回の監査対象である教育委員会の予算規模概要は以下のとおりである。

第13款 教育費 (第8項 大学費除く)

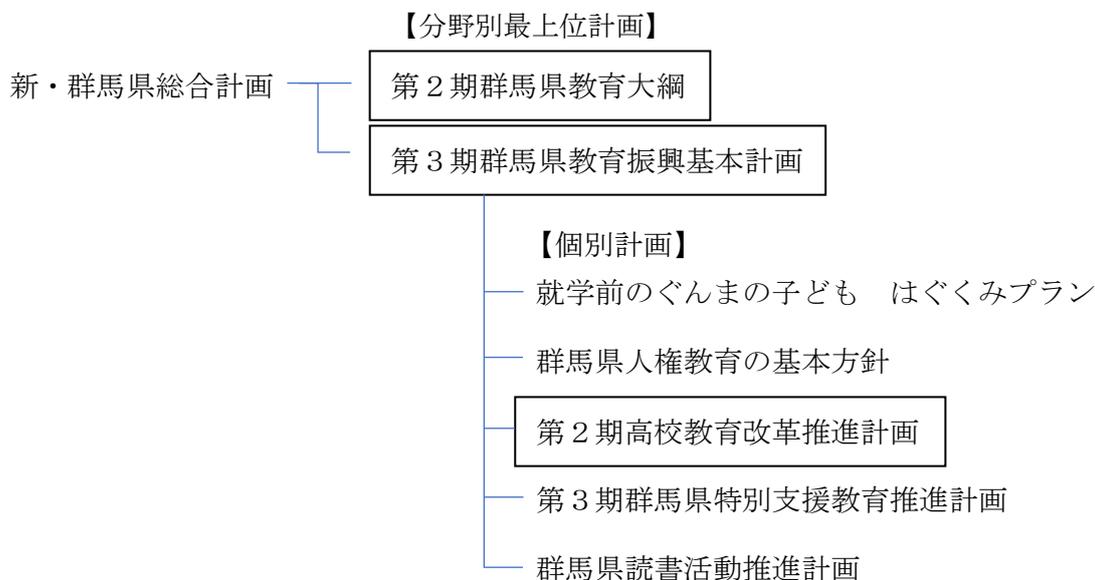
(単位：千円)

項	目	担当課	R4年度 当初予算額	R4年度 決算額
1	教育総務費		25,509,905	24,305,101
	1 教育委員会費	総務課	12,495	11,771
	2 事務局費	総務課	4,600,101	4,430,941
	3 教育管理費	管理課	4,442,893	3,885,387
	4 義務教育人事費	学校人事課	470,135	393,912
	5 高校教育人事費	学校人事課	193,527	132,006
	6 義務教育指導費	義務教育課	515,005	480,779
	7 高校教育指導費	高校教育課	417,844	377,313
	8 職員厚生費	福利課	14,546,080	14,301,933
	9 恩給・退職年金費	福利課	18,403	14,557
	10 文書館費	総務課	48,149	47,882
	11 総合教育センター費	総務課	245,273	228,620
2	小学校費		52,059,536	52,207,425
	1 教職員費	管理課	52,059,536	52,207,425
3	中学校費		31,461,652	31,705,974
	1 教職員費	管理課	31,461,652	31,705,974
4	高等学校費		30,825,196	31,793,944

	1	高等学校費	管理課	28,356,051	28,368,472
	2	教育振興費	管理課	760,749	747,415
	3	学校建設費	管理課	1,708,396	2,678,057
5		特別支援学 校費		15,335,503	15,278,622
	1	特別支援学 校費	管理課	14,435,476	14,159,769
	2	学校建設費	管理課	312,014	698,514
	3	教育振興費	特別支援教 育課	588,013	420,339
6		社会教育費		643,793	710,405
	1	社会教育総 務費	生涯学習課	11,821	9,453
	2	生涯学習推 進費	生涯学習課	139,984	177,255
	3	図書館費	生涯学習課	159,845	159,012
	4	青少年施設 費	生涯学習課	106,465	124,942
	5	天文台費	生涯学習課	111,798	111,353
	6	昆虫の森費	生涯学習課	113,880	128,390
7		健康体育費		464,906	393,628
	1	保健安全費	健康体育課	352,832	308,631
	2	学校体育費	健康体育課	112,074	84,997
		合計		156,300,491	156,395,099

2. 県が作成している教育関連の計画等について

《教育行政に関する計画体系一覧》



新・群馬県総合計画の下、県では各分野にて様々な計画が策定されているが、今回のテーマと関連性の高いものとして、上記のうち四角（□）で囲んだ計画概要は以下のとおりである。

第2期群馬県教育大綱（令和3年3月策定）

第3期群馬県教育振興基本計画との整合性を踏まえ、教育の基本的な方向性を示すものである。

予測困難で、価値観の多様化が進む時代を生きる子どもたちには、答えが一つに定まらない中で課題を発見し、解決に向けて自ら考え、多様な人々と協働する力や、新たな価値を生み出す力が求められていると考えられる。

県では、今後20年の本県を取り巻く様々な変化を見通し、目指す姿を描く「ビジョン」と、今後10年間に重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画」の2つを合わせた新たな総合計画（以下、「新・総合計画」という）を策定している。

様々な取組等を通じて、本県の教育分野における最上位計画である「第3期群馬県教育振興基本計画」の基本目標に掲げているように、子どもたちの「たくましく生きる力」を育み、誰もが自己の可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う社会をつくっていく。

この大綱では、群馬の未来を担う人づくりのために、これからの時代を生きる子どもたちに必要な力とは何かを考え、学校教育をはじめとする教育全般について、基本的な方向性をまとめている。

策定の基本方針

- 1 新しい価値を創造する力の育成**
～感性を磨き、時代を牽引する人材を育成する～
- 2 ICTの活用による教育イノベーションの推進**
～子どもたちの可能性を高める個別最適な学びと協働的な学びを実現する～
- 3 ICTリテラシーの育成**
～ICTを適切に活用し、デジタル社会で生きるために必要な力を育成する～
- 4 確かな学力の育成**
～学力の確実な定着を図り、学びに向かう力・社会に参画する力を育成する～
- 5 豊かな人間性の育成**
～互いに認め合う心と自他を大切にすることを育む～
- 6 健やかな体の育成**
～生涯にわたり健康に過ごすための心と体の土台づくり～
- 7 信頼される魅力的な学校づくり**
～地域とともにある学校づくりと教員の資質向上～
- 8 安全・安心な学びの場づくり**
～新しい生活様式を踏まえた環境づくり～
- 9 地域の教育力の向上**
～官民共創を推進し、地域全体で子どもを育てる～
- 10 生涯学習社会の構築**
～人生100年時代を豊かに生きるための社会教育～

第3期群馬県教育振興基本計画（平成31年3月策定）

計画策定の趣旨

近年の社会経済情勢を見ると、人口減少の加速化と人口構成の変化に加え、急速な技術革新やグローバル化の進展等により社会全体が変容し、また、家庭環境の多様化による子どもの貧困や地域間格差等の課題も顕在化している中で、教育をめぐる状況も大きく変化している。

学校現場では、平成30年3月の高等学校学習指導要領改訂等により、社会に開かれた教育課程を進めていくこと、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することが求められている。また、地域コミュニティの弱体化や家庭の状況変化により、地域や家庭の教育力が低下していることから、これらを向上させることが課題となっている。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、「人生100年時代」を見据えた生涯学習の推進や、多様なニーズに対応した教育機会の提供など、今後5年間の教育政策の目標と施策群を示したところである。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、教育分野の最上位計画として第3期群馬県教育振興基本計画を策定し、これまで以上に学校と地域が連携・協働し、子どもたちが予測困難な未来をたくましく生きる力を育み、誰もが自己の可能性を高め、豊かな人生を送り、主体的に社会と関わるができるよう群馬県における教育の振興のための施策の基本的な方向性を定める。

計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定
- ・群馬県総合計画の下で教育分野における最上位計画に位置付け

計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間

計画の推進

この計画を着実かつ効果的に実施していくため、各取組に沿った事業計画を毎年度当初に「教育行政の主要施策」としてまとめます。また、毎年度終了後、取組の効果や課題等を点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。



群馬県の教育を取り巻く状況

・人口減少社会の到来

群馬県の人口は、2004年をピークに減少に転じており、2012年から200万人を下回る状況が続き、今後も減少していくと推計。

年齢別では、14歳以下の年少人口が2015年から2025年10年間で18%減少し（25万1千人→20万7千人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が10%減少する（117万6千人→106万6千人）と推計されている。

こうした状況から、児童生徒数が減少していく中での、学校教育の活力の維持、社会的・職業的に自立し地域社会を支える人材の育成、高齢者を含めた地域の教育力の活用等が今後の課題となっている。

- ・グローバル化や技術革新の進展

本県では、平成 28 年 3 月に第 2 次群馬県国際戦略を策定し、「世界を惹きつける群馬」を目指して、海外に目を向けた施策によって本県経済の活性化につなげていくための取組を積極的・戦略的に進めている。

また、情報通信技術の発展が目覚ましく、急速に普及していることから、それらを活用した効果的な授業の実施が求められている。AI 等の技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0) の到来が予想されており、県内では自動運転技術の開発などの取組も始まっている。

- ・経済の状況

生活保護法に基づく保護を受けている世帯は増加傾向が続いており（被保護世帯の総数（平成 29 年 12 月）：本県 12,344 世帯）、子どもの貧困も社会問題となっていることから、学ぶ意欲のある者が経済的な制約にかかわらず、しっかりとした教育の機会を得られるようにしていくことが必要である。

また、企業の雇用形態が多様化する中で、その時代に応じた勤労観、職業観を育み、本県のものづくり産業等の将来を担う若い労働力を育成することも必要である。

- ・児童生徒や教職員の状況

- 学力の状況

高校においては、民間の教育研究機関の調査結果によると、全国的に、学校外における学習時間は増加傾向にあり、各教科の理解度も高まる傾向にある。高校においても思考力、判断力、表現力等を育む観点から、今後も基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、確かな学力を育成していくことが必要である。

- ・特別支援教育の状況

特別支援教育を受けている児童生徒の数は、児童生徒全体の数が減少している中で増加傾向にあり、今後も特別の支援を必要とする子どもへの支援を充実させていくことが必要である。

本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国でも上位にあるが、一般就労できる生徒をより増やしていくことが必要である。そのためには、地域社会との積極的な交流による障害に対する理解の促進や企業セミナー開催等による生徒一人一人の希望や障害の特性と雇用を求める企業の業務内容とのマッチング等、障害のある生徒の就労支援を一層充実していくことが求められている。本県では、平成 30 年 4 月、沼田、

藤岡、富岡、吾妻の各特別支援学校に高等部を開設したことにより、小学部から高等部段階まで身近な地域で学ぶ環境を整えている。今後は地域に応じて各校の特色を高め、卒業後の進路先を地域で確保できるようにしていくことが必要である。

・公立学校教職員の状況

県の公立学校教職員の年齢構成は、第2次ベビーブーム世代が学齢期の頃に採用された50歳代が多く、今後10年間に退職者数がピークとなることから、学校運営の中核となるミドルリーダーの育成等、大量退職への対応が課題となっている。また、病気休職者数が毎年100人を超え、その約半数は精神疾患が原因となっていることから、教職員の心の健康を保持増進するメンタルヘルス対策にも引き続き取り組む必要がある。さらに、教職員の多忙化が問題となっていることから、その対応も求められている。

一方で、新学習指導要領で求められる授業、児童生徒の心のケアの充実、体罰禁止の徹底等に対応するため、教員の資質向上を図ることも課題となっている。

群馬県の教育施策が目指す方向

基本目標

たくましく生きる力をはぐくむ

～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

・具体的な取組の展開

県では、基本目標の達成に向けて、8の基本施策、19の施策の柱に沿った43の取組を、2019年度（平成31年度）から2023年度（令和5年度）までの間に具体的に推進していくとしている。

なお、取組の効果を測定するため「施策の柱」ごとに指標を設定し、計画の最終年度である2023年度（令和5年度）における目標値を示している。

以下は、当該計画をまとめたものであるが、今回のテーマである（県立）高校教育に関する指標については右端に印を付けている。

項	基本施策	施策の柱	取組	高校教育 に関連する 指標の 有無
1	時代を切り拓く 力の育成	1 社会的・職 業的自立に 必要な能力 を育成する	1 時代に応じたキャリア 教育の充実	—
			2 より実践的な職業教育 の推進	○
			3 主権者教育等の充実	○
			4 特別の支援を必要とする 生徒への就労支援の 充実	—
		2 文化芸術教 育と郷土に 誇りをもて る学びを推 進する	5 文化芸術や尾瀬等の郷 土資源を活用した学び の推進	—
			6 古代東国文化や世界遺 産をはじめとした郷土 の文化遺産を活用した 学びの推進	—
		3 国際的視点 に立ち、自 らの考えを 発信できる 力を育成す る	7 国際理解教育の充実	—
			8 豊かな語学力の育成を 目指した外国語教育の 推進	○

項	基本施策	施策の柱		取組		高校教育 に関連する 指標の有無
2	確かな学力の育成	4	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む	9	身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成	○
				10	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	○
		5	探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する	11	ものづくり産業等へつながる理数教育の推進	—
				12	プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成	○
				13	地域を発展させる大学の充実	—
3	豊かな人間性の育成	6	自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに規範意識を高める	14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	—
				15	人間としての生き方についての考え方を深める道徳教育の充実	—

項	基本施策	施策の柱		取組		高校教育 に関連する 指標の有無
3		6		16	自らの態度や行動につながる人権教育の推進	○
		7	いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する	17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	—
				18	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	○
4	健やかな体の育成	8	児童生徒の体力向上を図る	19	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	—
				20	運動部活動の推進と適正な運営	○
		9	児童生徒の心身の健康を保持増進する	21	健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進	—
				22	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	○

項	基本施策	施策の柱	取組	高校教育 に関連す る指標の 有無
5	信頼される学校 づくり	10 教員の資質 を向上し、 互いに高め 合う職場づ くりを推進 する	23 大量退職に対応したミ ドルリーダーの育成等 による指導力の向上	—
			24 児童生徒に対する心の ケアができる力をはじ めとした様々な課題へ の対応力の向上	—
			25 教職員が力を十分発揮 できる職場の環境整備 と健康の保持増進	○
		11 特別の支援 を必要とす る児童生徒 の教育を充 実する	26 特別の支援を必要とす る児童生徒への適切な 対応と交流及び共同学 習の推進	—
			27 特別支援学校のセンタ ー的機能をはじめとし た特別支援教育の相談 支援の充実	—
		12 特色ある学 校づくりを 推進する	28 家庭や地域と一体とな った地域とともにある 学校づくり	—
			29 高校教育改革の推進	—
			30 私立学校の振興	—

項	基本施策	施策の柱	取組	高校教育 に関連す る指標の 有無
6	安全・安心な学び の場づくりと防 災・危険対応能力 の育成	13 安全・安心 な教育環境 を確保する	31 学校施設の長寿命化の 推進	○
			32 ICT 環境の整備と情報 セキュリティの確保	—
			33 就（修）学、多様な教育 機会確保のための一層 の支援と外国人児童生 徒の教育の充実	—
		14 災害等から 身を守る力 の育成と児 童生徒の安 全の確保を 地域ぐるみ で推進する	34 学校・家庭・地域が連携 した防災教育の推進	—
			35 学校や通学路、地域にお ける安全確保と安全教 育の充実	—
7	家庭の教育力向 上と学校・地域の 連携・協働の推進	15 幼児期の教 育の充実を 図る	36 質の高い幼児期の教育 の推進	—
		16 家庭教育支 援を推進す る	37 市町村や民間団体との 連携・協働による家庭教 育支援の推進	—

項	基本施策	施策の柱		取組		高校教育 に関連す る指標の 有無
7		17	学校と地域の連携・協働を推進する	38	学校・地域の連携・協働による地域の活性化	—
8	生涯学習社会の構築	18	生涯にわたる多様な学びを推進する	39	多様な課題に対応した学習機会の充実	—
				40	社会教育施設の有効活用	—
				41	読書活動の充実と県立図書館の機能強化	—
		19	社会教育を推進する	42	地域の学びを支える人材づくり	—
				43	青少年教育の推進	—

群馬県教育委員会点検・評価

教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすため、上記取組について、指標化できたものを中心に各年度で点検・評価を実施している。

以下は、計画値と3カ年実績である（ただし、監査人が高校教育と関連性があると判断した指標のみとしている）。

指標		策定時	目標	R2年	R3年	R4年	進捗率
項目	細目	数値		実績	実績	実績	
①公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合		37.9%	60.0%	51.5%	29.2%	22.5%	△69.7%
②県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率（一般就労した人数／卒業生数×100）		31.7%	40.0%	33.9%	34.0%	29.4%	△27.7%
③就労支援員が就業体験先として確保した企業数		463件	500件	521件	578件	551件	237.8%
④公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合		36.8%	47.0%	42.2%	44.3%	48.4%	113.7%

指標		策定時	目標	R2年	R3年	R4年	進捗率
項目	細目	数値		実績	実績	実績	
⑤公立高校における中途退学率	全日制	0.7%	0.5%	0.9%	0.6%	0.6%	50.0%
	定時制	11.0%	9.0%	11.6%	11.4%	11.5%	△25.0%
⑥主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数	高校	47校	60校	62校	60校	60校	100.0%
⑦授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合		76.1%	100.0%	-	-	-	※

※文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の調査項目が変更されたため基準年度との比較が困難と判断、以下の参考数値の開示としている。

(参考)

指標 2019年	基準	目標	R2年	R3年	R4年	進捗率
			実績	実績	実績	
⑧授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合	68.2%	100.0%	68.2%	65.8%	73.2%	15.7%

指標		策定時	目標	R2年	R3年	R4年	進捗率
項目	細目	数値		数値	数値	数値	
⑨教職員の人権意識を高める為の研修に取り組んだ学校の割合	高	68.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	特支	80.0%	100.0%	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑩いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合	高	62.0%	100.0%	92.6%	100.0%	100.0%	100.0%
	特支	38.0%	100.0%	39.1%	95.2%	92.30%	87.6%
⑪運動部活動における外部指導者の活用状況	高	65.7%	75.0%	75.0%	77.3%	80.3%	157.0%
⑫公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	高	88.00%	100.0%	80.65%	87.75%	85.95%	△17.1%
⑬公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	高	62.36%	100.0%	54.31%	62.14%	64.04%	4.5%

指標		策定時	目標	R2年	R3年	R4年	進捗率
項目	細目	数値		数値	数値	数値	
⑭ 県内学校における時間外勤務の縮減	① 高	44.3%	※	36.0%	9.7%	10.8%	—
	① 特支	17.3%	※	6.0%	5.3%	3.9%	—
1か月の時間外勤務が	② 高	16.8%	※	8.6%	0.8%	1.0%	—
	② 特支	1.3%	※	0.1%	0.3%	0.2%	—
① 45時間超の教職員							
② 80時間超の教職員（①の内数）							

※策定時の数値は、H30年4月～6月の状況について、全校ではなく全体の8%に当たる44校（小20校、中16校、高6校、特支2校）を抽出して調査している。また、時間外については目標値の定めが困難という判断より設定していない。

以下、上記各指標の推移について、監査人による増減のコメントを付す。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で直近2年は減少している。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により若干減少している。
- ③障害者雇用への理解の深まりにより概ね増加傾向にある。
- ④教育課程研究会の実施や英語有識者の協力等により、英語力向上が見受けられる。
- ⑤中途退学の未然防止に向けた取組により、僅かに減少傾向にある。
- ⑥ICTの教員への校内研修、効果的な活用により100%が継続されている。
- ⑦3ヵ年の数値がない為コメントなし。
- ⑧各種研修会、校内研修等により、ICTを活用する教員割合は増加している。
- ⑨道徳教育等の充実、人権問題への理解の深まりを背景に100%が継続されている。
- ⑩いじめ問題に関する校内研修の実施を必須にしたことにより増加している。
- ⑪地域との連携推進により直近2年は増加している。
- ⑫新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受診しない生徒もおり、若干の増加に留まる。
- ⑬新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受診しない生徒もおり、若干の増加に留まる。
- ⑭部活動再開等により僅かに増加したが、ICT化等により直近2年は減少している。

第2期高校教育改革推進計画（令和3年3月策定）

「第3期群馬県教育振興基本計画」（計画期間：平成31年度～令和5年度）の部門計画であり、「第2期群馬県教育大綱」の方向性を踏まえたものである。

・計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体が大きく変化する中、学校は、その役割の大きさが再認識されるとともに、教育のデジタル化などの新たな取組が求められることになった。

本計画の策定に当たっては、このような状況も踏まえ、「たくましく生きる力の育成」を、本県の高等学校において、いつの時代にあっても変わらず重要なものと位置付けるとともに、新たな2つの視点を加えて、高校教育改革に取り組むこととした。

新たな2つの視点とは、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、多様な個性を持つ子どもたち全てが安心して高校教育を受けられる体制づくりを進めていくという視点と、また、今や人々の生活に不可欠なものとなりつつあるデジタルツールを生かして群馬ならではの学びを進める「教育イノベーション」の視点である。

以上のことを踏まえ、群馬の未来を担う人材を育成するため、「第2期高校教育改革推進計画」を策定している。

・計画の位置付け

「第3期群馬県教育振興基本計画」（計画期間：平成31年度～令和5年度）の部門計画であり、「第2期群馬県教育大綱」（令和3年3月策定）の方向性を踏まえたもの

・計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

1. 高校教育改革の必要性

高校を取り巻く環境の変化

<社会の変化>

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に「ニューノーマル（新常態）」への転換を迫ることとなり、社会や経済のデジタル化が進行し、安全で持続可能な地域社会づくりがより一層求められることとなった。このような状況にあって、成年年齢の18歳への引下げもあり、若者一人一人が自らの責任を自覚し、社会を担うことがより一層求め

られており、今後は、高校教育の果たす役割がこれまで以上に大きくなっていくと考えられる。

<生徒の多様化>

令和2年3月における本県の中学校卒業者の高等学校等の進学率は99%であり、少子化など社会状況の変化の影響等もあって、高等学校では、以前にも増して、多様な学習ニーズを持つ生徒を受け入れている。また、近年、各学校には、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の一層の多様化に加え、不登校経験を持つ生徒や障害のある生徒、外国人生徒など、多様な生徒が在籍するようになってきていることから、全ての高校生が安心して高校教育を受けられる体制づくりを進めていくことが必要となっている。

<中学校卒業者の減少>

本県の中学校卒業者は、平成元年3月の33,859人以降、急減期に入り、平成20年代の増減期を経て、平成30年から再び急減期に入っている。令和2年3月の中学校卒業者は17,846人であったが、今後も更なる減少が続き、令和17年の中学校卒業見込者は1万3千人を下回る見込みである。このように、急激な中学校卒業者の減少が見込まれる中で、高校教育には、学校の活力を維持し、教育の質の向上を図るための取組が求められており、地域のニーズを捉えた特色ある学校づくりを推進するとともに、適正な学校規模と教職員配置を維持し、教育環境を整備していくことが急務となっている。

<教育のデジタル化>

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会や生活様式が大きく変容し、社会のデジタル化が加速する中、文部科学省のGIGAスクール構想の前倒しと並行して、本県では独自に、全国に先駆けて県立高校へ1人1台パソコンを整備し、デジタル技術を活用した学びの充実を図っている。

今後は、生徒の学習ニーズや理解度に合わせ、個別最適な学びを推進していくことに加え、多様な人々と関わりながら課題解決を図る協働的な学びの実現や、近年多発している大規模な災害等に備えて、緊急時のオンラインによる学びを保障する体制づくりを進めていくことが必要である。

2. 特色ある高校教育の推進

基本的な考え方

以下のとおり、5つの方向に沿って「たくましく生きる力の育成」に取り組む

取組		具体的な計画等
1	時代を切り拓く力の育成	探究求型学習の充実、外国語でのコミュニケーション
2	確かな学力の育成	授業改善、ICTの活用
3	豊かな人間性と健やかな体の育成	人権に関する意識の向上
4	信頼される魅力的な学校づくり	教職員の指導力向上、スクールカウンセラーの配置、再編整備、保護者等からの意見の反映
5	地域との連携・協働の推進	地域ならではの伝統・文化、技術・観光資源を教育資源として活用

3. 生徒受入体制の在り方

(1) 公立高校と私立高校との協調

〔資料〕全日制高校等受入定員及び中学校卒業生数に対する割合の推移

(単位：人)

年 度	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
中学校卒業生数	19,654	19,309	18,806	17,846
県 立	12,440(63.3%)	12,200(63.2%)	11,800(62.7%)	11,120(62.3%)
市立・組合立	1,280(6.5%)	1,305(6.8%)	1,315(7.0%)	1,315(7.4%)
私 立	4,525(23.0%)	4,525(23.4%)	4,455(23.7%)	4,455(25.0%)

(注)

- ・中学校卒業生数は、中等教育学校前期課程修了者を含む
- ・県立、市立・組合立には、フレックススクール昼間部定時制及び中等教育学校後期課程を含む
- ・100%に満たない部分は、定時制、通信制、特別支援学校高等部、県外進学、専門学校、就職等

(2) 県立高校の再編整備

基本的な考え方

令和2年度から令和13年度にかけて、中学校卒業者は3千人以上減少し、全県の公立高校の学級数については、50学級以上を減じることになる見込みである。これは、現在の平均的な規模である1学年当たり5学級の学校で、10校以上の減となる。このような少子化を始め、学校を取り巻く環境が急激に変化している状況を踏まえ、高校教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立高校の再編整備を計画的に行う。

取組の方向

適正規模について

- ア 1学級当たりの人数は、国の基準に基づき、40人を標準とする。
- イ 学習の専門性の確保に加え、多様な部活動の保障や学校行事等の活力維持の観点から、1学年当たり4～8学級を基本とする。
- ウ 適正規模を下回る学校については、地域の実情を踏まえながら、統合等による学校規模の適正化を図る。

適正配置

- ア 学校・学科等の適正な配置に当たっては、生徒の通学状況等を踏まえ、原則として、県内を次の8地区に分けて検討する。

1	前橋地区	2	伊勢崎・佐波地区
3	高崎・安中地区	4	藤岡・多野・富岡・甘楽地区
5	沼田・利根地区	6	渋川・吾妻地区
7	太田・館林・邑楽地区	8	桐生・みどり地区

〔資料〕 地区別中学校卒業生数の推移

(単位：人)

地区	卒業年月	令和2年3月		令和3年 3月	令和8年 3月 (見込)	令和13年 3月 (見込)
			公立高校数 (公立中等 教育学校数)			
前橋地区		2,927	10	2,900	2,774	2,571
伊勢崎・佐波地区		2,394	6 (1)	2,271	2,223	2,085
高崎・安中地区		4,047	11 (1)	3,970	3,571	3,304
藤岡・多野・富岡・甘楽地区		1,159	7	1,159	1,048	855
沼田・利根地区		718	5	641	553	484
渋川・吾妻地区		1,446	7	1,304	1,265	1,152
太田・館林・邑楽地区		3,770	13	3,698	3,738	3,221
桐生・みどり地区		1,385	7	1,275	1,135	1,000
県全体		17,846	66	17,218	16,307	14,672

(注)

- ・中学校卒業生数は、中等教育学校前期課程修了者を含む
- ・学校基本調査及び義務教育就学前幼児数調査による（令和2年5月1日現在）

(3) 小規模校

基本的な考え方

1学年2学級規模の小規模校については、地域との情報共有を図りながら、今後の在り方を検討する。なお、入学者数が定員を下回り、将来にわたり減少が予測される場合には、充足率や地元からの入学者数等の目安となる基準を設定し、地域の実情に配慮しながら、統合を含む再編整備を計画的に行う。

取組の方向

- ・入学者が40人を下回る状況が3年続いた場合を目安とし、地元中学校からの入学者数等も考慮しながら、統合を含む再編整備を検討・実施する。
- ・再編整備に当たっては、教育の機会均等の観点に十分配慮しながら、地域や学校関係者等との意見交換の場を設定するなどし、地元の理解を得ながら検討を進める。

(4) 学校・学科等

基本的な考え方

魅力ある学校づくりのために、学校・学科の特性を生かし、地域との連携や ICT の効果的な活用などにより、学校の特色化を推進する。

また、中学校卒業生数の減少を踏まえ、高校教育の質的水準を維持する。

(5) 入学者選抜

基本的な考え方

「生徒一人一人の優れたところを積極的に評価するため、多様な選抜尺度による選抜を行う」という趣旨の下、適切な制度の在り方について、今後も不断に見直しを行う。

(6) 男女共学の推進

基本的な考え方

男女が共に学ぶことの意義や、性差による制限のない学校選択の保障という観点に加え、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒への対応の必要性などからも、男女共学化を推進していく必要がある。

「群馬県男女共同参画基本計画」を踏まえ、県民の理解を得ながら、今後の高校教育改革の中で、男女共学化を推進する。

3. 教育委員会事務局概要

教育委員会は、教育行政を処理するため、都道府県、市町村などに設置される合議制執行機関である。

教育委員会は、原則として教育長と4人の委員から構成される。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関して識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術、文化に関して識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

なお、都道府県又は市においては、条例で委員の数を5人以上とすることができる。
(群馬県教育委員会は、委員の数は5人)

(1) 教育委員会の機構

① 教育委員会

令和4年12月現在

職名	人数	職業等
教育長	1名	
教育長職務代理人	1名	無職（主婦）、保護者委員
委員	4名	法人役員、元教諭、大学教授
計	6名	

② 事務局

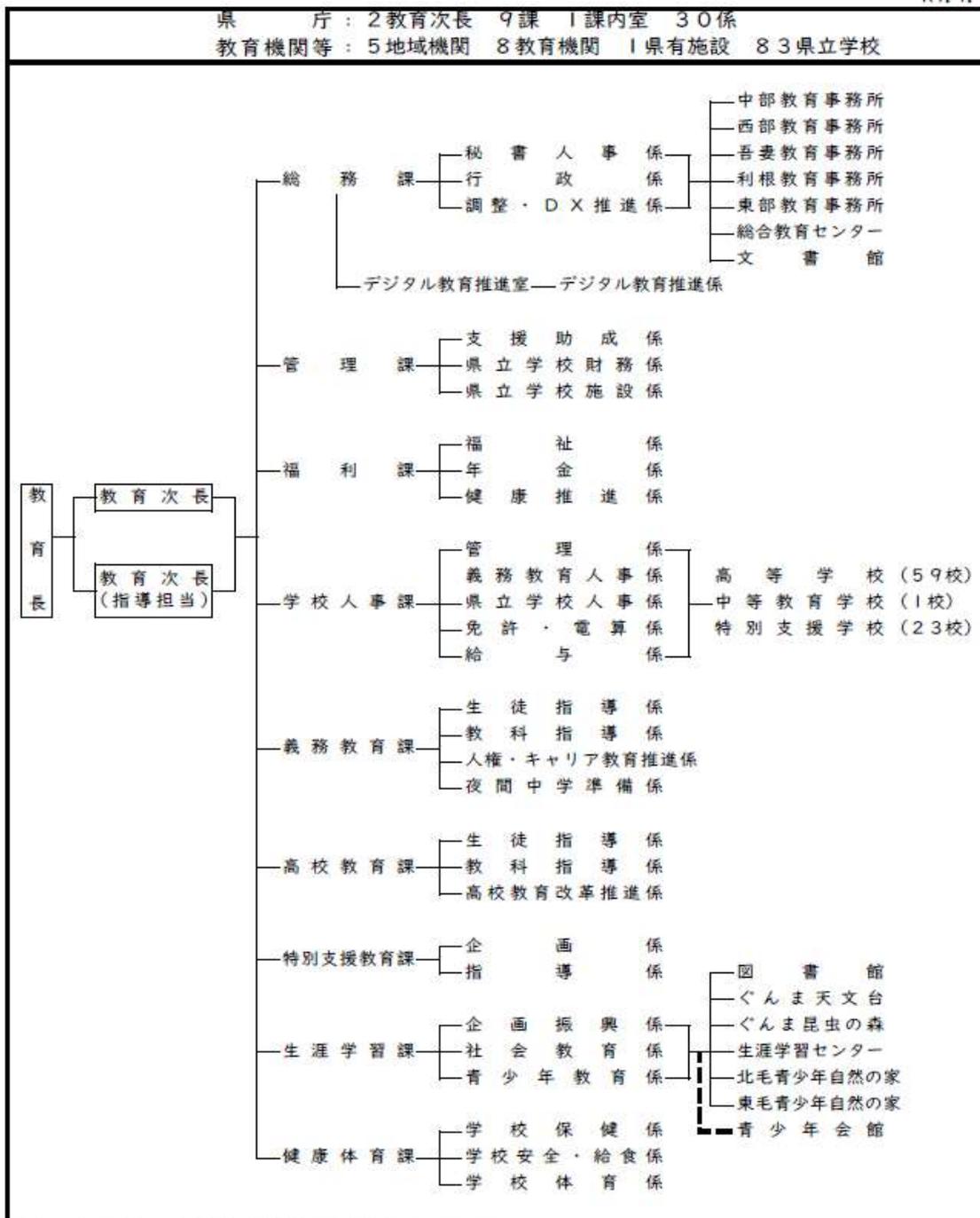
ア 事務局等職員定数

令和4年4月1日における群馬県教育委員会事務局等職員定数条例に定める職員定数510名に対し同日現在における同条例定数内職員数は前年度同様に418名となった。

教育委員会事務局を含む機構図は以下の通りである。

(3) 事務局等機構図

R4.4.1



※ 1 福利課については共済組合の組織は記載していない。

4. テーマの選定にあたり対象とした事業等について

県の教育委員会が所管する業務は幅広く、今回の監査では教育分野の中の県立高校を中心としたものとしている。よって、教育委員会事務局についても県立高校と深く関係する所属である総務課、管理課、学校人事課、高校教育課、特別支援教育課の高校教育に関する事業等を中心に監査を実施した。

なお、県立高校については8つの地区ごとに学級数の多い高校を中心にしつつも、普通科以外の科を設置している高校も選定されるように抽出、各高校について2名から4名で現場往査を行った。なお、高等特別支援学校についても生徒数の多い学校を2校選定した。

往査を実施した学校は以下の13校である。

No.	学校名
1	前橋高等学校
2	前橋商業高等学校
3	伊勢崎工業高等学校
4	高崎女子高等学校
5	安中総合学園高等学校
6	藤岡中央高等学校
7	沼田女子高等学校
8	吾妻中央高等学校
9	太田高等学校
10	太田フレックス高等学校
11	桐生高等学校
12	前橋高等特別支援学校
13	高崎高等特別支援学校

なお、県立学校の詳細は「往査した県立高等学校等（全13校）に関する監査結果及び意見」を参照。

III. 監査結果及び意見

【監査結果及び意見の件数一覧】

事務局・県立学校名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
総務課		2	2
管理課		7	7
学校人事課	2	5	7
高校教育課		5	5
特別支援教育課		2	2
県立高等学校（高等特別支援学校を含む）※	2	13	15
【合計】	4	34	38

※県立高等学校等 延べ数

前橋高等学校		6	6
前橋商業高等学校		4	4
伊勢崎工業高等学校	1	3	4
高崎女子高等学校		5	5
安中総合学園高等学校	1	6	7
藤岡中央高等学校	1	6	7
沼田女子高等学校		5	5
吾妻中央高等学校		5	5
太田高等学校		5	5
太田フレックス高等学校		4	4
桐生高等学校		3	3
前橋高等特別支援学校		1	1
高崎高等特別支援学校		4	4
【小計】	3	57	60

(延べ数の補足)

各県立高等学校の個別意見等は同内容を1つと判断した場合は15個（指摘・意見の合計）であるが、県立高等学校ごとに判断・検討を行ってほしい趣旨から、それぞれの県立高等学校で記載している。

◆ 対象とした教育委員会事務局事業等に関する監査結果及び意見

■ 1. 総務課（学びのイノベーション戦略室）

1. 概要

(1) 所管業務

- ①教育行政に関する基本的事項の総合的な企画及び調査研究並びに教育行政の重要な事項に関すること
- ②教育行政の総合計画に関すること
- ③教育委員会の会議に関すること
教育委員会（教育長及び5名の委員で構成）の会議（定例会 毎月1回）の事務局を運営している。
- ④教育委員会の所掌する歳入歳出予算、決算及び会計事務に関すること
- ⑤条例、規則等の制定及び改廃並びに公告に関すること
- ⑥県議会及び他の執行機関との連絡に関すること
- ⑦事務局等の組織並びに事務局等職員の定数、任免その他の人事及び服務に関すること
- ⑧事務局等職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること
- ⑨教育行政に係る広報及び広聴に関すること
- ⑩国の実施する調査並びに県教育に関する基本的調査及び統計に関すること
- ⑪デジタル教育の企画、推進に関すること
- ⑫教育イノベーションプロジェクトの推進に関すること

(2) 組織図（令和5年3月31日）

総務課（デジタル教育推進室）24名			
課長 1名	次長 1名	秘書人事係長 1名	職員 6名
		行政係長 1名	職員 4名
		調整・DX推進係長 1名	職員 4名
室長（デジタル教育推進室）1名		デジタル教育推進係長 1名	職員 3名

参考（令和5年4月1日）

総務課（学びのイノベーション戦略室）26名			
課長 1名	次長 1名	秘書人事係長 1名	職員 6名
		行政係長 1名	職員 4名
		調整・DX推進係長 1名	職員 3名
室長（学びのイノベーション戦略室）1名		政策企画係長 1名	職員 1名
		デジタル教育推進係長 1名	職員 4名

（3）令和4年度決算額（抜粋）

（単位：千円）

目	事業名	R4年度 当初予算額	決算額	摘要
1 教育委員会費	教育委員会運営	12,495	11,771	教育委員会会議の開催等
2 事務局費	職員給与	4,311,122	4,209,837	教育委員会事務局の人件費
	総務調整費	47,306	37,368	部局調整費（年度途中で機動的対応が必要な経費）等
	社会参加費	2,256	371	会合への参加費及び香典等
	教育施設等特別維持整備費	32,500	30,587	所管各施設の中規模改修。補修費
	教育委員会事務局運営	181,032	126,761	障害者雇用促進対策、教育DX推進センター費用等
	栄典・文書管理	1,099	896	

教育事務所運営	24,599	23,240	教育事務所に係る運営費
市町村教委連絡指導	106	81	
教育政策調査	81	68	

2. 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容、補助金や委託費の内容についてヒアリングを実施するとともに各種の資料を閲覧した。

3. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県デジタル窓口のうち、教育関連情報の登録者について（意見1）

群馬県デジタル窓口の友だち登録の数及び教育関連情報の配信登録の数が測定できるのであるから、登録者数や登録割合を1つの目標として掲げ、それを達成するように取り組むことが望ましい。

（現状及び問題点）

教育DXの推進、省力・効率化のため、これまで年に3回配信していた広報紙「教育ぐんま」を休止し、令和3年度からLINEを活用して、教育関連情報を毎月デジタル配信している。

群馬県デジタル窓口の友だち登録をしている人のうち、教育関連情報の配信登録をしている人の割合は、令和3年4月が16.2%であったのに対し、最近では8.0%程度となっている。

（単位：人）

年/月	教育関連情報 配信登録者数	群馬県デジタル窓口 友だち全体数	登録割合 (教育関連情報/友だち全体)
R3.4	14,430	88,980	16.2%
R3.9	44,133	508,564	8.7%
R4.1	51,928	654,714	7.9%
R4.4	55,193	701,027	7.9%
R4.9	56,580	714,392	7.9%
R5.1	57,208	722,811	7.9%
R5.4	57,371	716,612	8.0%

総務課では、令和5年7月から掲載方法を変更し、文字だけでなく、画像を積極的に使用してより見やすくなるような工夫を行っている他、令和5年8月には教育長メッセージを配信するなど工夫を行っている。

一方で、割合については群馬県デジタル窓口の登録者数に影響されてしまうことから、特に数値目標は定めていない。

(改善策)

群馬県デジタル窓口の友だち登録の数及び教育関連情報の配信登録の数が測定できるのであるから、登録者数や登録割合を1つの目標として掲げ、それを達成するように取り組むことが望ましい。

(2) 民間企業と連携したデータ活用の活性化について (意見2)

学校現場でも利用できるデータの集計を検討するとともに、費用面を含め早急に課題を解決する必要がある。

(現状及び問題点)

県では教育イノベーションの推進体制構築の一環として民間企業と連携したデータ活用を行っている。小学校・中学校・高等学校における教育データの効果的な活用について、県教育委員会と委託事業者が連携し、研究校のデータ活用状況について分析を行うことを目的とした制度である。

具体的には小・中・高のモデル校（令和3年度は11校（うち高校は2校）、令和4年度は23校（うち高校は5校）を設定し、各学校で生徒が1人1台端末を利用し、毎日体温・体調・気分を選択入力するとともに相談希望等があれば入力、教師は生徒が入力した状況や分析結果をデータで把握し早期の支援を実施できるシステムとなっている。

高校では令和4年度について県立高校の5校がモデル校として選出され1年間データ入力を実施した。

当該結果を受けて各モデル校にアンケートを実施、アンケート結果をまとめている。アンケートのデータ利活用調査研究の項目として「役に立ったと思うこと」という選択肢の中に「入力データの利活用」があるが、モデル校において当該選択肢を選んだ高校はゼロ（当該選択肢を選んだ高校はなし）となっている。また、「来年度も継続して利用したいか」という選択肢では、5校中1校が「できれば利用したくない」と回答している。

当該データの利用は現状、モデル校に限定しているが将来的には全ての学校へ導入を

検討しているため費用面の課題（全校導入の際には各学校でデータ利用の費用を負担）もある。

なお、現状、データ活用に要している費用は全額、県の予算負担で行っており年間9,131千円となっている。将来的には各学校等で保護者負担を想定しているが学校等での有用性が乏しい場合には保護者等から理解を得ることが難しくなる可能性がある。

(改善策)

令和3年度からモデル校で実施しているが、上記のように本来の趣旨に反する課題があるため、県としては学校現場でも利用できるデータの集計も検討するとともに、費用面を含め早急に課題を解決する必要がある。

■ 2. 管理課

1. 概要

(1) 所管業務

- ① 県立学校の教職員に係る給与費、旅費の予算編成、執行及び決算に関すること
- ② 県立学校の運営に要する経費の予算編成、執行及び県立学校に対する会計事務指導に関すること
- ③ 産業教育振興法に基づく施設設備整備
- ④ 就学支援、就学支援金（公立高等学校等）、奨学のための給付金（国公立高等学校等）、群馬県育英会（学生寮上毛学舎）運営指導
- ⑤ 県立学校用地の取得・処分及び教育財産の管理
- ⑥ 県立学校の校舎等施設整備

(2) 組織図（令和5年3月31日）

管理課 27名			
課長 1名	次長 1名	支援助成係長 1名	職員 7名
		県立学校財務係長 1名	職員 6名
建築主監 1名		（次長兼）県立学校施設係長 1名	職員 8名

(3) 令和4年度決算額（抜粋）

（単位：千円）

目	事業名	R4年度 当初予算額	決算額	摘要
3 教育管理費	学校管理事務	17,369	14,177	事業管理システム等
	公立文教施設整備推進	25,415	12,172	公立文教施設整備事務指導
	就学支援	23,977	11,493	教育文化事業団奨学金貸与事業運営補助等
	就学支援金	3,714,814	3,411,370	就学支援金の給付

	奨学のための 給付金	661,318	436,175	住民税非課税世帯、生活保護世帯への教育経費の給付金
1 高等学校費	教職員給与	26,019,646	26,099,779	県立高校の教職員給与
	非常勤職員給与	550,926	383,590	同非常勤給与
	教職員旅費	215,276	175,158	教職員の旅費（修学旅行等を含む）
	高等学校運営	1,469,151	1,598,854	県立高校の運営経費（光熱費、実験実習費、図書費等）、ICT環境整備費等
	農業高校生産実習	101,052	111,020	農業高校の実習費（家畜飼料、薬剤、種苗等）
2 教育振興費	高校教育振興費	760,749	747,252	県立高校の情報端末等のセキュリティ費等
3 学校建設費	高等学校施設整備	1,621,580	1,157,805	県立高校の長寿化工事、一般修繕費等
	高等学校財産管理	86,816	90,428	消防等設備点検費、土地賃借料等
1 特別支援学校費	教職員給与	12,998,342	12,865,647	特別支援学校の教職員給与
	非常勤職員給与	107,412	67,899	同非常勤給与
	教職員旅費	59,365	30,175	同旅費
	特別支援学校運営	1,270,357	1,172,178	特別支援学校の運営経費（光熱費、教材購入費等）、スク

				ールバス運行費、ICT環境整備費等
2 学校建設費	特別支援学校 施設整備	294,262	216,681	長寿命化工事、一般工事、伊勢崎特別支援学校再編整備等
	特別支援学校 財産管理	17,752	17,166	消防等設備点検費、土地賃借料等

2. 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容、補助金や委託費の内容についてヒアリングを実施するとともに各種の資料を閲覧した。

3. 監査結果（指摘又は意見）

（1）特別教室及び体育館のエアコンの設置について（意見3）

県立高校の普通教室のエアコン普及率は100%だが、特別教室及び体育館の設置率が全国平均と比較して低い。特別教室は令和5年度及び6年度予算での設置を進めているが、体育館については令和6年度から5年間での整備を目指し予算要求中である。

体育館へのエアコン設置は、熱中症という命に係わる問題であり、また災害の避難所にもなるため、高校の統廃合等も検討したうえで、存続させる施設に対しては、優先的に予算を計上することが望ましい。

（現状及び問題点）

県立高校の普通教室のエアコン普及率は100%だが、特別教室及び体育館の普及が遅れている。県立高校全体では令和4年9月1日現在、特別教室は39.5%、体育館等は1.3%であった。

その後、令和4年度中に、新型コロナウイルス感染症対策及び夏季の熱中症対策を図るため、29校29室に工事を行った。また、各高校にアンケートを実施し、空調設備未設置の特別教室1,170室のうち、週あたり使用コマ数が10コマ以上の教室319室に対して、令和5年度及び6年度に工事を予定している。

しかしながら、熱中症対策に加えて災害時の避難場所の環境改善にもつながる体育館への設置はまだ進んでいない。現在、高崎高校及び桐生高校をモデル校として選定し、

体育館の空調設備の設計を行っており、令和6年度に10校に対する工事の予算を要求中である。予算が付けば、工事を実施予定とのことであるが、その他の高校の体育館に設置するためには、概算で、1校あたり設計料1,500千円(税抜)、工事費58,000千円(税抜)、合計約60,000千円(税抜)かかることから、計画的に整備を行う必要がある。

更に、設置から20年を経過し、更新時期を過ぎている空調の計画的な更新も進んでおらず、高等学校で更新時期を過ぎている教室は687室(所要額2,404,500千円)、特別支援学校で594室(所要額2,079,500千円)あるものの、こちらの見通しも立っていない。

(改善策)

体育館へのエアコン設置は、熱中症という命に係わる問題であり、また災害時の避難所にもなるため、高校の統廃合等も検討したうえで、存続させる施設に対しては、優先的に予算を計上することが望ましい。

(2) 各高校における冷暖房機器の稼働について(意見4)

冷暖房機器の稼働については、管理課及び健康体育課において規定された「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準(標準)」をもとに各高校で作成した自校用の運用基準に基づいて行われている。

しかし、実際には、効きが悪い教室もあり、体調不良を訴える学生や、風邪をひきたくない受験生が授業を休むなどの実害が生じている。各校において、実情に合わせた柔軟な対応をすることが望ましい。

(現状及び問題点)

管理課及び健康体育課において「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準(標準)」を規定している。これによれば、冷暖房機器の稼働期間は、原則として6月1日から9月30日まで及び11月1日から3月31日である。この期間中に、設置教室内において室温が18度を下回ることや28度を超えることが見込まれるとき、エアコン等を稼働することができる、とされている。

その一方で、同基準では、学校長の判断により原則の範囲外であってもエアコン等を使用できることとする、とされており、留意事項として、きめ細かく柔軟にエアコン等の運用を行うこと、とも規定している。

各高校は本運用基準をもとに、自校用の運用基準を作成し、これに基づいて各校で実施しているところであるが、教育委員会には、保護者からエアコンの稼働に関する以下

の要望が寄せられている。

	受付日	内 容
①	R5. 1. 24	毎朝冷え切った教室に登校し、なかなか暖房を入れてもらえず、あまりの寒さに集中力を奪われ、受験を控えた生徒は風邪をひきたくないで休む学生も多いとのこと。
②	R5. 7. 10	30度を超える日でも、エアコンをつけない日があり、ある生徒は、学校から帰宅すると頭痛を訴える日が多くなった。
③	R5. 9. 21	教室のエアコンが全く効かず、廊下と教室の温度が同じである。

(改善策)

教室内の温度は、体調や授業の効率にも影響を与える。また、エアコンの設置場所によっても効き具合に違いがあることから、各高校の実情に合わせて柔軟に対応することが望ましい。

(3) 保全工事の実施計画（計画と実績）について（意見5）

保全工事を実施する際には、当該工事を選定した客観的理由を示すことが望ましい。

(現状及び問題点)

県では平成30年度から令和9年度までの10か年の保全工事の計画を作成しており、毎年9～11施設の工事を予定している。しかし、実際の工事は、予算との兼ね合いもあり毎年3～6施設の工事にとどまっているため、殆どの工事が計画していた年度には実行できず、後ろ倒しとなっている。

その一方で、以下の工事は計画年度よりも2年以上前倒しになっていた。

計画年度	実施年度	築年度	施設名	理由
R4年度	H30年度	H9年度	前橋高特 事務管理棟	木造は改修を早めないと劣化が進みやすいため
R9年度	R元年度	S60年度	利根実 体育館	著しい雨漏りがあったため
該当なし	R2年度	S45年度	盲学校 寄宿舍	厨房設備に大きな不具合があったため
R6年度	R3年度	S51年度	聾学校 幼稚部棟	著しい雨漏りがあつ

				たため
該当なし	R3年度	S45年度	利根実 管理教室棟	著しい雨漏りがあったため
該当なし	R3年度	H9年度	尾瀬 自然環境科棟	木造は改修を早めないと劣化が進みやすいため
該当なし	R4年度	H9年度	前橋高特 体育館	木造は改修を早めないと劣化が進みやすいため
R8年度	R5年度	S53年度	前橋 管理棟	著しい雨漏りがあったため

なお、木造は劣化が進みやすく早期の対応が必要であるため、前橋高特は平成30年度から令和4年度までの5年間で4か所の工事を実施している。

計画年度	実施年度	築年度	施設名
R4年度	H30年度	H9年度	前橋高特 事務管理棟
H30年度	R元年度	H9年度	前橋高特 実習棟
H30年度	R2年度	H9年度	前橋高特 教室棟
該当なし	R4年度	H9年度	前橋高特 体育館

(改善策)

計画段階では必ずしも建物の構造等を考慮しているとは言えず、また計画段階から時間が経過していることから優先順位に変動があることは当然考えられる。

しかし、計画よりも実績が少ない以上、工事の選定に関してはより客観性のある理由を示すことが望ましいと考える。

(4) 群馬県高等学校等奨学金貸与について（意見6）

群馬県高等学校等奨学金貸与事業は、令和4年度をもって廃止されたが、利用頻度が極めて低く、より早期に廃止すべきであったと考えられる。

(現状及び問題点)

群馬県には、群馬県高等学校等奨学金と教育文化事業団奨学金の2つの奨学金が存在していた。教育文化事業団の奨学金は従来国が実施していたが、平成17年度に各都道

府県に移管されたものである。2つの違いは以下のとおりで、教育文化事業団奨学金の方が所得要件も緩く利用しやすい条件となっている。

R4年度末現在

	県奨学金	事業団奨学金
新規採用枠（実績）	10名程度（R4年度 0名）	200名超（R4年度 128名）
奨学金貸与月額	公立 自宅 18千円（年額 216千円） 自宅外 23千円（年額 276千円） 私立 自宅 30千円（年額 360千円） 自宅外 35千円（年額 420千円）	
所得要件（※）	生活保護基準の1.5倍以内 世帯収入 約 340万円	認定所得が基準以下 世帯収入 約 720万円
入学一時金	なし	あり （公立 5万円、私立 10万円）
入学準備貸付金	なし	あり

※世帯収入は4人世帯（父母、本人、小学生）の例

このため、県奨学金貸与実績は過去5年間で1名のみとなっており、令和4年度をもって新規貸し付けを終了した。

	新規人数	貸与金額	備考
H30年度	0		
R元年度	1	360,000円	月額 30,000円
R2年度	0		
R3年度	0		
R4年度	0		

（改善策）

奨学金を貸与及び回収するには経費がかかるため、本来、利用頻度の低いものを存続すべきではない。平成17年度に教育文化事業団奨学金が開始されてから、18年間も併用されてきており、より早い段階で廃止する必要があったと考えられる。

（5）太田高校エレベーター設置工事設計業務委託の随意契約について（意見7）

緊急性を理由として、安易に随意契約を締結すべきではない。

（現状及び問題点）

太田高校では車いすの学生がおり、急遽バリアフリー工事が必要となったため、協同

組合群馬県建築設計センターと随意契約を行ったとのことである。しかし、群馬県建築設計センターと契約しても、同センターが実際に設計業務を行うのではなく、各組合員に設計業務を振り分けている。したがって、迅速に実施するために随意契約としても、実際に設計業務が終了するまでには時間がかかる可能性がある。

(改善策)

実際の設置工事は、指名競争入札で実施していることから、設計業務委託も原則通り競争入札とすることが望ましい。

(6)伊勢崎特別支援学校再編整備事業基本設計業務委託の随意契約について(意見8)

過去の実績等で安易に随意契約とすべきではなく、原則通り競争入札を第一に検討する必要がある。

(現状及び問題点)

「本事業は、新增築と併せ長寿命化改修や解体の設計もあり、生徒・教職員の動きも含めた総合的な設計検討が必要であり業務量が多大になる。また、高度な技術力と機動力も求められる。協同組合群馬県建築設計センターは過去の実績で、県が求める業務水準に十分達しており、かつ、総合的な設計検討や高度な技術力と機動力を兼ね備えている」として随意契約を行っている。

しかし、業務量が多大になる場合には共同体として入札することも可能であることから、実績があるという理由で同センターと随意契約を締結していれば、他の建築事務所では実績を積むことができず、結果として他者の参入を拒むこととなる。

教育委員会所管の工事設計委託業務では、同センターとの随意契約が多くなっており、例外であるはずの随意契約が安易に選択されているのではという懸念がある。

(改善策)

共同体として入札することも可能であることから、原則通り、競争入札とすべきである。

(7)私費会計のルール厳格化について(意見9)

平成20年以降に県立学校の私費会計について取扱指針等が設けられたものの必ずしも遵守できていない状況である。また、当該指針等は平成23年以降改訂が行われておらず実態に即していない部分もある。

管理課、高校教育課は、事務長会等と協力して再度指針等を見直し実態に即した改訂等を行うべきである。

(現状及び問題点)

県では平成 18 年度に実施された包括外部監査により私費の取り扱いに関して一層の適正化を求められ、平成 20 年度末に私費会計の統一的な基準が高校教育課から「県立学校における私費会計取扱指針」として示されている。

その後、実務的で新たに私費会計に携わる者にもわかりやすい手引書として平成 23 年 3 月に群馬県公立高等学校事務長会より「県立学校における私費会計取扱指針ガイドブック」が各県立学校の事務長宛に発行されている。

同ガイドブックの概要は以下の通りである。

1. 私費会計について

私費会計の分類

大分類	小分類	説明
団体会計	PTA 部活動後援会 教育振興会	保護者を会員とする団体
	学校後援会等	卒業生の保護者等を会員とする団体
	同窓会	卒業生を会員とする団体
	生徒会	教員の指導下、生徒が自主的に活動を行う団体
預かり金会計	学年費・学級費	学年・学級単位による生徒の共通経費を集金した会計 教材費等を含む
	修学旅行費	修学旅行のための経費を集金した会計
	実習費	実習用教材費のための経費を集金した会計
	模擬試験費・検定費	特定の目的のために集金した会計
	部費	部活動経費として部単位で集金した会計
	入学時一括納入金	入学生の物品等購入経費を集金した会計
その他会計	教育振興費 部活動振興費 進路指導費 図書充実費 など	教育活動、生徒活動支援等のために徴収した会計

2. 会計の種類

上記 1 で記載した各会計の説明

3. 会計の留意事項

基本的な留意事項

次の3点に留意しなければならない

- ア 保護者に対する説明責任の確保
- イ 会計の透明性の確保
- ウ 保護者負担の軽減

その他会計ごとの留意事項の記載あり

4. 事故防止

- (1) 会計処理の分任化
- (2) 預金通帳等の保管
- (3) 非現金化の徹底
- (4) 書類の保管
- (5) 会計帳簿の公開等

5. 会計処理の流れ

予算の作成⇒出納帳簿の整備・記帳⇒会計報告⇒監査⇒決算⇒決算報告

なお、私費会計プログラム（ソフト）の推奨をしている

6. 会計のチェック方法

一覧表の作成等

7. 校長の留意事項

徴収及び会計報告に関すること

出納事務に関すること

会計処理の適正化に関すること

範囲及び報告様式の明確化

同指針及びガイドブック等については各学校の私費会計にあたりルールとなるべきものが規定されているが、往査した各高校において必ずしもこれらを遵守している高校は少なかったのが実情である。また、私費会計の年度末残高が多額である高校も少なくはない。

(改善策)

管理課、高校教育課は、事務長会等と協力して、私費会計全般について再度指針及びガイドブック等の見直し等を行い、残高の多寡含め実態に即した運用となるように改訂等を行うべきである。

■ 3. 学校人事課

1. 概要

(1) 所管業務

- ① 県立学校教職員の採用・人事・再任用・定数・服装・勤務時間その他の勤務条件並びに人事評価及び表彰等
- ② 教育職員免許状の授与及び職員免許更新制
- ③ 教職員人事に係る審査請求及び行政訴訟対策
- ④ 教職員の給与に関する制度管理及び事務指導
- ⑤ 教職員の公務災害補償認定請求等に関する業務
- ⑥ 教育委員会事務局、県立学校教職員の給与計算事務の集中処理、電算化の推進

(2) 組織図（令和5年3月31日）

学校人事課 39名			
課長 1名	次長 1名	管理係長 1名	職員 5名
	次長（人事担当） 1名	義務教育人事係長 1名	職員 7名
		県立学校人事係長 1名	職員 8名
		免許・電算係長 1名	職員 4名
		給与係長 1名	職員 7名

参考（令和5年4月1日）

学校人事課 38名			
課長 1名	次長 1名	管理係長 1名	職員 6名
		義務教育人事係長 1名	職員 7名
		県立学校人事係長 1名	職員 8名
		免許・電算係長	職員 3名

		1名	
人事主監 1名		給与係長 1名	職員 6名

(3) 令和4年度決算額（抜粋）

（単位：千円）

目	事業名	R4年度 当初予算額	決算額	摘要
4 義務教育 人事費	給与電算処理	59,393	67,260	給与等計算システム構築運用保守委託費用等
5 高校教育 人事費	教職員人事管理	637	597	
	教職員選考	1,163	1,041	選考時（採用試験）の経費
	教職員一般管理	38,040	36,328	県立学校の日直代行費、人事管理システム保守費用等
	障害者雇用促進	153,687	94,038	県立学校の会計年度任用職員として障害者雇用費用

2. 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容、補助金や委託費の内容についてヒアリングを実施するとともに各種の資料を閲覧した。

以下は、県立学校教職員についての労務管理及び前提事項の整理である。

(1) 学校職員の勤務時間、休暇等について

学校職員の勤務時間、休暇等については、「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、原則として以下のとおりと定められている。

1週間あたりの勤務時間	38時間45分（同条例第3条第1項）
-------------	--------------------

週休日	日曜日及び土曜日（同条例第4条第1項）
1日あたりの勤務時間	7時間45分（同条例第4条第2項）

県立学校（高等学校及び特別支援学校）においては、学校職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、学校ごとに定められている。また、定時制過程が設置されている学校では、学校内においても、定時制過程を担当する学校職員と全日制課程を担当する学校職員とで異なる始業時刻、終業時刻及び休憩時間が定められている。

なお、同条例における「学校職員」とは、次に掲げる者である（同条例第2条）。

- ・群馬県立学校職員の定数条例第2条第1項に規定する県立学校の教育職員、学校栄養職員及び事務職員
（「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。）
- ・群馬県市町村立学校職員定数条例第2条第1項に規定する県費負担教職員
- ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条第1項に規定する公立学校等会計年度任用職員に限る。）

（2）教育職員の勤務条件に関する法令等

ア 教育職員に関する法律

公立の高等学校及び特別支援学校は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）にいう「義務教育諸学校等」に当たるため（給特法第2条第1項）、公立の高等学校及び特別支援学校の教育職員には給特法が適用される。

イ 給特法の適用対象者

給特法の適用対象者は、公立の義務教育諸学校等の教育職員である。

そして、給特法第2条第2項には、教育職員とは以下の者をいうと定められている。

- ・義務教育諸学校等の校長（園長を含む。）
- ・副校長（副園長を含む。）
- ・教頭
- ・主幹教諭
- ・指導教諭
- ・教諭
- ・養護教諭

- ・栄養教諭
- ・助教諭
- ・養護助教諭
- ・講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）
- ・実習助手
- ・寄宿舎指導員

そのため、事務職員等（教育職員以外の学校職員）には、給特法は適用されない。

また、教育業務に携わる講師であっても、常時勤務する者ではなく、かつ、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 22 条の 4）でない者には、給特法は適用されない。

ウ 給特法の概要

給特法は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものである（給特法第 1 条）。

給特法には、教育職員の給与に関し、以下のような規定が設けられている。（教育職員の教職調整額の支給等）

第 3 条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

そして、教育職員に関しては、労働基準法（以下、「労基法」という。）第 37 条の時間外、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外されることとされている（給特法第 5 条による地方公務員法第 58 条第 3 項の読み替え）。

また、教育職員の時間外労働に関しては、給特法上、「教育職員…を正規の勤務時間…を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。」と規定されており（給特法第 6 条第 1 項）、同条項を受けて定められた「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」には、以下のように規定されている。

- 一 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

エ 群馬県における教育職員の給与等に関する条例

給特法等の内容を踏まえ、群馬県では、「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が制定されている。そして、同条例上、群馬県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等については、以下のよう

に、定められている。

（義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員…には、その者の給料月額…の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

（義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年群馬県条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として正規の勤務時間を超える勤務及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（以下「時間外勤務」という。）は命じないものとする。

一 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

二 給与条例第21条の規定により休日勤務手当が一般の学校職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

一 校外実習その他生徒の実習に関する業務

二 学校行事に関する業務

三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

オ 給特法の適用される教育職員の時間外勤務に関する勤務条件

以上をまとめると、公立の高等学校及び特別支援学校の教育職員の時間外勤務に関しては、以下のように定められているということになる。

○原則：教育職員に対し、時間外労働を命ずることはできない。

○例外：以下の4項目に該当するときは、時間外労働を命じられる。

①校外実習その他生徒の実習に関する業務

②修学旅行その他学校の行事に関する業務

③職員会議に関する業務

④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

○基本給の4%に相当する「教職調整額」を支給する。時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

言い換えれば、教育職員に対しては、どれだけ長時間働いたとしても、基本給の4%に相当する「教職調整額」以上に時間外勤務手当及び休日勤務手当が支払われることはないということである。

（3）教育職員の勤務時間に関するガイドライン等

ア 国の定める指針等

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立（同年7月6日公布）したことを受け、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一環として、国は、平成31年1月25日付で「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「上限ガイドライン」という。）を策定した。

上限ガイドラインの主な内容は、以下のとおりである。

1. ガイドラインの対象者

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

2. 勤務時間の上限の目安時間

（1）対象となる「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するため、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。テレワーク等によるものについても合算する。

これらを総称して「在校等時間」とし、ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間 時間外在校等時間が45時間を超えないようにすること

② 1年間の在校等時間 時間外在校等時間が360時間を超えないようにすること

* 臨時的な特別の事情により勤務せざるをえない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）。

3. 留意事項

在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。

上限の目安時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは避けること。

さらに、令和元年12月4日には給特法の一部を改正する法律が成立（同月11日公布）し、以下の各事項が新たに定められた。

① 1年単位の変形労働時間制の適用（令和3年4月1日施行）

長期休暇中に集中して休日を確保すること等が可能となるよう、地方公共団体の判断により、1年単位の変形労働時間制の適用を可能とする。

② 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（令和2年4月1日施行）

文部科学大臣は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員

会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。

同法改正に伴い、上限ガイドラインの内容は、給特法第7条第1項に規定する「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に格上げされることとなった。

イ 県の定める指針等

県においては、教育職員の勤務時間に関し、「群馬県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」（令和2年4月1日施行）が定められている（以下、「県ガイドライン」という。）。

県ガイドラインの概要は、以下のとおりである。

1. 対象者

群馬県立学校の教育職員

2. 勤務時間等

(1) 県ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」

「国の上限ガイドライン」に示されている「在校等時間」を基本とする。具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- ①「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ②校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間
- ④上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

(2) 勤務時間の記録方法

県教育委員会が配布する「在校等時間記録ファイル」を使用する。直接使用できない職員がいる場合には適切な方法により記録を行う。

3. 上限の範囲

- ①1か月の在校等時間 時間外在校等時間が45時間を超えないようにすること

② 1年間の在校等時間 時間外在校等時間が 360 時間を超えないようにすること

* 臨時的な特別の事情により勤務せざるをえない場合は、1か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1年間の時間外在校等時間 720 時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内かつ時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 か月まで）。

4. 実効性の確保

○ 「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言で示された以下の5つのポイントについて継続的にその推進を図る。特に部活動については、県教育委員会が策定した「適正な部活動の運営に関する方針」及び「教職員の多忙化解消に向けた適正な部活動の在り方について」の趣旨を踏まえ適正に行うよう努める。

- ・ 業務に専念できる環境の確保
- ・ 部活動の負担軽減
- ・ 長時間労働という働き方の改善
- ・ 労働安全衛生管理体制の整備促進
- ・ その他（学校閉庁日の設定等）

○ 本指針で定める上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降上限の範囲を超えることのないようすみやかに必要な措置を講ずる。

5. 留意事項

○ 教育委員会及び校長は、以下の点に留意して取組を推進する。

- ・ 休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守すること。
- ・ 年次有給休暇の意図的・計画的な取得促進に努めること。
- ・ 教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保すること。
- ・ 産業医等と連携しながら、長時間労働等による健康障害の防止及び長時間労働の解消に努めること。
- ・ 1月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えた教員等に対して、当該超えた時間に関する情報を通知し、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨すること。

・専門医によるメンタルヘルス相談や面接指導医（産業医等）による健康相談、ストレスチェック事業における医師の面談指導等、教員等の心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

○上限の範囲の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の範囲を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは避けること。

また、県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

その内容（抜粋）は、以下のとおりである。

1. 教職員の勤務環境の改善について

校長は、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言（提言 R5）や群馬県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン等の趣旨を踏まえ、教職員の長時間勤務の解消及び持続可能な運営体制の構築に向けて、以下のような取組を着実に推進すること。

○教職員の在校等時間を適正に記録し、教職員の働き方について分析を行うとともに、教職員に対しても自己の働き方の見直しを促す。また、時間縮減のみを目的とすることがないように配慮しながら業務の改善と効率化に向けた取組を進める。なお、在校等時間の記録は3年間保存すること。

○勤務時間を適正に割り振り、休憩時間の確保に努める。また、職員会議や校内研修の設定及び休暇等の取得の際には、休憩時間の扱いに配慮する。

○行事の精選や校時表の見直し、学期末・学年末における「事務処理日」の設定等により、放課後等における事務処理の時間を確保する。

○「部活動の在り方検討委員会」からの「提言 R5」を踏まえ、部活動に係る方針等に基づいた活動時間や休養日の設定及び年間を見通した活動計画の策定など、部活動の適正化に向けた取組を進める。

【部活動の適正な運営に関する方針（平成30年4月1日付）群馬県教育委員会】

原則、平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動時間とし、週2日以上の休養日を設ける。

2. 年次有給休暇の取得促進について

○年次有給休暇は、教職員の心身の健康等福祉の増進に必要不可欠であるとともに、教職員の自己啓発の機会となる休暇であることを認識し、取得促進に努めること。

○校長は、年次有給休暇の取得促進を図るための具体的な環境整備に努めること。

①公務の運営に十分配慮しつつ、教職員が年次有給休暇を取得しやすくなるように、教職員間の協力体制の確立や職場の雰囲気作りに努める。

②年次有給休暇の計画的取得に努め、長期休業中に行事を持たない週を設定するなどし、長期休業中における連続的な取得を推進する。

③長期休業中に一定期間の閉庁日（やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かない。）を学校ごとに設定し、教職員の心身の健康増進を図る。なお、閉庁日の実施に当たっては、緊急連絡体制を確保し、児童生徒、保護者への周知を行う。

④夏季休業中においては、特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得を促進する。

3. 監査結果（指摘又は意見）

（1）非常勤講師の付随業務に対する適切な賃金の支払について（指摘1）

非常勤講師に対し、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払うことのできる仕組みを整えるべきである。

このような制度は、各高校が独自に作成するのではなく、各高校や非常勤講師らの意見を聴取した上、県教育委員会として作成するのが望ましい。

（現状及び問題点）

非常勤講師に対しては、原則として、非常勤講師が行う教科・科目の授業等の1つの時限（コマ）を単位として、実施した授業のコマ数に応じた賃金が支払われるとなっているが、その賃金には、準備時間等の授業に付随する業務も含めたものになっている。非常勤講師は給特法の適用外だが、教育職員と同様の勤務実態であることから、その理念を生かして単価を設定したものである。なお、非常勤講師が授業に付随する業務を行

った場合の賃金については、以下のような場合に認められている。

1. 付随業務に対する報酬が支給対象となる場合

下記2の対象者が下記3の対象業務を勤務する学校に出勤して行った場合、下記4の基準により支給する。

2. 対象者

1つの辞令につき2コマ以上を受け持つ者。ただし、初任研後補充非常勤講師を除く。

3. 対象業務等

本来職務を遂行するに当たり付随する業務（校長が必要と認めた場合に限る。）

*その者の授業実施日（出勤日）の勤務が割り振られていない時間に行うこととする。

*業務に従事する時間はその者の1コマの授業時間とする。

4. 支給基準

(1) 支給単価

その者に適用される報酬単価とする。

(2) 支給上限

ア 1つの辞令につき10コマ以上受け持つ者

年間3コマを上限とする。ただし、以下の期ごとに1コマ分とし、期中に1日でも任用があれば支給を可とする。

①期 4月1日～夏季休業開始日

②期 夏季休業終了日～12月28日

③期 1月4日～3月31日

イ 1つの辞令につき4コマ以上（9コマ以下）受け持つ者

年間2コマを上限とする。ただし、以下の期ごとに1コマ分とし、期中に1日でも任用があれば支給を可とする。

①期 4月1日～夏季休業開始日

②期 夏季休業終了日～12月28日

③期 1月4日～3月31日

ウ 1つの辞令につき2コマ以上（3コマ以下）受け持つ者

年間1コマ分を上限とする。

【対象業務等に係る例】月～木の2、4、5限目の授業を受け持つ場合

・実際に授業を行うために出勤した日（月～木）の空き時間（1限目、3限目又

は6限目)に付随する業務を行う。

- ・出勤日ではない日(金)に対して支給することは不可。

	月	火	水	木	金
1限目					
2限目	授業	授業	授業	授業	
3限目					

しかしながら、設定した賃金が授業の準備時間等を含め何時間分に対する賃金なのか示されていないため、準備時間等を含めた実勤務時間に見合った賃金が支給されているとは言い切れない状況となっている。実際、高校往査時に確認をしたところ、いわゆる「持ち帰り残業」として、答案を持ち帰って採点業務に従事している者もいた(当然ながら、その部分に対する勤務手当等は支払われていない)。

他の自治体では、非常勤講師が授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間に対する時間外勤務手当が支払われていなかったことに関し、労働基準監督署が勧告を行ったという例もある。

群馬県については、非常勤講師が授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間も含めた賃金を設定しているとしているが、それが何時間分に相当する賃金なのか具体的な時間が示されていない。

(改善策)

非常勤講師に対し、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払うことのできる仕組みを整えるべきである。なお、このような制度は、各高校が独自に作成するのではなく、各高校や非常勤講師らの意見を聴取した上、県教育委員会として作成するのが望ましい。

(2) 事務職員等に対する適切な時間外勤務手当の支給について(指摘2)

教育職員以外の学校職員である事務職員等に対し、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うべきである。

(現状及び問題点)

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めているところ、全ての教職員の中には教育職員以外の学校職員である事務職員等も含まれている。しかしながら、往査した各県立高校においては教育職員のみならず事務職員等に対しても、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間に応じた時間外勤務手当が支払われていなかった（同ファイルに記載された「時間外」在校等時間は法定労働時間ではなく所定労働時間を超えた時間のことであるが、在校等時間が法定労働時間を超えている事務職員等が複数いることが確認されている）。同ファイルによる在校等時間の記録は、時間外勤務命令に基づく手当支給の対象時間を記録するものではなく、勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めることを目的としているからというのがその理由のようである。

教育職員については、給特法により労基法第 37 条の時間外、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の適用が除外されているが、教育職員ではない事務職員等には給特法は適用されないため、労基法第 37 条の規定が適用されることになる（地方公務員法第 58 条第 3 項、給特法第 2 条、同法第 5 条等参照。）。そのため、事務職員等が法定労働時間を超えて労働した場合には、使用者である県は、事務職員等に対して労基法第 37 条の定める時間外勤務手当を支払う必要がある。

一方、時間外勤務手当の支給については、群馬県公立学校職員の給与に関する条例第 20 条第 1 項において「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた学校職員には、予算の範囲内で正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき・・・時間外勤務手当として支給する。」とあり、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第 38 条第 1 項には「時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、別に定める様式による時間外勤務等命令・実績報告により勤務を命ぜられた場合に、実際に勤務した時間を基礎として支給する。」と規定しているため、事務職員等については、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合は、その様式により支給しているものである。

在校等時間に応じた時間外勤務手当が支払われていないという実態は、上記の規定に基づく時間外勤務が命ぜられていない時間が含まれているものと解されるが、その時間が本来、時間外勤務として扱うべきものであれば、所定の手続きを行って時間外勤務手当を支払うべきであり、それ以外の時間（休憩時間や業務に直接関わらない作業等に従事する時間、私的な用務等で職場から離れた時間等）であれば、「教職員の在校等時間の記録方法及び活用の仕方マニュアル」により、「除外する時間」とされているため、除外時間として整理する必要がある。

(改善策)

教育職員以外の学校職員である事務職員等に対しては、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うべきである。

また、同ファイルに記載された在校等時間の中に労働時間から除外すべき時間が含まれている場合は、「除外する時間」として整理するとともに、在校等時間の記録方法について見直し、改めて全職員に周知徹底する必要がある。

なお、当然のことながら、時間外勤務手当の支給を免れるために、事務職員等を「在校等時間記録ファイル」による在校等時間の把握対象者から外す、実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す・残させたりすることがあってはならない。

(3) 総労働時間の把握について (意見 10)

教職員の健康確保の観点から、兼業については兼業従事後に管理職に実績を報告させるなどし、管理職が各教職員の兼業と併せた総労働時間を把握する仕組みを整備すべきである。

(現状及び問題点)

兼業に関しては、現在、兼業に従事する前に、兼業の内容について「兼業許可申請書」を各教職員が群馬県教育委員会教育長に対して提出し同人の許可を得て兼業に従事するという取扱いが行われているが、兼業従事後に実際に兼業に従事した時間を報告する制度は設けられていない。

往査した高校の一部では、多くの教育職員が、PTAの委員会等を使用者とする兼業に従事している。その兼業の内容は、模擬試験・検定の監督者、早朝補講・夏季冬季休業補講の講師、学習合宿の学習支援者等であり、合宿など以外の業務地は、本務地である学校の所在地とされている。実際に補講等を受ける対象者も、同校の生徒である。

そして、同校の所在地での補講等の兼業に従事する教育職員の多くは、兼業である早朝補講のために同校に出勤した際に、職員室等で使用するパソコンを立ち上げ、補講等の準備を行っているところ、同校においては各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフにより各教職員の勤務時間、在校等時間を把握しているため、同校が現在把握している各教育職員の在校等時間は、同校の所在地において実施された兼業等時間も含めた時間となってしまう（なお、教育職員によっては、兼業に従事した時間を除く修正を行っている者もいる可能性もあるが、多くの職員がそのような修正を行っていないとのことである。）。

補講等の兼業は、同校の所在地において同校の生徒を対象に行われるもので、本務と密接に関連しているものではあるものの、このような兼業に対しては、県から支給される給与とは別に、PTAの委員会等から勤務時間に応じた給与が支給されており、あくまでも本務とは異なる兼業として取り扱われている以上、勤務時間についても分けて把握する必要があるものと考えられる。

しかし、使用者には、労働者が兼業をしているか否かにかかわらず、労働安全衛生法第66条等に基づき健康確保措置を実施すべきであるため、労働者の健康確保の観点からすれば、管理職が、各労働者の兼業と併せた総実労働時間を把握しておくべきと考えられる。

(改善策)

教職員の健康確保の観点から、兼業については兼業従事後に管理職に実績を報告させるなどし、管理職が各教職員の兼業と併せた総労働時間を把握する仕組みを整備すべきである。

(4) 教育職員ごとの兼業許可申請について (意見 11)

複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合においても、教育職員それぞれの個別の事情を判断するため、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認し、副申書に記載すべきである。

(現状及び問題点)

教育公務員特例法第17条に基づく兼業の許可に関し、PTAより依頼を受けて実施する兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、事務作業の効率化のため、各学校で代表者1名のみが兼業許可申請書に名前を記載し、その職員を含む従事者全員の一覧表を添付書類として提出し、許可を得るという方式が取られている。

教育職員個人の事情はそれぞれ異なるものであることから、兼業を行うことにより本務の遂行に支障がないか否かは、管理職の段階で個別に検討すべきであり、また、兼業への従事に消極的な職員がいた場合に、そのような申出を行いつらいという弊害が起こらないよう、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認すべきである。

(改善策)

複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合においても、教育職員それぞれの

個別の事情を判断するため、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認し、副申書に記載すべきである。

(5) 兼業許可申請の有無について (意見 12)

兼業は事案が多岐にわたることから、兼業許可申請の有無につき県教育委員会として従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要があるため、事前の問合せを行うよう、県内の全教職員に周知徹底を図るべきである。

(現状及び問題点)

一部の高校においては、報酬の発生しない委員会の委員就任についても、兼業許可申請が提出されていた。

ヒアリング時に確認したところ、兼業許可申請の必要性の有無に関しては、県教育委員会が定めた明確な統一基準があるわけではなく、各教職員から事務職員等に相談がある都度事務職員等が県教育委員会に問い合わせる必要の有無を確認しているとのことであった。

しかしながら、報酬の発生しないボランティアの要素の強い活動であったとしても、中にはその従事時間が勤務時間と重複するものもあり、従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要がある。

県教育委員会として、無許可で兼業を行うことがないよう、必ず事前の問合せを行うよう、全教職員に周知徹底を図る必要があるものとする。

(改善策)

事案が多岐にわたることから、兼業許可申請の有無につき県教育委員会として従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要があるため、必ず事前の問合せを行うよう、県内の全教職員に周知徹底を図るべきである。

(6) いわゆる「持ち帰り残業」を含めた労働時間の把握について (意見 13)

教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めるため、いわゆる「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握に努めるべきである。

(現状及び問題点)

各校においては、群馬県教育委員会が導入している在校時間等記録ファイルを利用して各教職員の勤務時間を把握しているが、同ファイルに記録されている勤務時間には、教育職員が答案等を自宅に持ち帰って採点するのに要した時間等のいわゆる「持ち帰り残業」時間は基本的には反映されていないとのことであった。

ヒアリング時に確認したところ、同ファイルは、基本的には各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間を記録しているものであり、自宅において「持ち帰り残業」に従事する等した時間についても、従事後にファイルの特記事項欄に手入力することとされているが、多くの職員が行っていないと思われるとのことであった。

同ファイルを用いて記録を行う目的は、教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めることにあるものと考えられるところ、「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握ができなければ、その目的を達成することができるとは思えない。

(改善策)

教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めるため、いわゆる「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握のため、「持ち帰り業務」を行った場合の「在校等時間記録ファイル」への入力方法の周知を徹底するべきである。

(7) 長時間労働の抑制について (意見 14)

現在の教職員の長時間労働を速やかに抑制するため、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言 R5」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会発表の「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域移行』の推進～【提言 R5】」等に示された提言の実行に努めるべきである。

(現状及び問題点)

往査した高校の多くでは、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が 200 時間を超える教職員が多数存在していた。

長時間労働に従事した者が、体調不良等を自覚しないままに脳血管疾患や心疾患等を発症し、最悪の場合には死に至るケースも実際に存在している。また、長時間労働は、労働者にとっての大きな心理的負荷となり、それにより精神障害を発症するリスクが高まることでも知られている。

なお、過労死の認定の基準ともなる「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血

管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(令和3年9月14日付基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達)においては、概要が、以下のように定められている。

- ① 1か月あたりの時間外労働時間が45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できる。
 - ② 発症前1か月間の時間外労働時間が100時間、又は、発症前2～6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できる。
- *ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数のこと。

また、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(令和5年9月1日基発0901第2号厚生労働省労働基準局長通達)においては、以下のような場合などには、心理的負荷の総合評価や強度が「強」になり、認定基準の対象となり精神障害を発症しており、かつ、業務以外の心理的負荷も側面要因もない場合には、業務と精神障害の発症との関連性があるものと評価されることになる。

- ① 「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」
 - ・ 発症直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合
 - ・ 発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
 - ② 「出来事」としての長時間労働
 - ・ 発症直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
 - ・ 発症直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合
- *ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数のこと。

長時間労働は速やかに抑制されるべきであり、県においても、教職員の多忙化解消に向けた協議会による「提言R5」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会による「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域移行』の推進～【提言R5】」等が発表されているところである。

(改善策)

現在の教職員の長時間労働を速やかに抑制するため、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言R5」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会発表の「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域

移行』の推進～【提言 R5】」等に示された提言の実行に努めるべきである。

(その他) 学校人事課として今後検討を行うべき事例について

藤岡中央高等学校、沼田女子高等学校のそれぞれにおいて【同校における働き方改革の県全域への拡大について(意見 33-①、②)】を記載している。当該内容については各県立高等学校において参考にすべき事例であると考えられるが、県全域への拡大にあたり学校人事課が主体となって展開すべきと判断したためここに追記しておく。

なお、意見内容の詳細は藤岡中央高等学校及び沼田女子高等学校の項を参照。

■ 4. 高校教育課

1. 概要

(1) 所管業務

- ① 公立学校（高等学校 64 校、中等教育学校 2 校）の経営に係る指導・助言や設置、廃止に関すること。
- ② 県立学校の指導の充実と高校教育の振興に関すること。

(2) 組織図（令和 5 年 3 月 31 日）

高校教育課 27 名			
課長 1 名	次長 1 名	生徒指導係長 1 名	職員 6 名
		教科指導係長 1 名	職員 11 名
		高校教育改革推進係長 1 名	職員 5 名

(3) 令和 4 年度決算額（抜粋）

（単位：千円）

目	事業名	R4 年度 当初予算額	決算額	摘要
7 高校教育指導費	学校経営管理指導	39,060	34,566	高校の魅力化を図るための伴走支援委託費、尾瀬ホストファミリー賃料等
	学力向上	295,234	265,407	学習ソフトライセンス料、外国語指導助手報酬等
	キャリア教育・進路指導	10,210	7,942	専門家等の非常勤講師への報酬等
	生徒健全育成	58,812	56,516	スクールカウンセラー、オンライン相談委託費等
	学校教育振興	4,663	3,251	高等学校定時制課

				程への奨学金貸与等
	学事指導	9,865	9,378	教科書採択のための調査費、入試改善費

2. 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容、補助金や委託費の内容についてヒアリングを実施するとともに各種の資料を閲覧した。

以下は高校教育課主導で実施している高校の評価についての概要である。

<p>高校の評価について</p> <p style="text-align: center;">【群馬県立高等学校等における学校評価実施要項】</p> <p>1 趣旨 本県の県立高等学校及び中等教育学校における学校評価の実施について必要な事項を定める。</p> <p>2 学校評価の目的 (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図る。 (2) 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進める。</p> <p>3 実施内容 各学校は、自らの教育活動や学校運営の状況について自己評価、それらを踏まえた学校関係者評価を行い、その結果を公表し、定期的に当該教育委員会に報告する。</p> <p>4 実施手順 (1) 羅針盤の作成 「評価対象」「評価項目」「具体的数値項目」で構成された羅針盤を作成し、学校評価一覧表（様式）に記入する。各学校は、【別紙1】に掲げる作成要領を参考に、学校の特色等に応じた適切な項目を設定することができる。 (2) 自己評価の実施</p>

- ① 各学校は、具体的数値項目に対しての方策や達成度を明確にして、年度末に総合的な評価を実施するとともに、その改善策を検討する。
- ② 評価を行うに当たり、生徒・保護者を対象とするアンケート、生徒・保護者・地域住民等から寄せられた意見や要望、生徒による授業評価等の結果を活用する。

(3) 学校関係者評価の実施

- ① 学校の自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題に理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進することを目的とする。
- ② 保護者・地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- ③ 学校関係者評価委員会の設置・運営等に当たり、【別紙2】に掲げる指針に留意する。

(4) 評価結果の公表

自己評価及び学校関係者評価の結果と、今後の改善方策について、【別紙3】に掲げる指針に留意し、学校便りへの掲載、学校のホームページなどで、広く保護者や地域住民等に公表する。

(5) 教育委員会への報告

羅針盤及び方策：5月、まとめ：3月

5 校内推進体制

(1) 学校評価の進め方（1年間の流れ）

- ① 教育活動の改善を図るためにPDCAサイクルを踏まえて学校評価の実施計画を立案する。
- ② 各段階においては、全職員の参画体制のもと、年間を通して教育活動の改善を図る。
- ③ 次年度の学校評価が年度当初から円滑に進められるよう、各年度末までに、1年間の学校評価のまとめや改善策等を適切に整理する。

(2) 校内組織の整備

- ① 校長は、「学校評価委員会」等の全校的・組織的な取組を進める為の校内組織を整備する。

6 情報提供

- (1) 各学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深め、連携協力の推進に資するため、学校に関する情報を、随時、ホームページなどを通じて日常的かつ積極的に提供する。

【別紙1】について

「学校評価一覧表」作成要領

1 羅針盤

内容は省略

2 方策

内容は省略

3 点検・評価

自己評価、外部アンケート等

具体的数値項目の基準に応じて、達成度をA～Dの4段階で記入する。

- | | |
|--------------|------------|
| A 十分に達成できた | B 達成できた |
| C もう少しで達成できた | D 達成できなかった |

4 達成度（総合）

内容は省略

5 達成状況のまとめ及び次年度の課題

評価対象についての1年間の具体的な達成状況について分析し、次年度に改善すべきこと、重点を置いて実施すべきこと等を総合的に判断して記述する。

6 学校関係者評価

内容は省略

3. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 学校評価制度の充実化について（意見 15）

高校教育課としては現状各学校の評価結果を十分に利活用できていない可能性があるため、県立高校全体として魅力度増加により力を入れるべく、評価項目再設定の可否やアンケート方法の改訂（有効活用事例の展開）等、改善を指導して充実させていくべきである。

(現状及び問題点)

県では平成 22 年度より文部科学省の示した「学校評価ガイドライン」に基づき、学校の評価制度を導入している。

学校評価の目的は、①学校の組織的・継続的な改善（学校が自ら目指すべき目標を設定評価）、②説明責任、家庭・地域との連携協力（評価の実施と結果の公表）、③設置者による支援・改善（一定水準の教育の質を保証）を通じて、生徒がよりよい教育活動を享受できることとしている。

県では、全ての県立学校（高校）において自己評価及び外部評価（保護者）を実施しており評価結果についても各高校のホームページにて開示している。

高校教育課では各高校に学校評価の提出を求めており、提出された各高校の学校評価の評価項目の対象に偏りがいないか、評価項目の内容が適切かどうか等、評価結果を確認することで各学校の状況を把握している。

今回往査した各学校の評価結果を閲覧した結果、制度として若干形骸化が見て取れるように感じた。

具体的には、評価結果について自己評価と外部評価で両者が A 評価（基本的には評価は 4 段階 A：十分に達成できた、B：達成できた、C：もう少しで達成できた、D：達成できなかった）項目が多い高校があり、評価項目について再考の余地（A 評価が継続することの意味を再検討）があると考えられる。また、保護者等にもアンケートを実施しているが、回答について不明な設問もあるための回答の選択肢として再検討の必要性（全ての学校で不明な点は「不明（わからない）」という選択肢を設けているわけではない）があると考えられる。さらには、アンケート自由記入欄を設けている高校と設けていない高校があるが、設けている高校でのヒアリングによればアンケート実施において最も有益な情報の 1 つであるとの結果もある。

(改善策)

高校教育課としては現状、各学校の評価結果を十分に利活用できていない可能性がある

るため、県立高校全体として魅力度増加により力を入れるべく、評価項目再設定の可否やアンケート方法の改訂（有効活用事例の展開）等、改善を指導して充実させていくべきである。

（２）BYODについて（意見 16）

来年度の BYOD の開始に向けて様々な課題があるが、教員の負荷軽減など生徒、保護者、教職員を含め利害関係者に不公平感のないような制度を設計すべきである。

（現状及び問題点）

県は現在、全ての県立高校において生徒 1 人に 1 台の学習用端末（パソコン）の無償貸与を行っている。しかし、次年度である令和 6 年度の入学生から、自分のパソコンを学校に持ち込む BYOD（Bring Your Own Device）に移行することが決まっている。

移行する趣旨は、県の予算問題はもちろんであるが生徒が自分に合ったパソコンを使うことでより様々な場面で ICT を活用し、探究活動等の新たな価値を生み出す学びが広がるというものである。

県では BYOD に向けて様々な課題があるとして検討を続けていたが令和 5 年 11 月に正式に BYOD 導入の目的や準備するパソコン（スペック等）、学校ごとの推奨 OS、準備の方法等を公表している。

現状では未確定な部分もあるが、無償貸与から有償といった制度改定の大きな過渡期であり、細かな点について不平等感のないような制度設計が必要となる。

（改善策）

以下の点は今後検討すべきと考える。

- ・パソコンの推奨 OS（種類としては Windows、chrome、MacOS 等）については各学校の判断に委ねているが、学校によっては指定なしとしている高校が多数ある（25 校 / 60 校）。授業等で利用する場合には原則として教員が対応することになるため、OS ごとの操作方法やパソコン不具合時の対応など不測の事態への対応方法。

（３）県立学校定員の抜本的な見直しについて（意見 17）

定員割れの状況が継続することで競争力が乏しくなり、各学校の魅力度を増したとしても限界があると考えらえる。

県として県立高校の定員数については抜本的に見直すことも視野にいれるべきである。

(現状及び問題点)

全日制の県立高校全 57 校の令和 5 年 4 月入学について定員数と入学者数の関係は以下の通りである。

(単位：校)

地区	定員充足校	定員未満校	合計
前橋地区	7	1	8
伊勢崎地区	4	2	6
高崎・安中地区	6	4	10
藤岡・多野・富岡・甘楽地区	1	6	7
沼田・利根地区	0	4	4
渋川・吾妻地区	3	4	7
太田・館林・邑楽地区	4	7	11
桐生・みどり地区	3	1	4
合計	28	29	57

上記のとおり全体では 29 校 (51%) が定員割れ、地区別に見ると藤岡・多野・富岡・甘楽地区は 7 校中 6 校、沼田・利根地区は 4 校全てが定員割れの状況である。私立高校の状況も同様であり定員確保が厳しいことには変わりはないが、少子化が加速している中では現状の定員数に余剰感は否めない。

県としては中学校や社会（地域）のニーズを踏まえながら、特色・魅力ある学校づくりを進めているが定員割れの状況が継続することで競争力が乏しくなり、各学校の魅力度を増したとしても限界があると考えられる。

なお、私立高校についての状況も同様であり定員割れの学校が多数ある。

	定員充足校	定員未満校	合計
私立高校 (13 校)	2	11	13

(改善策)

県として県立高校の定員数については抜本的に見直すことも視野に入れるべきである。定員の改訂については数年単位で実施されているが、改訂頻度を上げることも検討すべきである。

(4) キャリア教育の推進について (意見 18)

キャリア教育推進の一環として社会人講師活用事業を実施しているが、特定の高校

に集中しているため、県に要請できる範囲（高校）を見直し、より多くの高校へ特別講師を派遣することを検討すべきである。

(現状及び問題点)

県はキャリア教育推進の一環として社会人講師活用事業として、特定の高校に高い専門知識・技術を有する人材を講師として派遣している。

同事業には2種類あり特別講師派遣事業として特定の1校へ講師を派遣している事業と総合学科等講師派遣事業として総合学科（農業、看護、福祉系等）のある9高校への講師派遣がある。

このうち特別講師派遣事業として選定されている1校はスポーツ科、芸術科があるため専門性を伸ばすべく特別講師の派遣を行っているとのことであるが、スポーツ等を強化している県立高校は多数あり特殊な科があることをもって1校へ特別講師を派遣することは制度の透明性・公平性に欠けると思われる。

(改善策)

要請できる範囲（高校）を見直し、より多くの高校へ特別講師を派遣することを検討すべきである。

(5) オンライン相談窓口の増員（強化）について（意見19）

高校生等の相談内容は多岐にわたるため、2名の相談者を1名の相談員が同時に対応することはサービス内容の低下につながる恐れもある。近年の増加傾向を踏まえ、相談員の増員を含めた検討を早急に行うべきである。

(現状及び問題点)

県では生徒健全育成を目的として「ぐんま高校生オンライン相談」事業を行っている。当該事業は高校生（及び一部地域を除く中学生）を対象にSNSによる相談を実施し、生徒の悩みや不安を幅広く受け止めることで自殺やSNSを介した犯罪被害等の防止を図ることが目的である。

毎週日曜日が開催日であり、相談員が2名（委託事業者）で対応している。

令和2年度から令和4年度の3年間の実施状況等は以下の通りである。

	R2年度	R3年度	R4年度
メッセージ受信数	853	928	1,045
相談件数	737	869	935

上記のとおり、メッセージ受信数、相談件数ともに増加傾向にある。

これに対して、相談員については原則2名体制であり、相談時間は18:00～21:00と限られているため、各相談員は相談者2名を同時に対応しているとのことである。高校生等の相談内容は多岐にわたるため、2名の相談者を1名の相談員が同時に対応することはサービス内容の低下につながる恐れもある。

(改善策)

近年の増加傾向を踏まえ、相談員の増員を含めた検討を早急に行うべきである。

■ 5. 特別支援教育課

1. 概要

(1) 所管業務

①特別支援教育に係る学校等への指導業務。

(2) 組織図（令和5年3月31日）

特別支援教育課 15名			
課長 1名	次長 1名	企画係長 1名	職員 5名
		指導係長 1名	職員 6名

(3) 令和4年度決算額（抜粋）

（単位：千円）

目	事業名	R4年度 当初予算額	決算額	摘要
3教育振興費	特別支援教育 振興	269,231	211,825	医療ケア、ICT整備 費等
	特別支援教育 就学奨励	318,782	208,513	特別支援学校就学 生徒の保護者等へ の扶助費

2. 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容、補助金や委託費の内容についてヒアリングを実施するとともに各種の資料を閲覧した。

3. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 高等特別支援学校の認知度向上について（意見20）

高等特別支援学校の授業料は普通科の高等学校とは異なり、所得制限に関係なく全ての生徒が無償であるが、当該事実が周知されていない可能性が高いと思われる。
入学者数増加に向けて授業料が無償である点をより周知していくべきである。

(現状及び問題点)

県立の高等特別支援学校の募集定員と在籍人数の関係は以下のとおりである。

令和5年5月1日

	学校名	3 学年合計		直近年度	
		生徒定員	生徒数	定員	入学者数
1	前橋高等 特別支援	120	87	40	27
2	高崎高等 特別支援	144	110	48	34
3	伊勢崎高等 特別支援	90	81	30	35
4	太田高等 特別支援	123	112	41	35
5	館林高等 特別支援	66	64	22	21
	計	543	454	181	152

上記の通り高等特別支援学校は概ね定員割れの状況であるが、県としても当該状況を解消すべく様々な対策を実施している。しかしながら、定員割れの状況が解消しない要因の一つとして特別支援学校の費用面が考えられる。

高等特別支援学校の授業料は普通科の高等学校とは異なり、所得制限に関係なく全ての生徒が無償であることが周知されていない可能性が高いと思われる。

(改善策)

高等特別支援学校は卒業後の進学や社会生活がスムーズに送れるよう様々な支援策を実施しているが、授業料が無償である点をより周知していくべきである。

(2) ICT の契約について (意見 21)

随意契約においては、第三者から見ても納得のいく形で締結するとともに、見積合わせの省略には合理的な理由を記載し決裁を行うべきである。

(現状及び問題点)

県では特別支援学校における学習用端末（追加）整備委託業務として令和4年度に全

1,250 台の学習用端末（タブレット）を総額 108,515 千円で導入している。当該契約は随意契約での締結となっており、随意契約理由として当該相手先が令和 2 年度より教育委員会のヘルプデスク対応（学習用端末やネットワーク等に障害が発生した場合の対応）として参入しており、別の事業者と契約すると端末毎に問合せ窓口が異なり、利用者に混乱を招くこと、サービスレベルが一定に保てないこと及びヘルプデスクで蓄積したノウハウが活かされないこと等著しい不利益が生じるためとしている。（政令第 11 条第 1 項第 2 号）

なお、県の財務規則等で、随意契約とする理由次第では見積合わせを省略することが可能であるが、当該契約で見積合わせを省略している理由としては、契約の相手方が特定されているためとしている（財務規則第 191 条第 1 項第 2 号）

タブレットの導入に際して、既に参入している事業者以外と契約すると混乱を招く等著しい不利益が生じるという理由で見積り合わせなしで随意契約の締結を行うことは、価格の適正性及び透明性を担保できないと考える。

（改善策）

第三者から見ても納得のいく形で締結するとともに、見積合わせの省略には合理的な理由を記載し決裁を行うべきである。

◆ 往査した県立高等学校等に関する監査結果及び意見

1. 県立高等学校の概要

県内の地区別（8地区）の県立高等学校（市立、組合立を含む）は以下のとおりである。

往査対象とした県立高等学校については地区ごとに選定しているが、中学校卒業見込者数が多い地区は2校、それ以外は1校とし、学級数の多い学校を中心に普通科以外の高等学校も選定するよう配慮した。

なお、高等特別支援学校については生徒数の多い学校2校（前橋高等特別支援学校及び高崎高等特別支援学校）について往査を実施した。

群馬県全体（各地区の合計）

（単位：人）

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	17,218	16,307	14,672	12,619
増減(令和3年3月比)	—	△911 (△5.2%)	△2,546 (△14.7%)	△4,599 (△26.7%)

(1) 前橋地区

（単位：人）

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	2,900	2,774	2,571	2,224
増減(令和3年3月比)	—	△126 (△4.3%)	△329 (△11.3%)	△676 (△23.3%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	前橋	普通科	7	✓
2	全日制	前橋南	普通科	5	
3	全日制	前橋西	普通科等	4	
4	全日制	前橋女子	普通科	7	
5	全日制	前橋東	総合学科	5	

6	全日制	勢多農林	農業系学科	5	
7	全日制	前橋工業	工業系学科	6	
8	全日制	前橋商業	商業系学科	7	✓
9	全日制	前橋市立前橋	普通科	6	(注)
10	定時制	前橋清陵	普通科	4	
11	定時制	前橋工業	機械科 建築科	2	
12	通信制	前橋清陵	普通科等	—	

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

(2) 伊勢崎地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	2,271	2,223	2,085	1,851
増減(令和3年3月比)	—	△48 (△2.1%)	△186 (△8.1%)	△420 (△18.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	伊勢崎	普通科等	7	
2	全日制	伊勢崎清明	普通科	5	
3	全日制	伊勢崎興陽	総合学科	5	
4	全日制	伊勢崎工業	工業系学科	5	✓
5	全日制	伊勢崎商業	商業系学科	6	
6	全日制	玉村	普通科	2	
7	定時制	伊勢崎工業	工業技術科	1	
8	中等教育	伊勢崎市立 四ツ葉学園	普通科	4	(注)

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

(3) 高崎・安中地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
------	--------	--------	---------	---------

中学校卒業見込者数	3,970	3,571	3,304	3,078
増減(令和3年3月比)	—	△399 (△10.0%)	△666 (△16.7%)	△892 (△22.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	高崎	普通科	7	
2	全日制	高崎東	普通科	4	
3	全日制	高崎北	普通科	6	
4	全日制	榛名	普通科	2	
5	全日制	高崎女子	普通科	7	✓
6	全日制	吉井	総合学科	4	
7	全日制	高崎工業	工業系学科	6	
8	全日制	高崎商業	商業系学科	7	
9	全日制	松井田	普通科	2	
10	全日制	安中総合学園	総合学科	5	✓
11	全日制	高崎市立高崎 経済大学附属	普通科	7	(注)
12	定時制	高崎工業	工業技術科	1	
13	定時制	高崎商業	商業科	1	
14	定時制	安中総合学園	普通科	1	✓
15	通信課	高崎	普通科	—	
16	中等教育	中央	普通科	4	

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

(4) 藤岡・多野・富岡・甘楽地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	1,159	1,048	855	642
増減(令和3年3月比)	—	△111 (△9.5%)	△304 (△26.2%)	△517 (△44.6%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
--	----	-----	-----	-----	------

1	全日制	藤岡中央	普通科等	4	✓
2	全日制	藤岡北	農業系学科	3	
3	全日制	藤岡工業	工業系学科	3	
4	全日制	万場	普通科	2	
5	全日制	富岡	普通科	6	
6	全日制	富岡実業	農業系学科 工業系学科	3	
7	全日制	下仁田	普通科	2	
8	定時制	藤岡中央	普通科	1	✓
9	定時制	富岡	普通科	1	

(5) 沼田・利根地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	641	553	484	400
増減(令和3年3月比)	—	△88 (△13.7%)	△157 (△24.4%)	△241 (△37.5%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	沼田	普通科	4	
2	全日制	沼田女子	普通科	3	✓
3	全日制	尾瀬	普通科	2	
4	全日制	利根実業	農業系学科 工業系学科	3	
5	全日制	学校組合立 利根商業	普通科等	4	(注)
6	定時制	沼田	普通科	1	

(注) 組合立のため往査選定対象からは除いている。

(6) 渋川・吾妻地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月

中学校卒業見込者数	1,304	1,265	1,152	933
増減(令和3年3月比)	—	△39 (△2.9%)	△152 (△11.6%)	△371 (△28.4%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	渋川	普通科	5	
2	全日制	渋川女子	普通科	5	
3	全日制	渋川青翠	総合学科	4	
4	全日制	渋川工業	工業系学科	4	
5	全日制	吾妻中央	普通科等	5	✓
6	全日制	長野原	普通科	2	
7	全日制	嬭恋	普通科	2	
8	定時制	渋川工業	工業技術科	1	

(7) 太田・館林・邑楽地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	3,698	3,738	3,221	2,696
増減(令和3年3月比)	—	+40 (+1.0%)	△477 (△12.8%)	△1,002 (△27.0%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	太田	普通科	7	✓
2	全日制	太田東	普通科	6	
3	全日制	太田女子	普通科	6	
4	全日制	新田暁	総合学科	4	
5	全日制	太田工業	工業系学科	4	
6	全日制	館林	普通科	5	
7	全日制	館林女子	普通科	5	
8	全日制	板倉	普通科	2	
9	全日制	館林商工	工業系学科 商業系学科	4	

10	全日制	西邑楽	普通科等	5	
11	全日制	大泉	普通科等	4	
12	全日制	太田市立太田	普通科等	7	(注)
13	定時制	太田フレックス	普通科	6	✓
14	通信制	太田フレックス	普通科	—	✓

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

(8) 桐生・みどり地区

(単位：人)

卒業年月	令和3年3月	令和8年3月	令和13年3月	令和17年3月
中学校卒業見込者数	1,275	1,135	1,000	795
増減(令和3年3月比)	—	△140 (△10.9%)	△275 (△21.5%)	△480 (△37.6%)

	課程	高校名	学科等	学級数	往査対象
1	全日制	桐生	普通科等	8	✓
2	全日制	桐生清桜	普通科	6	
3	全日制	桐生工業	工業系学科	4	
4	全日制	大間々	普通科	3	
5	全日制	桐生市立商業	商業科	6	(注)
6	定時制	桐生工業	工業技術科	1	
7	定時制	桐生市立商業	商業科	1	(注)
8	通信制	桐生	普通科	—	✓

(注) 市立のため往査選定対象からは除いている。

県内の公立高等学校等の就学支援金の状況

平成26年度から開始された就学支援金制度の状況(県全体)は以下の通りである。

令和5年3月31日時点

	人数
①在籍生徒数	36,743
②支給生徒数	31,329
③支給率(②/①)	85.3%

(参考) 私立学校 (高等学校) の就学支援金

令和4年度

	人数
①在籍生徒数	12,289
②支給生徒数※	10,977
③支給率 (②/①)	89.3%

※私立高校については保護者等の収入に応じて加算額が決められているが上記支給生徒数は加算額のある生徒、加算額のない生徒の両方を含めた人数である。

2. 往査した県立高等学校等（全13校）の監査結果及び意見

■ 1. 前橋高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月	明治11年9月
2	所在地	前橋市下沖町321番地1
3	校訓	「質実剛健・気宇雄大」 誠実さと大きな器量を備える人物を育てる
4	教育目標	教育基本法及び学校教育法に示された「教育の目的」を実現するために、その「目標」の達成を目指すとともに、本校の校訓を尊重し、特に次の5項目を目標とする。 （1）理想を追求し、未来を切り拓くために、着実に努力する姿勢を育む。 （2）知識を充実させ、思考力、判断力、表現力を伸ばす。 （3）個人の価値を自覚し、自然や文化を尊重する豊かな心を育む。 （4）スポーツを愛好し、心身の健康の保持増進に努める姿勢を育む。 （5）個性や能力を伸ばすために、自らを律する生活態度を育む。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 281名 2学年 7学級 278名 3学年 7学級 270名 合計 21学級 829名
6	教職員数	60名
7	特色	文武両道を目指す伝統の男子校である。 教育方針は「三兎を追え」であり、学習、部活動、行事、全てにおける成功を目指している。 平成31年4月に文部科学省から5年間の「スーパーサイエンスハイスクール」の指定を受けている。
8	学校で把握して	生徒の学習環境の整備

	いる課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	授業や部活動における安全確保及び衛生環境の改善等 施設・設備の改善 (特に空調設備未設置の特別教室、体育館、設置後15年を超えた普通教室の更新、老朽化している体育館やグラウンドの整備、トイレの洋式化(洋式化率は60%程度)、未使用のプールの廃棄等)
--	-------------------------	--

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は90%以上である。	A	A	
		② 「探究基礎」(1年)、「科学探究Ⅰ」「探究総合」(2年)、「科学探究Ⅱ」(3年)における活動を通じて自らテーマを見つけ、解決していく探究力が身についたと感じる生徒が80%以上である。	A	A	
		③ 「イノベータ講演会」が探究活動の充実や活動意欲の向上に役立っていると感じる生徒が80%以上である。	A	A	
		④ Oxbridge研修やその報告会およびその他のグローバル教育に関する活動を通じて、グローバル社会での生き方や異文	B	A	

		化に対する理解が進んだ生徒が80%以上である。(1・2年のみ)			
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑤ 工夫された授業が展開されており、授業に80%以上の生徒が満足している。	A	A	
		⑥ 英語や数学などの教科で行っている少人数授業や習熟度別授業に90%以上の生徒が満足している。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 生徒自ら考え、発表するなど、主体的な活動を行う生徒が80%以上である。	B	B	
		⑧ 生徒が主体的に授業に取り組めるような授業改善のための研修会を各学年で年に2回以上と教科でも実施している	B	A	
		⑨ 「土曜AL」の活動に参加し、主体的な学習に取り組もうとした生徒が70%以上である。(1・2年のみ)	B	A	
		⑩ 英語等によるコミュニケーション能力が向上していると感じる生徒が80%以上である。	B	B	
		⑪ 各教科・科目で「探究的な学び」を取り入れた授業を行い、学習内容がより深く理解できたと感じる生徒が80%以上である。	A	A	

	4 基礎・基本の定着を図る指導が充実していますか。	⑫ 平均家庭学習時間を1・2年で3.0時間、3年で4.5時間以上確保して、予習と復習に努めている。	B	B	
		⑬ 学校内での朝学習や放課後の自習室利用など、校内での主体的な学習に取り組む生徒が70%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	5 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑭ 学年会議・生徒指導部会議・教育相談係会議において、生徒に関する情報交換を月に2回以上行っている。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑮ 遅刻をする生徒が、全校平均で1日あたり10名以下である。また、欠席率は1%以内(3年生は2%以内)である。	A	A	
		⑯ 学校全体で、挨拶運動や規律遵守に取り組んでいる。	A	A	
	7 生徒が自主的に活発な活動をしていますか。	⑰ 部活動に実人数で95%以上の生徒が加入している。また、関東大会以上に出場の部活動5つ以上を目指す。	B	B	
		⑱ 部活動が生徒の主体性を生かし、メリハリのある活動の中で充実していると感じている生徒が90%以上である。	A	A	
		⑲ 部活動に取り組む生徒のう	A	A	

		ち、文武両道を実践していると感じている生徒が70%以上である。			
		⑳ 定期戦及び優曇華をはじめとした学校行事の内容の充実を図り、自主的・主体的に取り組めた生徒が80%以上である	A	A	
	8 生徒主体のいじめ防止活動に積極的に取り組んでいますか。	㉑ 本校の「スマホ利用ルール」を理解し、それに従った生活ができている生徒が80%以上である。	B	A	
		㉒ 学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていると考えている生徒が90%以上である。	B	A	
	9 読書指導が行われていますか。	㉓ 学校図書館の貸出冊数が7,000冊を超えている。	B	B	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	10 計画的な指導を行っていますか。	㉔ 進路に関するLHRを各学年で年に10回以上実施し、80%以上の生徒が進路選択の参考になると認識している。	A	A	
		㉕ 「前高ジャーナル」、「進路概況」や「進学の手引」を、80%以上の生徒が役に立つと認識している。	A	A	
		㉖ 大学・企業・研究所研修、インターンシップ等のキャリア教育行事に満足している生徒が	A	A	

		80%以上である。			
	11 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑳ 早朝補習や長期休業中の補習授業が、進路希望の実現に役立っていると感じている生徒が80%以上である。	A	A	
		㉑ 夏季休業中の学習合宿に参加した生徒のうち、学習合宿が進路希望の実現に役立っていると感じている生徒が90%以上である。	A	A	
		㉒ 生徒のより高い進路目標の実現を目指し、生徒の大学合格率が80%以上、大学進学率が70%以上である。	—	—	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	12 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	㉓ 「前高 Web page」の内容について、満足している保護者が90%以上である。	A	A	
		㉔ 学校通信「前高通信」などによる学校からの情報提供に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
	13 家庭、地域社会の教育力を活用していますか。	㉕ 保護者や地域社会の人を講師とした講演会などを年に2回以上実施している。	A	A	
	14 生徒の安	㉖ 規範意識と危険回避能力を高	A	A	

	全意識向上の取り組みを行っていますか。	める指導を行い、自転車事故15件以下を目指して指導する。			
		③④ 安心・安全な自転車利用のためには、自転車保険の加入やヘルメット着用が必要であると自覚している生徒が90%以上である。	A	A	
	15 環境面で生徒の安全が確保されていますか。	③⑤ 災害発生時に適切な行動をとることができるかと自覚している生徒が90%以上である。	A	A	
VI学校における生徒の健康・安全に努めていますか。	16 保健面で生徒の健康が確保されていますか。	③⑥ 健康面で安心感があると、80%以上の生徒が回答している。	B	A	
VII教育のデジタル化に努めていますか。	17ICT を活用した指導を行っていますか。	③⑦ 授業等で ICT を活用した指導を行っている教員が80%以上である。	A	A	
	18ICT を活用した業務改善を行っていますか。	③⑧ ICT を活用することで、分掌業務等の改善を進めている教員が80%以上である	A	A	

評価対象が I ～VII、評価項目は 18、学校独自での具体的な指標は全部で 38 項目ある。

38 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 26 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 6 項目、いずれも B 評価が 5 項目、未実施が 1 項目となっている。なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

なお、他の県立高校（安中総合学園高等学校）では「どちらともいえない」の選択肢を設けている。

（3）私費会計（学校徴収金）について

前橋高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA (内 積立金残高)	2,851,417 (1,650,000)
2	部活動後援会 (内 積立金残高)	3,618,327 (2,000,000)
3	蛟龍館	608,366
4	生徒会	496,374
5	学力向上支援委員会 (内 積立金残高)	5,679,269 (2,500,000)
6	学年費（1学年）	3,041,826
7	学年費（2学年）	3,057,338
8	学年費（3学年）	0
9	進路指導費	760,711
	合計 (内 積立金残高)	20,113,628 (6,150,000)

私費会計の種類は9口で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

前橋高校として独自性の高い会計としては【3. 蛟龍館】、【5. 学力向上支援委員会】

がある。前者は昭和 55 年に構築された 1 階が学生食堂、2 階が自習室、3 階が文化部等の活動室として使用されている建物の修繕・清掃費であり、後者は生徒の学力向上のための経費（補習指導費、資料作成費等）である。

また、各会計の帳簿等については原則として平成 21 年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和 4 年度会計報告書（令和 5 年 3 月 31 日）の残高について通帳と突合した結果全てにおいて一致していた。

（４）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和 4 年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1 週間あたり 38 時間 45 分、1 日あたり 7 時間 45 分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1 か月あたりの在校等時間が 200 時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1 か月の在校等時間が 300 時間を大きく超える月のある職員も複数存在していた。

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計	80h超		100h超		150h超		計					
	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合			
4月	33	56.9%	12	20.7%	6	13.8%	53	91.4%	2	3.4%	2	3.4%	1	1.7%	5	8.6%	58	43:32	
5月	32	55.2%	8	13.8%	9	15.5%	49	84.5%	3	5.2%	5	8.6%	1	1.7%	9	15.5%	58	50:07	
6月	28	48.3%	10	17.2%	13	22.4%	51	87.9%	5	8.6%	1	1.7%	1	1.7%	7	12.1%	58	49:49	
7月	31	53.4%	12	20.7%	8	13.8%	51	87.9%	2	3.4%	3	5.2%	2	3.4%	7	12.1%	58	47:25	
8月	48	82.8%	8	13.8%	1	1.7%	57	98.3%			1	1.7%			1	1.7%	58	24:46	
9月	34	58.6%	9	15.5%	9	15.5%	52	89.7%	5	8.6%			1	1.7%	6	10.3%	58	43:56	
10月	31	53.4%	9	15.5%	12	20.7%	52	89.7%	4	6.9%	2	3.4%			6	10.3%	58	44:46	
11月	41	70.7%	6	10.3%	6	10.3%	53	91.4%	5	8.6%					5	8.6%	58	36:35	
12月	41	70.7%	7	12.1%	6	10.3%	54	93.1%	3	5.2%	1	1.7%			4	6.9%	58	36:36	
1月	37	63.8%	8	13.8%	9	15.5%	54	93.1%	4	6.9%					4	6.9%	58	39:54	
2月	49	84.5%	4	6.9%	4	6.9%	57	98.3%	1	1.7%					1	1.7%	58	27:28	
3月	37	63.8%	11	19.0%	7	12.1%	55	94.8%	2	3.4%	1	1.7%			3	5.2%	58	36:55	
実人数																16	27.6%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.0日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	1人
2日	1人
3日	0人
4日	2人
5日	0人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校経由で提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が兼業を許可するという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立前橋高等学校 PTA 学力向上支援事業委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休化施設の有無

学校全体が、老朽化しており、現在管理教室棟を改修工事中である。しかし、管理教室棟より普通教室棟を優先して改修してほしいとの要望もあった。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 137 件、8,887,240 円の備品の不要処分を実施している。

監査人が「備品一覧」から任意に数件サンプリングを行い、現物を確認したところ、全て確認できた。

・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、2 冊発見できない書籍があった。これは、現在、管理教室棟の工事に伴い、臨時に一部書庫等に移動してしまったことによる可能性が高いとの説明を受けた。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和 4 年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年 2 回申請が行われる（4 月に 1 年生、7 月に 1～3 年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは以下の通りである。

- ・教育委員会管理課より「申請書類様式」が学校宛に発送
- ・全生徒へ「申請書類様式」を配布
- ・生徒は申請の有無に関わらず、全員が「意向確認書類」を提出
- ・申請する世帯については「案内通知」を配布、該当世帯は申請
- ・教育委員会管理課より学校へ審査結果が届き、生徒へ配布

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	825	A
申請者	555	B
認定者(支給者)	488	C
支給率	59.2%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・生徒からの申告、第三者からの情報提供、生徒の日常観察・面談・カウンセリング中高連絡会議、シグマ検査、悩み事に関するアンケート、いじめに関するアンケート、ネットパトロール等
- ・いじめを発見、また情報提供等で認知した場合は、詳細・正確な事実確認を行い、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に(いじめ防止対策委員会として)対応する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	4
令和4年度	5

いずれもいじめ防止対策委員会を開き、担任等の働きかけにより最小限に抑えることができているとの認識である。

(9) ICT化について

生徒の欠席連絡に Google Forms を利用するなど、ICT化による業務の効率化が図られていた。

なお、同取組は、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言 R5」の中で「推奨する業務例」として挙げられているものでもある。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-①）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(現状及び問題点)

同校は他の多くの県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①そう思う」「②ややそう思う」「③あまりそう思わない」「④そう思わない」の4つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質にもよるが選択肢が4つの場合には傾向として上から2番目を選ぶ傾向があるようにも思う。

(改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(2) 公費との明確な区分について（意見 23-①）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（体育館用パイプ椅子、食堂の消耗品や記念会館（蚊龍館）の修繕費など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計

の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	産業廃棄物収集運搬・処分業務	301,400	委託料
2	部室流し配管修繕	253,000	その他需用費
3	大学入試シリーズ(赤本)	522,995	その他需用費
	計	1,077,395	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	体育館用パイプ椅子	913,000	その他需用費
蛟龍館	食堂扉カギ等	432,955	その他需用費
〃	修繕費	249,238	その他需用費
	計	1,595,193	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分(ガイドライン)」(平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方として以下のように規定されている(概要)。

(1) 公費負担経費
ア 直接教育活動に係る経費
教科等の活動及び教科外の活動で、学校の共用または備品に係る経費、その他管理、指導に係る経費
イ 間接教育活動に係る経費
管理運営活動に係る経費
(2) 私費負担経費
ア 生徒個人の所有物に係る経費
イ 教育活動の成果物として、その教材・教具類、またはそれから発生する直接的利益が生徒個人に還元する経費
ウ 生徒会活動、部活動など生徒の自発的活動に係る経費
エ 課外講習、適正検査など、希望する生徒に対して実施する経費

オ その他生徒の利便増進を図るための経費

なお、具体的な経費の負担については同ガイドラインで例示的にも記載されている。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(3) 県への報告資料への未記載の会計について (意見 24-①)

積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

(現状及び問題点)

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

同資料の決算額の支出額の中には、積立金あるいは基金と称して支出額に含まれているものがあるが、管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、当該積立額及び積立残高については県への報告資料には記載されていない。

前橋高校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA	1, 201, 417	2, 851, 417	1, 650, 000
2	部活動後援会	1, 618, 327	3, 618, 327	2, 000, 000
5	学力向上支援委員会	3, 179, 269	5, 679, 269	2, 500, 000
	合計	5, 999, 013	12, 149, 013	6, 150, 000

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している積立金や基金等の繰入額を含めてしまうと実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金（徴収額）の把握も困難となる。

(改善策)

私費会計の網羅性の観点からは、積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

(4) 備品の管理について（意見 25-①）

有姿除却になっているもの、台帳に記載があるが使用されていないものが散見された。廃棄費用がなく処理できないのはやむをえないが、有姿除却や使用していない備品は、各部屋に放置しておくのではなく、それが分かるようにしておくべきである。

(現状及び問題点)

有姿除却になっているもの（教育用コンピューター一式 H12 年度 6833 号）、台帳に記載があるが使用されていないもの（H24 年度購入 DELL デスクトップパソコン 4 台 H24-420, 421, 422, 542）があった。担当者に話を聞いたところ、廃棄に費用がかかり、その費用がないため、そのまま放置されているとのことである。

(改善策)

様々な部屋に埃をかぶったまま散在されていたことから、やむを得ず除却待ちになっている備品は 1 か所にまとめてその旨を記載した紙を貼るなど、担当者が人事異動で変わったとしても分かるようにしておくべきである。

(5) 蔵書点検について（意見 26-①）

蔵書点検は毎年計画的に実施すべきである。

(現状及び問題点)

従来は、8 月に生徒と共に蔵書点検を実施していたが、最近は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していないとのことである。しかし、感染症については、令和 5 年 8 月では 5 類へ移行し経済活動も通常に戻っていたこと、管理教室棟の本格的な工事は 9 月開始であったことから、例年通り 8 月に実施することが望ましかったと考える。

(改善策)

可能な限り、蔵書点検は毎年実施すべきである。蔵書の冊数も多く、毎年全てを実施するのは困難であれば、計画を立ててローテーションにより実施することが望ましい。

(6) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-①)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が4名いた。

1年以内に5日間の年休を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 2. 前橋商業高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正9年4月 前橋市立商業学校創立
2	所在地	群馬県前橋市南町四丁目35番地1
3	校訓	至誠一貫
4	教育目標	社会連帯、国際理解の意識のもとに自己を見つめ、社会が要求する心身ともに健全にして、誠実、勤勉、明朗な経済人の育成を期する。
5	学科及び生徒数	商業科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 283名 2学年 7学級 270名 3学年 7学級 273名 合計 21学級 826名
6	教職員数	67名
7	特色	創立100年を超える伝統に裏打ちされた多くの進路先が用意されており、どのような進路にも対応できる。 全国商業高等学校協会主催の検定をはじめとして、実用英語技能検定や日商簿記検定など上位の検定にも積極的に挑戦し成果を残している。 多くの生徒が部活動に参加し、運動部、文化部共に実績を残している。また、関東大会や全国大会でも入賞するなどしている。 最新のPC室が5室あり、授業や部活動などで利用している。また、ICTスタジオが設置され、あらゆる場面で活用している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等への要望を含む)	・探究を軸とした授業改善（探究活動は現状3年次に行っているため、1年次から総合的な探究の時間の履修への変更を含め検討） ・地域連携（中学生の商業科不人気に伴う、志願者減に対応するため商業の学びの発信を続けていくことは重要） 教職員のいじめ問題の法的認識・生徒理解

		・学校生活のルール等合理性に欠ける決まり等を見直し整備していく
--	--	---------------------------------

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 体験的学習による授業に生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		② 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 生徒の実態を踏まえた学習指導に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		④ 本校の資格取得指導の実施に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 決められた宿題や提出物を毎回提出できている生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑥ 学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が、80%以上である。	A	A	

Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑦ 生徒会活動が充実していると評価している生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑧ 部活動が充実していると評価している生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑨ 教育相談が利用しやすいと感じている生徒が、80%以上である。	A	A	
		⑩ 登校時指導を毎月、組織的にしている。	A	-	
		⑪ 交通事故の発生件数が 20 件以下である。	A	-	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑫ いじめの発生防止に努め、いじめの解消率が 100%である。	A	-	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑬ 1 日平均遅刻者数が、5 人以下である。	A	-	
		⑭ 制服の着こなしや言葉遣い、あいさつがきちんとしている生徒が 90%以上である。	A	A	
		⑮ 問題行動で指導を受ける生徒	A	-	

		が、5人以下である。			
		⑩ 中途退学者が、在籍生徒数の0.5%以下である。	A	-	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑪ 学校から提供される進路情報が役立っていると評価する生徒が、80%以上である。	A	-	
		⑫ 進路関係の行事が役立っていると評価する生徒が、80%以上である。	A	-	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考え、その実現に向けて取り組んでいますか。	⑬ 生徒の将来の志望について理解している保護者が、80%以上である。	A	A	
		⑭ 学校の進路指導について理解している保護者が、80%以上である。	A	B	※
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑮ PTA 総会、学年保護者会等に積極的に参加している保護者が、80%以上である。	A	A	
		⑯ 学校の様子がよく分かると答えている保護者が 80%以上である。	A	B	※
VI 教育のデジタル化に	10 ICT を活用した指導	⑰ ICT を活用した指導に、生徒の80%以上が満足している。	A	A	

努めていますか。	を行っていますか。			
	11ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑭ ICTを活用したアンケートに生徒、保護者の 80%以上が満足している。	A	A

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 24 項目ある。

24 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 14 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価がなし、いずれも B 評価はなし、未実施項目もなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 2 項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は 8 項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・進路指導に対して感謝を述べている保護者もいるが、不安・不満を持っている保護者も同数以上に見受けられる。
- ・校則に関する改善の意見（頭髪・防寒着等）が多くあった。
- ・学校の様子がうかがい知れない、連絡をメールでほしいという意見がある。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

前橋商業高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費 (他、積立金残高)	3, 229, 177 (1, 002, 021)
2	学校後援会費 (他、積立金残高)	16, 551, 756 (8, 335, 106)
3	同窓会費 (他、積立金残高)	1, 950, 417 (7, 500, 191)
4	生徒会費	862, 645
5	学年費・学級費	10, 713, 959

	合計	33,307,954
	(他、積立金残高)	(16,837,318)

私費会計の種類は5種類だが、口座数は学年費・学級費会計で学年ごとに分けて管理しているため7口座ある。

通帳は全て事務長が管理し、金庫にて保管している。

帳簿等のフォーマットは平成21年に群馬県公立学校事務委員会が統一的に作成したものを使用(エクセルのマクロを組んだもの)一部の私費会計ではフォーマット未使用の会計もあり。

私費会計の令和4年度会計報告書(令和5年3月31日)の残高について通帳と突合を実施した結果、一致を確認した。

各会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して(各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理)、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間(1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分)を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校の教職員について、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として20名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	34	57.6%	11	18.6%	6	10.2%	51	86.4%	8	13.6%					8	13.6%	59	39:19
5月	31	52.5%	9	15.3%	14	23.7%	54	91.5%	5	8.5%					5	8.5%	59	43:51
6月	31	52.5%	8	13.6%	18	30.5%	57	96.6%	1	1.7%	1	1.7%			2	3.4%	59	46:09
7月	39	66.1%	8	13.6%	8	13.6%	55	93.2%	3	5.1%	1	1.7%			4	6.8%	59	34:48
8月	56	94.9%	1	1.7%	2	3.4%	59	100.0%									59	13:39
9月	33	55.9%	9	15.3%	13	22.0%	55	93.2%	3	5.1%			1	1.7%	4	6.8%	59	43:01
10月	35	59.3%	8	13.6%	10	16.9%	53	89.8%	4	6.8%	2	3.4%			6	10.2%	59	42:12
11月	35	59.3%	15	25.4%	7	11.9%	57	96.6%	2	3.4%					2	3.4%	59	36:38
12月	44	74.6%	8	13.6%	7	11.9%	59	100.0%									59	30:55
1月	43	72.9%	6	10.2%	10	16.9%	59	100.0%									59	33:00
2月	52	88.1%	4	6.8%	3	5.1%	59	100.0%									59	24:46
3月	43	72.9%	5	8.5%	9	15.3%	57	96.6%	1	1.7%	1	1.7%			2	3.4%	59	32:29
実人数															19	32.2%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。当該教員に産業医等との面談を勧め、1名が面談を希望している。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.2日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が6名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	2人
4日	1人
5日	3人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長

宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、同校において兼業への従事をしている教職員は存在しなかった。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

第一体育館(平成4年建築)の全面的な改修を希望している(エアコンがない、トイレの老朽化、照明が古い等)。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は3件、4円の備品の不要処分を実施している。

「備品一覧」から任意にサンプリングを行い実在性を確認したが特段問題はなかった。

・図書について

図書原簿から任意に数件サンプリングを行い実在性を確認したが特段問題はなかった。

蔵書点検が年に1回、1名で行っている(図書部の手伝い等はない)。

前橋東商業高校時代の古い図書が書庫にしまっており、廃棄するか検討している。

③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

なお、商業高校なので使用頻度は少ない。

購入及び使用の都度、残量はパソコンで管理している。

(6) 契約事務について

直近の監査資料(令和4年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、

7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	819	A
申請者	718	B
認定者(支給者)	674	C
支給率	82.3%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開するとともに、保護者会にて説明を実施している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・教職員が、いじめが行われている現場を見た場合に把握、毎週教職員間で周知。
- ・生徒か保護者から、いじめの報告や相談を受けた場合に把握。
- ・生活アンケートや面談による把握(生活アンケートは年間6回)

また、外部(児童相談所)から連絡を受けて把握するケースもある。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	2
令和3年度	2
令和4年度	2

いずれもクラス内や部活動内でのからかい等(SNS関連を含む)であるが全て年度内で解消している。なお、直近の令和5年度では11月現在で6件と増加傾向にある。

(9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・授業評価アンケートのデジタル化
- ・朝会掲示板のデジタル化
- ・Google Drive 活用による紙の削減
- ・Google Classroom 活用による生徒への連絡方法の確立
- ・端末利用による行事のオンライン配信(始業式等)

- ・「ぐんまスクールネット」活用による欠席連絡のデジタル化
- ・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）公費との明確な区分について（意見 23-②）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（第一体育館交換用ハロゲンランプ、体育館用ジェットヒーター修繕など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館雑費	106,685	その他需用費
2	小便器バルブ等交換修繕	344,300	その他需用費
3	生徒用椅子	484,000	その他需用費
4	コートローラー修理	107,470	その他需用費
5	体育館卓球場床ウレタン塗装修繕	237,946	その他需用費
	計	1,280,401	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	選抜試験用生徒用机天板	48,400	その他需用費
学校後援会	商業科準備室印刷機インク	29,700	その他需用費
〃	学校バスベルト不良修繕	21,549	その他需用費
〃	体育館壁コンセント修理他	64,900	その他需用費
〃	第一体育館交換用ハロゲン	87,450	その他需用費

	ランプ		
〃	第一体育館ギャラリーカーテンレール交換工事	66,000	その他需用費
〃	体育館用ジェットヒーター修繕	77,440	その他需用費
〃	屋外サーモスタット水栓交換修理	39,600	その他需用費
〃	屋外男子トイレ小便器バルブ交換修理	26,400	その他需用費
〃	第一体育館水銀灯ランプ交換工事	77,000	その他需用費
	計	538,439	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

（改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（2）薬品の管理について（意見28-①）

薬品を定期的に点検し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。

（現状及び問題点）

薬品の管理が1名で行われている。また、定期的に点検を行っているとのことだが、その記録がない。

（改善策）

薬品管理簿の様式を再考の上、定期的（年度末など）に薬品の管理状況や数量等を点検し、校長等に報告する必要がある。

(3) 産業医等による面談の促進について (意見 29-①)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医(産業医等)の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ30通の通知が7名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-②)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮の

ための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も6名存在していた。

1年以内に5日間の年休を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 3. 伊勢崎工業高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治19年9月 伊勢崎織物業組合立染織講習所開所 明治43年4月 群馬県立工業学校として開校 昭和9年4月 群馬県立伊勢崎工業学校と改称
2	所在地	伊勢崎市中央町3番8号
3	校訓	—
4	教育目標	生徒の人格の確立と個性の伸長に努め、豊かな人間性を培い、これからの時代を生きぬく実践力と責任感を備える人材を育成する。
5	学科及び生徒数	工業系学科（定員は各学年200名） 1学年 5学級 187名 2学年 5学級 189名 3学年 5学級 191名 合計 15学級 567名
6	教職員数	67名
7	特色	県内で最初に設立された工業高校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の向上に向け、特に英語・数学の基礎力の定着を目指し、教育課程の見直しや普通科目と工業科目との横断的な指導を進める。 ・工業高校の特色を生かした取り組み（地域イベントへの参加等）を推進し、本校の魅力を外部に発信することで地域に愛される学校づくりを目指す。 ・産業界への発展に寄与できる実践力を備えた人材を育成するため、専門科目の教育内容についての改善を図る。特に「実習」など実践的な教育内容の改善充実を力を入れる。 ・生徒自らが進路希望の実現に向け努力が継続できるような環境作りと進路指導体制の改善を図り、地域を担う人材を育成する。 ・キャリア教育の充実のため、インターンシップや企業と

		<p>の連携、大学との連携を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習環境の改善に向け、老朽化した施設設備の改修や更新、特別教室へのエアコン設置等の要望を継続的に行う（現状5割程度であるトイレの洋式化も含む）。
--	--	--

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	昭和18年4月1日
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	—
4	教育目標	全日制と同じ
5	学科及び生徒数	<p>工業技術科</p> <p>1学年 1学級 23名</p> <p>2学年 1学級 19名</p> <p>3学年 1学級 17名</p> <p>4学年 1学級 16名</p> <p>合計 4学級 75名</p>
6	教職員数	15名
7	特色	各学年1学級（定員40名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、就職する生徒の方が多いが、約半数が大学や専門学校等へ進学をする年度もある。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	全日制と同じ

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 各教育活動に満足している生徒が70%以上である。	A	A	
		② 「自分の学校が好きだ」と感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
	2 資格取得指導や検定試験指導を行っていますか。	③ 年間を通じて1つ以上の資格取得にチャレンジし、90%以上の生徒が1つ以上の資格を取得している。	B	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	3 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 生徒の実態を踏まえ、到達度に応じた学習指導を実施し、学習に対する達成感・満足感をもっている生徒が70%以上である。	A	A	
		4 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 学習内容の定着を図り、家庭での毎日の学習習慣を定着させ、家庭学習に取り組む生徒が70%以上である。	B	B
		⑥ 学力の向上を実感している生徒が70%以上である。	B	A	
	5 生徒の主体的な学びを引き出す「総合的な	⑦ 一連の学習活動（課題設定、調査・研究、まとめ、発表等）に主体的に取り組んだと自己評価している生徒が70%以上で	A	A	

	探求の時間」(課題研究)を行っていますか。	ある。			
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	6 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 職員会議や学年会議、科会議等諸会議において、生徒に関する情報交換を月に3回程度行っている。	A	A	
		⑨ 職員、来校者、生徒同士にあいさつのできる生徒が80%以上である。	A	A	
		⑩ 月1回以上、校内の安全点検を実施し、環境の整備に努めている。	A	A	
		⑪ 生徒の情報収集や共有する機会を毎月作り、いじめ防止対策委員会を各学期に1回以上行っている。	A	A	
	7 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑫ 家庭との連携を図りながら、生徒の欠席・遅刻をしないよう指導し全校で1日当たりの欠席者を6名以下、遅刻を10名以下にする。	B	A	
		⑬ 規範意識を持っている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取	⑭ いじめ防止を理解している生徒が70%以上である。	A	A	

	組を積極的に行っていますか。				
		⑮ いじめ防止活動に取り組んでいる生徒が70%以上である。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	9 計画的な指導を行っていますか。	⑯ 進路実現に積極的に取り組む生徒が70%以上である。	A	A	
		⑰ 進路ガイダンス関連行事を年4回以上実施する。	A	A	
		⑱ 進路に関する知識や意識を有する保護者が70%以上である。	A	B	※
		⑲ 学校からの進路に関する配布物に目を通している保護者が70%以上である。	B	B	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑳ 90%以上の3年生が、就職を希望する事業所を事前に訪問し、情報を収集している。	A	A	
		㉑ 自分の適性を理解している生徒が80%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	㉒ 学校の教育活動を人々に理解してもらうために「学校公開」を年3回実施している。	A	A	

	いますか。				
		㉓ 各工業科の特色を生かした取り組み、地域の小・中学校に対する広報活動、新聞を活用した広報活動を10回以上行う。	B	B	
		㉔ 「学校の様子がよく分かる」と、保護者の70%以上が答えている。	B	B	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	12ICTを活用した指導を行っていますか。	㉕ ICTを活用した授業に生徒の70%以上が満足している。	A	A	
	13ICTを活用した業務改善を行っていますか。	㉖ ICTを活用した通知に生徒・保護者の70%以上が満足している。	A	A	

評価対象がI～VI、評価項目は13、学校独自の具体的な指標は全部で26項目ある。26項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が18項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価が3項目、いずれもB評価が4項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は1項目（※参照）、全ての項目で外部評価も実施されている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

(3) 私費会計（学校徴収金）について

伊勢崎工業高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

(単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA (内 積立金残高)	2,640,315 (2,284,655)
2	教育活動振興費 (内 積立金残高)	1,460,678 (241,761)
3	同窓会費 (内 積立金残高)	7,511,945 (5,425,194)
4	学校後援会 (内 積立金残高)	3,999,644 (3,500,025)
5	生徒会	47,033
6	伊工文化祭	903,524
7	学年費（1学年）	80,441
8	学年費（2学年）	114,931
9	学年費（3学年）	0
10	実習費	165,116
11	旅行費	1,211,546
	合計 (内 積立金残高)	18,135,173 (11,451,635)

【定時制】

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	生徒会	370,347
2	学年費（1学年）	80,441
3	学年費（2学年）	114,931
4	学年費（3学年）	96,059
5	学年費（4学年）	0
	合計	661,778

【合計】

合計	18,796,951
(内 積立金残高)	(11,451,635)

私費会計の種類は全日制が12種類、口座数は各会計で積立金がある場合には積立金、学年費、旅行費、実習費は学年あるいは科で設定されているケースもあり23口座ある。定時制の会計は4種類で口座数も同数である。預金通帳全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者を決めているが管理表（一覧表等）は作成されていない。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

伊勢崎工業高校として独自性の高い会計としては【4. 学校後援会】がある。教育活動の助成として全国大会へ出場した際の部活動の補助や教育環境整備として体育館のカーテン交換の費用であるが、一部を将来のマイクロバスの取得（買替え）のための積立金を計上している。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

（4）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員及びパソコン等のシステム対応などで、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は全日

制のみ、実人数として5名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	52	78.8%	8	12.1%	5	7.6%	65	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	66	26:10
5月	51	77.3%	6	9.1%	7	10.6%	64	97.0%	2	3.0%					2	3.0%	66	27:45
6月	54	81.8%	6	9.1%	3	4.5%	63	95.5%	2	3.0%	1	1.5%			3	4.5%	66	29:26
7月	56	84.8%	5	7.6%	3	4.5%	64	97.0%	2	3.0%					2	3.0%	66	25:11
8月	63	95.5%	3	4.5%			66	100.0%									66	9:12
9月	53	80.3%	10	15.2%	2	3.0%	65	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	66	27:10
10月	48	72.7%	10	15.2%	8	12.1%	66	100.0%									66	30:35
11月	55	83.3%	8	12.1%	3	4.5%	66	100.0%									66	24:36
12月	63	95.5%	3	4.5%			66	100.0%									66	16:06
1月	58	87.9%	8	12.1%			66	100.0%									66	19:31
2月	65	98.5%	1	1.5%			66	100.0%									66	14:42
3月	59	89.4%	4	6.1%	2	3.0%	65	98.5%			1	1.5%			1	1.5%	66	18:44
															実人数	5	7.6%	

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨しており、2名が面談を実施した。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.3日で、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者は存在しなかった。

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として、個人申請は環境審議委員1名、児童文化センターの講師1名、水泳連盟理事及びマネジメントコーチ1名、技能試験判定員1名、PTAを使用者とする兼業は、ボクシング指導者1名となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

トイレは洋式化が進んでいるものの、特別教室の空調整備ははまだ解決されていない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は7月に67件、10,061,797円の不用処分を実施した。

「備品一覧」から任意にサンプリングを行い実在性を確認した。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

蔵書点検は、年1回、1月～2月に実施しているとのこと。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	564	A
申請者	542	B
認定者（支給者）	529	C

支給率	93.7%	C/A
-----	-------	-----

【定時制】	人数	
全生徒	72	A
申請者	69	B
認定者（支給者）	69	C
支給率	95.8%	C/A

(8) いじめ対策について

・学校として「いじめ防止のための基本方針」「いじめ防止プログラム」「伊工いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・いじめアンケートを年3回実施。その他生活アンケートでもスクリーニングを実施。
- ・いじめの訴えがあったときは速やかに関係者でいじめ防止対策委員会を開き、対応について検討。保護者へ連絡。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【全日制】	認知件数
令和2年度	5
令和3年度	6
令和4年度	18

令和3年度までは、生徒から上がってきた内容について、協議し精査した内容についてのみ認知件数としていたが、令和4年度より、生徒から上がってきた内容の全てを認知件数としたため増加した。

【定時制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	1

(9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・アンケートフォームの活用（Google Forms による出欠連絡、保護者アンケート）
- ・デジタル採点システム（テストのデジタル化）
- ・会議資料のペーパーレス化

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 公費との明確な区分について（意見 23-③）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（網戸設置工事、体育館電灯修繕、トイレ修繕、体育館暗幕取り付け工事、生徒検診用器具レンタル代など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	網戸設置工事、体育館電灯修繕、 トイレ修繕、体育館暗幕取り付 け工事	1,286,784	その他需用費
2	備品修繕（楽器、芝刈り機）	152,834	その他需用費
	計	1,439,618	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	生徒検診用器具レンタル 代	233,057	使用料
学校後援会	第2グラウンド整備用黒 土	198,000	その他需用費
	計	431,057	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬

県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であるとする。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(2) 備品整理票について (意見 25-②)

備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。

(現状及び問題点)

備品一覧表から任意に抽出して、備品の現物を確認したところ、備品番号 H11-100157 天気図黒板に備品整理票が貼られていなかった。古くて剥がれてしまった可能性もあることから、再度貼付しなければならない。

(改善策)

備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。

(3) 薬品の管理について (指摘 3-①)

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度でもよいので、棚卸は全部の薬品を一斉に実施すべきである。

(現状及び問題点)

薬品庫の施錠はされているものの、薬品の持ち出しに関して管理簿を作成しておらず、いつ誰が持ち出して、どの程度使用したのか分からない。また、瓶が3本あっても3本とも開封済みであることも多く、合計の重さと本数しか記載がない他、合計の重さも開封して使用しているにも関わらず、使用していない重さが記載されているものが散見された。

また、棚卸を年に2回実施しているが、4名の担当者がそれぞれ別の日に実施していた。

(改善策)

劇物も含まれていることから、管理簿には、使用した日付、担当者、使用した量を1本ずつ記載すべきである。

また、棚卸を実施する際には、異なる日に実施するのではなく、全ての薬品を一斉に棚卸することで、異なる棚に移動してある在庫のカウント漏れを防ぐ必要がある。

(4) 産業医等による面談の促進について (意見 29-②)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ10通の通知が5名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は2名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

■ 4. 高崎女子高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治32年5月1日 群馬県高等女学校開校
2	所在地	高崎市稲荷町20番地
3	校訓	「向学叡智」常に真摯に学びに向かい、高い知性を持つ 「清楚品位」飾り気がなく清らかで気品にあふれる 「明朗闊達」明るく前向きで心が広い
4	教育目標	(1) 常に真摯に学びに向かい、高い知性を持ち、自ら考え、判断し、行動できる生徒を育成する。 (2) 飾り気がなく、清らかで気品にあふれる生徒を育成する。 (3) 明るく前向きで心が広い生徒を育成する。 (4) グローバル社会でリーダーとして活躍できる生徒を育成する。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 283名 2学年 7学級 276名 3学年 7学級 273名 合計 21学級 832名
6	教職員数	58名
7	特色	群馬県高等女学校として県下で最初に設立された女子教育機関で、創立124年を迎える歴史ある高等学校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・観点別評価の効果的な活用方法 「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を4:3:3とし、観点別評価と5段階評価の対応表は学校で統一しているが、それ以外については教科に任せている（新しい評価方法であり評価が難しい）。 ・「主体的、対話的で深い学び」のための授業改善 ペアワーク等は実施されているが、受験対策との両立のため講義形式の授業が多く実施されている。 ・「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成するための

		教育課程の工夫 一つの方策としてマイタイムを通して「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成することを検討
--	--	--

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果（概要）は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育プログラム等により、高女に魅力を感じていますか。	① 高女が好きだと感じている生徒の割合は、80%以上である。	A	A	
	2 科学的探究活動やグローバル人材育成活動に取り組んでいますか。	② 学校で実施する各種研修やプログラムに満足している生徒の割合が80%以上である。	B	B	
	3 外部機関との連携による教育活動の活性化を行っていますか。	③ 各種講演会や、大学や研究機関、企業を訪問する学習活動の取り組みに満足している生徒が80%以上である。	A	—	
II 生徒の意欲的な学習	4 主体的・対話的な深	④ 協働して、または独自のテーマを設定して探究活動を進め	B	—	

活動について、適切な指導をしていますか。	い学びになる「探究的な学習の時間」(課題研究)を行っていますか。	ていると自己評価している生徒が80%以上である。			
	5 生徒は主体的・対話的な深い学びのもと、確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 授業に満足している生徒が、80%以上である。	A	A	
	6 学習内容の定着を図るため、自己が必要とする内容・分量で家庭学習に取り組んでいますか。	⑥ 家庭学習について、自らが必要とする内容・分量で取り組んでいると感じている生徒が80%以上である。	B	B	
	7 生徒に年間学習計画や考査範囲等を的確に示して、学習意欲を喚起していますか。	⑦ シラバスによって授業進度を理解し、学年通信や教科担当が発信する文書などで、試験範囲や学習のポイントを確認している生徒が80%以上である。	B	A	
Ⅲ 生徒の充	8 組織的・	⑧ 3日連続で欠席した生徒に適	A	—	

実した学校生活について適切な指導をしていますか。	継続的な指導を行っていますか。	切な対応を行い、関係者で情報を共有する。			
	9 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめ件数0をめざす。いじめに関しては、早期発見に努め、年3回以上のアンケートを実施する。	A	—	
	10 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 1日の全校生徒数における遅刻者の割合が、2%未満である。	A	—	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	11 計画的な指導を行っていますか。	⑪ 生徒に本校のキャリア教育の「椎樹プラン」を提示し、そのプランを活用している生徒が80%以上である。	B	A	
	12 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑫ 自己分析を行うとともに、自分の適性と進路を関連づけて能動的に取り組む生徒が80%以上である。	A	A	
	13 適切な進	⑬ 生徒の将来の希望について理	A	A	

	路情報を提供していますか。	解している保護者が80%以上である。			
V開かれた学校づくりに努めていますか。	14 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 録画した動画やオンライン配信等の手段も含め、複数回の授業公開を実施する。	B	—	
	15 中学校や地域との情報交換・連携を進めていますか。	⑮ 「学校評議員会」、「学校関係者評価委員会」を年2回実施する。また地元小・中学校との連携を深める。	A	—	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	16ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ 全ての教師が、ICT を活用した授業を実施する。	A	—	
	17ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑰ 各種会議においてクロームブックを活用し、ペーパーレス化を進める。	A	A	

評価対象が I ～VI、評価項目は 17、学校独自の具体的な指標は全部で 17 項目ある。17 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 5 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、いずれも B 評価が 2 項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし、自己評価に対して外部評価がない項目は 8 項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・部活動に関して、生徒・保護者・教員からも時間短縮を行うべきという意見が多く見受けられる。部活に時間を取られ、学習時間を確保出来ない生徒もいるよう。

- ・上記との関連か、自習室の開放時間を増やしてほしいという意見有り。
- ・生徒・保護者から、ウインドブレーカー着用許可とセーターの着用規則緩和等についての申し出有り。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

高崎女子高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA	1,735,534
2	部活動後援会	3,431,918
3	教育振興会	798,114
4	生徒会	1,383,926
5	学年費（1学年）	2,599,629
6	学年費（2学年）	3,589,291
7	学年費（3学年）	0
8	進路対策費	1,795,931
9	探究	319,836
	合計	15,654,179

私費会計の種類は9種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者を決めているが管理表（一覧表等）は作成されていない。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

高崎女子高校として独自性の高い会計としては【9. 探究】がある。内容はグローバルな人材を育てるための講義等を行う際の講師へ謝金等であるが、財源は各学年費等からの振り替えである。

また、各会計の帳簿等については全て平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）している。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導や教材研究に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。

同校における教職員の勤務状況として、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数10名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	38	71.7%	3	5.7%	9	17.0%	50	94.3%	3	5.7%					3	5.7%	53	37:32	
5月	29	54.7%	10	18.9%	9	17.0%	48	90.6%	4	7.5%	1	1.9%			5	9.4%	53	44:04	
6月	29	54.7%	9	17.0%	15	28.3%	53	100.0%									53	43:49	
7月	33	63.5%	8	15.4%	8	15.4%	49	94.2%	3	5.8%					3	5.8%	52	39:31	
8月	49	92.5%	2	3.8%	2	3.8%	53	100.0%									53	20:14	
9月	26	49.1%	9	17.0%	15	28.3%	50	94.3%	3	5.7%					3	5.7%	53	47:42	
10月	32	60.4%	11	20.8%	8	15.1%	51	96.2%	1	1.9%	1	1.9%			2	3.8%	53	42:32	
11月	34	64.2%	9	17.0%	9	17.0%	52	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	53	39:42	
12月	36	67.9%	10	18.9%	7	13.2%	53	100.0%									53	37:29	
1月	34	64.2%	12	22.6%	5	9.4%	51	96.2%	2	3.8%					2	3.8%	53	35:46	
2月	47	88.7%	4	7.5%	2	3.8%	53	100.0%									53	24:05	
3月	40	75.5%	8	15.1%	5	9.4%	53	100.0%									53	27:21	
実人数																9	17.0%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされてお

り、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施するケースは少ないとのことである。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.6日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	1人
4日	1人
5日	2人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として、個別申請は審判員1名、数学講師1名、指導書等の原稿執筆2名、補導員1名、PTA進路委員会を使用者とする兼業は土曜講座講師27名、早朝課外講師30名、校外模擬試験監40名となっている。

なお、群馬県立高崎女子高等学校PTA進路委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

特になし。全てのトイレ(室)は和式と洋式となっており、和式のみのトイレ(室)はない。

特別教室のエアコンの整備はあまり進んでいない状況である。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

- ・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は1件、52,500円の備品の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、全て確認できたが、ベビーロックミシン、ふきん除菌庫、食器戸棚など、使用していないものが散見された。処分費用もないため、そのまま置いてある。

令和4年度にはリース契約による備品を3件3,325,417円を除却した。また、令和5年10月には11件1,070,424円を除却したほか、現物確認により使用していないことが分かったものについて、年度末に除却処理を予定している。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題なし。

蔵書点検は、令和3年度は実施したが、令和4年度は実施できず。今年度は2月に実施予定とのことである。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

薬品を使用する都度、「薬品使用履歴簿」に使用目的、使用者、使用前総重量、使用后総重量を記載する。ある程度まとまったら、担当教員がエクセルに入力して管理している。鍵も適切に施錠されていた。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
-------	----	--

全生徒	828	A
申請者	590	B
認定者（支給者）	498	C
支給率	60.1%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」「いじめ防止プログラム」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・年3回悩みアンケートを実施し実態の把握につなげる。
- ・アンケートで悩みがあると回答した生徒には相談部（校内教員等で組織）が面談を行う
- ・学年会議の内容を踏まえ毎週の教育相談会議で情報共有
- ・適切な生徒観察を通して悩みが顕在化する前の生徒の困り感を早期に発見
- ・情報を確認し、迅速にいじめ防止対策委員会を開きその後の支援策を検討
- ・確認された事実をもとに生徒指導部と教育相談部が連携し対策を講じる
- ・被害生徒と加害生徒の両方をスクールカウンセラー等につなげ、心理的ケアや前向きな自己改善へ繋げる支援を実施

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	5
令和4年度	3

(9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している

- ・Google活用による生徒への連絡方法の確立及び課題提出
- ・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 私費会計の事業内容について（意見 30）

私費会計の事業内容について明確にすべきである。

(現状及び問題点)

各会計で実施する事業内容について、生徒会、PTA、教育振興会には会則があるが、それ以外の会計では明文がない。特に、高女独自の「探究」という会計があるが、その費用は学年費からの振り替えにより行われていることから、保護者には何に使われているのか明らかにされていない。この他、教育振興会費から生徒会への助成も 420,000 円実施されており、私費会計の中で入り繰りが発生している。

私費会計でどのような事業を行うかはそれぞれ明確にすべきであり、一部の費用が足りないとの理由で安易に振り替えを行うべきではない。

(改善策)

各私費会計で実施する事業内容を明文化し、その事業目的に合致した費用についてのみ支出することが望ましい。

(2) 公費との明確な区分について (意見 23-④)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(特別教室等のカーテン・暗幕整備、体育館ネット更新工事、窓ガラス清掃など)、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金(諸会費)の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位：円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	窓ガラス清掃	240,277	委託料
〃	管理棟廊下・階段清掃	158,697	委託料
〃	体育館コンセント改修工事	111,100	その他需用費

〃	グラウンド整備用グリーン サンド	105,600	その他需用費
〃	椎樹館 アコーディオン カーテン整備	370,000	その他需用費
〃	コードレスバイク v67i	286,000	備品購入費
〃	網戸設置工事	203,060	工事請負費
〃	カーテン・暗幕整備	242,638	その他需用費
〃	体育館ネット更新工事	258,500	工事請負費
	計	1,975,872	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

（改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（3）蔵書点検について（意見26-②）

蔵書点検は、毎年計画的に実施すべきである。

（現状及び問題点）

蔵書点検は、令和3年度は実施したが、令和4年度は実施できず。今年度は2月に実施予定とのことである。

（改善策）

蔵書の冊数も多く、毎年全てを実施するのは困難であれば、計画を立ててローテーションにより実施することが望ましい。

（4）産業医等による面談の促進について（意見29-③）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ19通の通知が9名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-③)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、

児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も4名存在していた。

1年以内に5日間の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 5. 安中総合学園高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成18年4月
2	所在地	安中市安中1-2-8
3	校訓	「軒昂な意気」 意気高く奮い立ち 自らの夢を追い求め 「深遠な叡智」 優れた知恵をはぐくみ 「個性の光輝」 心と技を磨き、輝け
4	教育目標	こころざしを常に高くもち、地域社会さらには国際社会で活躍できる人間を育てる。 —夢とこころざしをはぐくむ学園—
5	学科及び生徒数	総合学科（定員は各学年200名） 1学年 5学級 201名 2学年 5学級 188名 3学年 5学級 192名 合計 15学級 581名
6	教職員数	62名
7	特色	1年次は普通科の高校に近い時間割であり、2年次からは県内最多の8系列、11系から自分にぴったりの系列を選ぶことができる。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	「生徒」 小中学校時に不登校であった生徒や、非行傾向のある生徒、発達の障害を抱える生徒、精神的に不安定な生徒等、何らかの課題のある者も多く在籍しており、生徒個々の状況に応じたきめ細かな配慮が必要となっている。 「教育課程」 新学習指導要領で示された、育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「学びに向かう力、人間性等」、「思考力、判断力、表現力等」を育成するため、「社会に開かれた教育課程」の実現が必要である。本校に期待される社会的役割を踏まえ、高校入学予定者が減少していく中で、地域

		や地元中学校、地元産業界などの意見も考慮しながら進めている。 「将来構想」 地元「安中」に根ざした信頼される学校 多様な進路希望が実現できる学校 社会の変化やニーズに柔軟に対応できる学校
--	--	---

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成20年4月
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	全日制と同じ
4	教育目標	全日制と同じ
5	学科及び生徒数	普通学科（定員は1学年40名） 1学年 1学級 8名 2学年 1学級 5名 3学年 1学級 5名 4学年 1学級 8名 合計 4学級 26名
6	教職員数	7名
7	特色	各学年1学級（定員40名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、大学や専門学校等の進学を希望する生徒もいる。
8	学校で把握している課題	全日制と同じ

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 選択した系列(選択科目群)の授業に生徒の80%以上が満足している。	A	A	
		② 協働学習・学び合い学習に生徒の80%以上が満足している。	B	A	
		③ 総合的な探究の時間(総合研究)に、主体的に取り組んだと自己評価している生徒が80%以上である。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 授業規律を常に意識しながら、生徒一人一人の状況に応じた授業運営を行っているとして自己評価している教員が80%以上である。	A	A	
		⑤ 授業内容が理解できているとして自己評価している生徒が80%以上である。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 1、2学期の不振科目の総数が前年度比5%減である。	C	B	
		⑦ 技能審査の成果により単位認定を受けた生徒数が40人以上	-	-	

		である。			
		⑧ 学習に対して達成感・満足感を感じている生徒が 80%以上である。	B	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑨ 職員会議や学年会議において生徒に関する情報交換を月 4 回程度実施する。	B	B	
		⑩ 登校時による挨拶運動を週 3 回実施する。	A	A	
		⑪ 不登校（欠席 30 日以上）の生徒を昨年度から 10%以上の減少を目指す。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取り組みを積極的に行っていますか。	⑫ 職員の共通認識を研修等で深め、いじめに対し迅速な対応に努める。	A	A	
		⑬ 年 3 回の学校生活アンケートや二者面談等を実施し、いじめの早期発見に努める。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑭ 一日の平均遅刻率を 1%以下、平均欠席率を全校生徒の 2%以下とする。	A	A	
		⑮ 規則正しい生活を送るために、	B	A	

		適切な睡眠時間(7時間程度)の効果を教え、健康的な生活リズムを身に付けさせる。			
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑩ 進路指導部から発信する進路情報に満足している生徒が80%以上である。	B	B	
		⑪ 進路関係の行事を有効であると考えている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑫ 将来の進路に向けて計画的に学習し、学習成果に満足できる生徒が80%以上である。	C	C	
		⑬ 進路実現が達成できた生徒が90%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 学校からのメールや配布物、ホームページの閲覧等を通じて、保護者の70%以上が学校の様子を理解している。	A	A	
		⑮ 生徒の活動が、地域に貢献していると、保護者の70%以上が答えている。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ 授業等で ICT 機器を活用していると実感している生徒が70%以上である。	A	A	

すか。	ますか。			
	11ICT を活用した業務改善を行っていますか。	② ICT機器を活用し従来行っていたアンケート集計や各種調査の半数以上を Google Forms などに置き換える	A	A

評価対象が I～VI、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 23 項目ある。

全 23 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 15 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、いずれも B 評価が 3 項目、いずれも C 評価が 1 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 1 項目、未実施が 1 項目となっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目及び、外部評価がない項目はない。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・生徒（1・2年生中心）からは、挨拶等の基本的なことをしっかりすべきという意見が多数あり。

- ・保護者からは、教員の教育・子供に対する熱量に関する苦言が見受けられる。

- ・気づいている教員もいるが、教員間でも熱量に差があるように感じる。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

安中総合学園高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA	1, 817, 942
2	学校後援会	2, 026, 118
3	生徒会	1, 796, 173
4	学年費・学級費	7, 308, 886
5	系列教材費	935, 711
6	進路対策費（指導費）	1, 422, 861
	合計	15, 307, 691

【定時制】

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
-----	-----	------------

1	PTA	148,200
2	生徒会	185,394
3	学年費・学級費	137,304
	合計	470,898

【合計】

	合計	15,778,589
--	----	------------

私費会計の種類は全日制が6種類だが、口座数は学年費・学級費、系列会計で学年ごと、系列ごとに分けて管理しているため29口座ある。定時制の会計も3種類ではあるが学年費を分けており口座数は6口である。

なお、上記会計とは別に、全日制と定時制それぞれで【周年事業会計】、全日制で【文化祭特別会計】がある。

口座ごとに出納担当者はいるものの定めはない。(一覧表のようなものはあるが詳細は記載はなし)。現実としては事務部4名で分担・管理している。

帳簿等のフォーマットは平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したものを使用(エクセルのマクロを組んだもの)一部の私費会計ではフォーマット未使用の会計もあり。

なお、各私費会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

各私費会計の令和4年度会計報告書(令和5年3月31日)の残高について通帳と突合した結果、1学年の学年会費で不一致の会計あり。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して(各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理)、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間(1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分)

を超えた時間である。

【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	31	50.0%	9	14.5%	10	16.1%	50	80.6%	8	12.9%	4	6.5%			12	19.4%	62	47:02	
5月	32	52.5%	7	11.5%	13	21.3%	52	85.2%	5	8.2%	4	6.6%			9	14.8%	61	45:15	
6月	31	50.0%	9	14.5%	13	21.0%	53	85.5%	5	8.1%	4	6.5%			9	14.5%	62	47:37	
7月	40	64.5%	8	12.9%	8	12.9%	56	90.3%	5	8.1%	1	1.6%			6	9.7%	62	37:34	
8月	56	90.3%	4	6.5%	1	1.6%	61	98.4%	1	1.6%					1	1.6%	62	14:59	
9月	36	58.1%	6	9.7%	11	17.7%	53	85.5%	6	9.7%	3	4.8%			9	14.5%	62	41:37	
10月	37	59.7%	10	16.1%	10	16.1%	57	91.9%	4	6.5%	1	1.6%			5	8.1%	62	37:01	
11月	37	59.7%	12	19.4%	9	14.5%	58	93.5%	2	3.2%	2	3.2%			4	6.5%	62	37:32	
12月	49	79.0%	8	12.9%	4	6.5%	61	98.4%	1	1.6%					1	1.6%	62	29:12	
1月	39	62.9%	12	19.4%	7	11.3%	58	93.5%	3	4.8%	1	1.6%			4	6.5%	62	34:52	
2月	48	77.4%	6	9.7%	8	12.9%	62	100.0%									62	29:30	
3月	44	71.0%	5	8.1%	9	14.5%	58	93.5%	2	3.2%	2	3.2%			4	6.5%	62	32:38	
実人数																24	38.7%		

【定時制】（教育職員のみ）

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:33	
5月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:10	
6月	6	85.7%	1	14.3%			7	100.0%									7	10:10	
7月	7	100.0%					7	100.0%									7	8:37	
8月	7	100.0%					7	100.0%									7	3:47	
9月	7	100.0%					7	100.0%									7	8:48	
10月	7	100.0%					7	100.0%									7	9:07	
11月	7	100.0%					7	100.0%									7	10:05	
12月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:17	
1月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:40	
2月	7	100.0%					7	100.0%									7	6:54	
3月	7	100.0%					7	100.0%									7	7:48	
実人数																			

全日制においては、部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。定時制を担

当する教育職員の勤務時間は午後 1 時 15 分から午後 9 時 45 分までとされており、部活動は午後 9 時から午後 9 時 30 分という 30 分に限って実施されているため、部活動を背景とした長時間労働の実態はなく、ほとんどの者が時間外在校等時間をする事なく所定の勤務時刻に退勤しているとのことであった。

同校には事務職員が 4 名いるが、ほぼ毎月、複数の者が、1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超えていた。令和 4 年度においては、1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えていた事務職員が 3 名おり、うち 1 名については 100 時間を超えていた。

なお、県ガイドラインにおいては、1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和 4 年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は 14.1 日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が 5 日以下の者が 5 名存在していた。なお、定時制の教員の平均年次有給休暇取得日数は 15.6 日であり、年間の取得日数が 5 日以下の者はいなかった。

年次有給休暇取得日数	人数
0 日	0 人
1 日	0 人
2 日	3 人
3 日	0 人
4 日	2 人
5 日	0 人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

南校舎はトイレの洋式化が進んでいるが、北校舎のトイレはほとんどが和式である。和式が使用できない生徒も多く、また上手に使用できないことから便器等を汚してしまい衛生面で問題があるほか、足で踏んで流して漏水をするなど、様々な問題が発生している。しかし、洋式化の予算がつかず、なかなか進まないのが実情である。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は1件、372,750円の冷凍冷蔵庫の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

・ 農場で使用する薬品について

サンプリングにより現物確認を実施したところ、特に問題となる事項はなかった。

・ 理科室の試薬について

理科室で管理している試薬は、試薬管理簿により管理しているが、令和5年度に使用した形跡がないため、担当教官に確認したところ、化学系のコースがなくなったことから、現在これらの試薬は使用していないとのことであった。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	573	A
申請者	554	B
認定者（支給者）	541	C
支給率	94.4%	C/A
【定時制】	人数	
全生徒	26	A
申請者	24	B
認定者（支給者）	21	C
支給率	80.7%	C/A

（8）いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・ 2者面談、学校生活アンケート、本人の申し出、保護者・周囲からの申し出、中学校からの情報共有等
- ・ いじめを把握した場合の対応は以下の通りである。

本人・周囲・加害者に状況確認し、いじめ防止対策会議を開き今後の指導方針を決定。その結果を本人、保護者へ連絡。その後いじめ解消に努め、3か月状況を観察、その間も会議を開き保護者連絡を実施。3か月観察後、いじめの事実が確認されなければ、いじめ解消として保護者へ連絡する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数	
	全日制	定時制
令和2年度	6	0
令和3年度	2	1
令和4年度	5	3

いずれも本人の申し出あるいは周囲からの申し出である。

(9) ICT化について

特記すべき事項はなし。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 蔵書点検について（意見 26-③）

蔵書点検は、計画的に実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

(現状及び問題点)

蔵書点検は2～3年に一度実施しているとのことである。昨年度は令和5年3月に開始したところ年度をまたいでしまったため、システムの年度更新にひっかかってしまい、結果として昨年度に点検した書籍と今年度に点検した書籍を一画面で確認することができない。また、今回の蔵書点検においては、除籍処分は特に実施していないとのことである。

(改善策)

蔵書点検は、可能な限り毎年実施すべきであり、蔵書が多くて難しければ、少なくとも3年で1度は全件確認できるように計画を立てて実施すべきである。

なお、蔵書点検により確認できなかった書籍は、「群馬県高等学校図書館運営マニュアル（第3版）」にもあるとおり、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理をする必要がある。

(2) 薬品の管理について（指摘 3-②）

薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度は棚卸を実施すべきである。

(現状及び問題点)

管理簿には、例えば「薬品庫…A 場所…中 薬品名…ホルムアルデヒド（劇物）、500g」などの記載がある。しかし、内容を確認したところ、500gのボトルはそれぞれ開封済みであり、一部使用されていた。かなり古い薬品が多く、旧安中高校、旧安中実業高校から引き継がれたものがそのまま保管されている。更に、最近では使用していな

いことから、棚卸も実施していないとのことであった。

理科準備室及び薬品庫の施錠はされているものの、薬品庫の鍵は誰もが使用できる場所にある。また、管理簿には使用日の記載欄はあるが、誰が何グラム使用したのか、施錠の確認は誰が実施したのかを記載する欄がない。

(改善策)

薬品を使用した日、使用者、使用した量を記載する管理簿を作成すべきである。また、年に1度は棚卸を実施すべきである。

また、使用しておらず経年劣化している薬品も多く、劇物や毒物も含まれていることから、今後使用しないのであれば、業者等に引き取ってもらうなど、不要な薬品は処分も検討することが望ましい。

(3) 事務職員の増員について (意見 31)

県内最多の系列を持つ高校であり、かつ、定時制も設置されているという実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。

(現状及び問題点)

同校には事務職員が4名いるが、ほぼ毎月、複数の者が、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えていた。令和4年度においては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えていたことのある事務職員が3名おり、うち1名については120時間を超えていた。

ヒアリングによれば、同校において事務職員の勤務時間が長時間となっている原因としては、主として、①同校が県内最多の系列(8系列11系)を持つ高校であり他校に比べて事務職員の業務量が多く職員の数が足りていないこと、②事務職員の勤務時間は全日制の教育職員と同一(午前8時30分から午後5時まで)であるが、定時制に通う生徒への対応を行う場合などには午後5時以降にも勤務せざるを得ないことの2つがあるものと考えられる。

現在の事務職員の人数は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定められた基準に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項の規定を受けて定められた群馬県立学校職員定数条例により定められているものであると考えられる。

しかしながら、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に定め

られている基準は、あくまでも、「標準」を定めるものであり（同法第1条）、同法の定める基準を超えて教職員を配置することを禁止しているわけではない。

各地方公共団体においては、地域の実情や設置する学校の状況に応じ、適切な人数の教職員を配置すべきであるとする。

(改善策)

同校の実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。

(4) 産業医等による面談の実施状況の把握について（意見 29-④）

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。また、事務職員の中にも、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えている者が複数存在していることが確認された。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨は行われていたが、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

確かに、学校側としては、該当する教職員に対して産業医等との面談を推奨する以上に、面談の実施を強制することはできないものと考えられる。労働安全衛生法上も、面談指導は労働者の申出により行うものとされている（同法第66条の8第1項、同施行規則第52条の3第1項）。しかし、長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、

自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性はある。

このように、長時間労働に従事する者にとっての産業医等との面談の必要性に鑑みれば、まずは、学校側において、該当する教職員の産業医等との面談の実施状況を把握する必要があるものとする。なお、産業医等による面談指導が実施された場合に事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴取すること、同意見を踏まえて必要な措置を講ずること、面談指導の結果の記録を作成して保存しておくことなどは事業者の法的義務でもある（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

(改善策)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、その後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（意見 27-④）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
--

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に 4 日間、冬季休業中には 2 日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて 1 年あたり 6 日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が5名いた。

1年以内に5日間の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(6) 私費会計の管理徹底について（意見 32）

私費会計の決算残高について会計帳簿と通帳（実際の現物残高）とが一致しない会計があった。残高の管理については管理方法の見直しを含め再検討すべきである。
--

(現状及び問題点)

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果、1学年の学年会費（全体の学年費のうち1年生部分）で不一致の会計があった。

具体的には会計帳簿残高 2,631,606 円に対して通帳残高 2,631,717 円と少額ではあるが帳簿残高が 111 円過少な状況であった。転退学者の返戻金等の端数処理で生じた帳簿上の誤差（人数で割り切れない端数）が含まれた残高を、通帳残高と照合せず会計報告へ転記したためである。

前述した私費会計で記載したように同校では管理する私費会計の種類（通帳を含む）が膨大であることも起因しているものと考えられる。

金額は少額であるが、決算において会計残高と通帳残高の一致は私費会計を管理する上で大前提となるものである。

(改善策)

各私費会計の管理方法については他校の事例を参考にしつつ、管理方法を変更する必要があると考える。なお、現状の私費会計の種類の数（口座数の多さ）は他校を含めても相当量であるため事務職員の増員も視野に入れて検討すべきである。

(7) 公費との明確な区分について（意見 23-⑤）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（農場管理実習室照明器具交換、AED 年間リース契約料、プリンター関連消耗品）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	農場管理実習室照明器具交換	55,000	その他需用費
	計	55,000	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位：円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	プリントヘッド、コピー用紙ほか	86,900	その他需用費
〃	プリンタトナー	70,400	その他需用費
	計	157,300	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考ええる。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

■ 6. 藤岡中央高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成17年4月
2	所在地	藤岡市中栗須909
3	校訓	—
4	教育目標	優れた知力と自主自立の精神を持つ、心身ともにたくましい生徒を育てる。
5	学科及び生徒数	定員は各学年160名 1学年 普通科 4学級 155名 2学年 普通科 3学級 89名 理数科 1学級 38名 計127名 3学年 普通科 3学級 104名 理数科 1学級 38名 計142名 合計 12学級 424名
6	教職員数	41名
7	特色	1年次はくくり募集により、2年次に普通科か理数科を選択できる。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の複雑化や科学の発展、保護者の要望の増大等により、教職員に要求される業務の種類・質・量は増加の一途である。この中で教職員の生徒と向き合う時間・授業研究の時間をいかに確保するかが課題である。 ⇒業務の見直し、マニュアル化、IT化を推し進める。 ・本校生徒間の学力差は大きく、それが進路の多様さにも関係している。限られた教職員数の中で、生徒の多様な進路希望に対応する授業・指導が必要である。 ⇒ICTを活用した授業力・教育力の向上についての職員研修を行っていく。 ・本校は「地区の中核校」として上級学校への進学を始め、生徒の多様な学習ニーズに対応しているが、市内中学校の成績上位者は高崎市や本庄市の高校を志望する傾向があ

		<p>る。また入学者定員割れの状況が続いている。</p> <p>⇒活性化委員会が中心となり、中学校訪問、オープンスクール、広報活動等を行い、本校の魅力を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路目標を設定する際に必要な、自己の適性や能力に対する理解が不十分である。 <p>⇒総合的な探究の時間などを利用して「意思ある人」になるための力を育成し、地元社会とのつながりを意識できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS の不適切な使用が、からかいやいじめにつながる案件が多くなり、生徒指導部による指導人数は若干増えている。 <p>⇒日常的に生徒の様子を気かけたり、定期的なアンケートを実施したりすることにより、早期発見に努めており、重大事案に発展することを防ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー相談実績は、年々増加傾向にある。なかには、特性があり周囲となじめなかったり、課題提出が困難だったりする生徒もいる。 <p>⇒ 学年の枠を超えて、生徒に関する情報を共有する。管理職や児童相談所などの関係各所と連携をする。</p>
--	--	---

【定時制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治30年4月1日
2	所在地	藤岡市中栗須909
3	校訓	堅忍ヲ尚ビ進取ヲ旨トスベシ 礼節ヲ重ジ規律ヲ守ルベシ 自治協同ノ精神ヲ以テ事ニ当ルベシ
4	教育目標	基礎学力の向上 基本的な生活習慣の確立 心身の健全な育成
5	学科及び生徒数	普通科（定員は1学年40名） 1学年 1学級 10名 2学年 1学級 9名

		3 学年 1 学級 9 名 4 学年 1 学級 7 名 合計 4 学級 35 名
6	教職員数	9 名
7	特色	各学年 1 学級（定員 40 名）で男女共学である。昼間は仕事をしている生徒もおり、大学や専門学校等の進学を希望する生徒もいる。 全日制は新しくできた高等学校であるが、定時制は藤岡高等学校を引き継いでいる。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校で長期的な不登校を経験している生徒が多く、良好な人間関係を構築することを苦手としている生徒が多い。各学年とも少人数なこともあり、一旦、人間関係が拗れると修復するのが困難である。 ⇒日々の学校生活の中で、教員全員で継続的に根気強く指導していく。また、教職員間での情報共有を密にし、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとも連携しながら指導を行う。 ・生徒間で学力差があるため、各教科の授業内容や指導方法に工夫が必要である。 ⇒始業前や定期考査前の個別指導を設定したりして個別のニーズに対応できるよう体制を整えていく。 ・高校卒業後の進路への意識が希薄な生徒が多い。 ⇒高校 4 年間を見通した進路指導・キャリア教育をさらに推進していく。

（2）学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和 4 年度の結果（概要）は以下の通りである。

【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己 評	外 部 評	摘要

			価	価	
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 実験や実習を中心に主体的に取り組める科目、進路に応じた選択科目を多く設定している本校の教育課程に満足している生徒の割合が70%以上である。	A	A	
	2 特色ある取組を行っていますか。	② 習熟度別の履修形態に満足している生徒の割合が70%以上である。	A	A	
		③ 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合が70%以上である。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	3 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 年2回実施する授業アンケートの結果、授業が改善されたとする生徒の割合が60%以上である。	A	A	
		⑤ 授業がわかりやすいと評価している生徒の割合が、全ての教科で70%以上である。	A	A	
	4 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 進学課外の内容に満足している参加生徒の割合が80%以上である。	A	A	
		⑦ 授業への取り組みが進路実現に関わりがあると考えている生徒の割合が80%以上である。	C	A	
III 生徒の充実した学校生活について	5 組織的・継続的な指導を行って	⑧ 日頃の清掃活動や環境美化に積極的に取り組む生徒の割合が70%以上である。	A	C	※

て適切な指導をしていますか。	いますか。				
	6 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめの防止や早期発見に関する学校の取組に、理解を示している生徒が80%以上である。	A	B	※
	7 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 各月の遅刻率が2%以下である。	A	-	
		⑪ 生徒の自転車通学時における交通事故が10件未満である。	B	-	
		⑫ 悩み事などの教育相談の体制を熟知している生徒の割合が80%以上である	B	A	
	8 生徒会活動・部活動の充実・発展に努めていますか。	⑬ 生徒会活動が充実していると評価した生徒の割合が70%以上である。	A	A	
		⑭ 部活動が充実していると感じている部員の割合が70%以上である	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指	9 計画的な指導を行っていますか。	⑮ 「進路通信」など学校からの進路情報が役立っていると評価する保護者の割合が70%以上である。	B	A	

導をしていますか。					
		⑩ 進路行事や総合的な探究の時間、LHR 等を実施している進路学習が、進路決定や進路実現に役立つと評価する生徒の割合が 70%以上である。	A	A	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑪ 進路実現に向けて積極的に取り組んでいる生徒の割合が 70%以上である。	B	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑫ オクレンジャー(一斉配信システム)の情報に満足している生徒・保護者の割合が、それぞれ 60%以上である。	A	A	
		⑬ 各種 PTA 行事に積極的に参加している保護者の割合が 50%以上である。	A	-	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	12 ICT(生徒一人一台端末)を活用した指導を行っていますか。	⑭ ICTを活用した授業に満足している生徒の割合が 70%以上である。	A	A	

評価対象が I ～VI、評価項目は 12、学校独自での具体的な指標は全部で 20 項目ある。

20 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 11 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 3 項目、いずれも B 評価はなし、自己評価は C であるが外部評価は A 評

価が1項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は2項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は3項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・内容は異なるものの、学校生活が不明であるとの意見や送迎ルールの厳守等に対しての意見が見受けられ、提供している情報不足或いは周知不足があるのかもしれない。

【定時制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 「総合的な探究(学習)の時間」に、主体的に取り組んだと自己評価する生徒が70%以上いる。	A	B	※
		② 生徒の主体的な学習活動を促すため、授業で言語活動や学び合いを計画的に実施する教員が80%以上いる。	A	A	
	2 生徒にとって魅力ある学習環境が整備されていますか。	③ 「自分の学校が好きだ」と感じている生徒が70%以上いる。	A	B	※
	3 生徒の教育再生の場として、学習姿勢のあり方を指導するとともに	④ 継続して登校できるようになり、授業に前向きに取り組むようになったと認識している生徒が80%以上いる。	B	C	※

	に、社会性を育んでいますか。				
	4 対外的な行事等に積極的に参加するよう支援していますか。	⑤ 部活動の大会や地区体育大会、各種検定等に積極的に参加している生徒が60%以上いる。	B	C	※
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	5 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑥ 生徒の実態を踏まえて、習熟度に応じた指導を実施し、学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が70%以上いる。	A	B	※
	6 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 漢字テストを1年間に6回実施し、正解率7割以上の生徒が60%以上いる。	D	-	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	7 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 適切な指導が行えるように、毎日の打合せや休み時間等に、生徒に関する情報交換を行い職員間の連携を図る。	A	-	
	8 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に努め、解消率が100%である。	B	B	
	9 生徒は健	⑩ 出席状況良好の者の数が80%	D	-	

	<p>康で、規則正しい学校生活を送っていますか。</p>	<p>以上である。</p>			
<p>Ⅳ 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。</p>	<p>10 計画的な指導を行っていますか。</p>	<p>⑪ 上級学年の生徒を中心に、進路を考える機会を年3回以上設ける。</p>	A	-	
		<p>⑫ 生徒の進路希望について、理解している保護者が60%以上いる。</p>	A	A	
	<p>11 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。</p>	<p>⑬ 在校生の就業率が50%以上である。(アルバイトを含む)</p>	A	-	
<p>Ⅴ 開かれた学校づくりに努めていますか。</p>	<p>12 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。</p>	<p>⑭ オープンスクールや中学校訪問による学校説明、案内等を年3回以上行う。</p>	A	-	
		<p>⑮ 家庭や地域社会に情報を発信するため「定時制便り」を年6回以上発行する。</p>	B	-	
	<p>13 家庭、地域社会の教育力を活用</p>	<p>⑯ 保護者や地域社会の人を講師とした講演会などを年3回以上実施する。</p>	A	-	

	していますか。				
VI教育のデジタル化に努めていますか。	14ICT を活用した指導を行っていますか。	⑰ ICT機器を活用した授業を行った教員が100%である。	A	B	※
	15ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑱ ICT機器を活用して成績処理を行った教員が100%である。	A	-	

評価対象が I ～VI、評価項目は 15、学校独自の具体的な指標は全部で 18 項目ある。

18 項目中自己評価、外部評価ともにA評価が 2 項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれも B 評価が 1 項目、未実施がなしとなっている。また、外部評価でC評価が 2 項目、自己評価でD評価が 2 項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 6 項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目が 9 項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

・学習面にて、教職員・保護者のアンケート結果では比較的高い評価となっているが、生徒としては半数近くが学力向上、達成・満足感を得られていないという食い違いがあるように感じる。

（3）私費会計（学校徴収金）について

藤岡中央高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

【全日制】

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費	2, 835, 061
2	同窓会費	5, 680, 061
3	生徒会費	1, 200, 270
4	学年費・学級費	3, 390, 172

5	進路指導対策委員会	0
	合計	13,105,564

【定時制】 (単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	319,811
2	教育振興会費	145,959
3	同窓会費	61,867
4	生徒会費	425,623
5	学年費・学級費	119,081
6	卒業準備金	0
	合計	1,072,341

【合計】

	合計	14,177,905
--	----	------------

私費会計の種類は全日制5種類、定時制6種類であり、預金通帳は全日制の学年費・学級費が学年ごとにあることから7口座、定時制は同数の6口座であり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

令和4年度末において全日制の生徒1名について、学年教材教具費の収入未済（37千円）、定時制の生徒1名について、PTA会費、生徒会費等の収入未済（106千円）が存在する。継続して保護者への手紙や電話により納入の連絡を行っている。

その他、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	26	72.2%	6	16.7%	4	11.1%	36	100.0%									36	31:27	
5月	26	72.2%	5	13.9%	3	8.3%	34	94.4%	2	5.6%					2	5.6%	36	31:53	
6月	26	72.2%	5	13.9%	4	11.1%	35	97.2%	1	2.8%					1	2.8%	36	31:39	
7月	30	83.3%	5	13.9%	1	2.8%	36	100.0%									36	25:28	
8月	36	100.0%					36	100.0%									36	7:49	
9月	25	69.4%	4	11.1%	7	19.4%	36	100.0%									36	34:39	
10月	24	66.7%	7	19.4%	5	13.9%	36	100.0%									36	31:15	
11月	28	77.8%	4	11.1%	4	11.1%	36	100.0%									36	29:15	
12月	32	88.9%	4	11.1%			36	100.0%									36	22:15	
1月	30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	36	100.0%									36	28:08	
2月	32	88.9%	4	11.1%			36	100.0%									36	21:47	
3月	32	88.9%	2	5.6%	2	5.6%	36	100.0%									36	21:06	
実人数																3	8.3%		

【定時制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	8	100.0%					8	100.0%									8	17:11
5月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:52
6月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:14
7月	8	100.0%					8	100.0%									8	8:50
8月	8	100.0%					8	100.0%									8	4:59
9月	8	100.0%					8	100.0%									8	10:58
10月	7	87.5%	1	12.5%			8	100.0%									8	15:32
11月	8	100.0%					8	100.0%									8	9:02
12月	8	100.0%					8	100.0%									8	8:30
1月	8	100.0%					8	100.0%									8	7:27
2月	8	100.0%					8	100.0%									8	7:24
3月	8	100.0%					8	100.0%									8	12:28
実人数																		

同校の全日制の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、80 時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。働き方改革の一環として約2年前から部活動の統廃合を進めていることも影響しているようである。

同校の定時制の教職員に、80 時間を超える時間外在校等時間となった者はいなかった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80 時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、令和4年度において通知の対象となった3名は、いずれも面談を実施しなかったとのことであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は15.5日、定時制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.4日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が4名存在していた。なお、いずれも全日制の教職員である。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	1人

2日	0人
3日	2人
4日	0人
5日	1人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

また、報酬の発生しない委員会の委員就任についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

なお、藤岡中央高等学校 PTA の委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式とされていた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

→現在 19 年であり、特に老朽化、遊休化施設はない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 3 件、2,225,650 円の備品の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、不明なものがあつた（監査結果の項参照）。また、版画プレス機は上に物が置かれ、しばらく使用していないようだった。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、図書原簿上の登録番号は「40002164」であるが、「40001731」の登録番号シールが貼付されており、同じ「ベーコン」というタイトルで著者が異なる 2 つの書籍で登録番号シールが入り組んでいた事例があつた。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	423	A
申請者	381	B
認定者（支給者）	381	C
支給率	90.1%	C/A

【定時制】	人数	
全生徒	34	A
申請者	31	B
認定者（支給者）	31	C
支給率	91.2%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握した場合の対応は以下の通りである。

- ・教職員が、いじめまたはいじめの兆候を把握する。
- ・把握した教職員は速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。
- ・学校いじめ対策組織は、速やかに関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにする

調査を行うとともに関係生徒の保護者等へ連絡する。

・学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

・学校いじめ対策組織は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

・学校いじめ対策組織は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

・学校いじめ対策組織は、関係生徒の保護者等への適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

・学校いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数	
	全日制	定時制
令和2年度	12件	0件
令和3年度	30件	0件
令和4年度	19件	3件

いじめに関するアンケート調査で発覚するケースが多い。

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 備品の管理について（意見 25-③）

毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。

(現状及び問題点)

備品一覧表から任意に抽出し、現物確認を実施したところ、以下の事項が検出された。

(単位：円)

備品番号	品名	取得日	取得価格	摘要
H11-135794	三面鏡	S42. 3. 30	24,000	※1

H11-138240	映写スクリーン	S50. 3. 31	600, 000	※2
------------	---------	------------	----------	----

※1：【41年度 396 藤岡高校定時制】というシールが貼付されていたが、藤岡中央高校になってからのシールは見つからなかった。取得年度から、同一の物であると考えられる。監査実施後、事実確認を行い、新しいシールを貼付した。

※2：8月に実施した備品点検では体育館にあるとのことであったが、発見できなかった。似たような備品が5階に2つあったが、こちらは備品一覧に計上されていない。監査後、映写スクリーンは発見できなかったことから除却処理を行うとのことである。

上記2つの備品は、8月に備品確認を実施した際には備品供用者により、それぞれ備品整理票が貼付、体育館に保管と誤認されていた。

(改善策)

毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある、また、不明なものは除却処理を行う必要がある。

(2) 蔵書点検について (指摘4)

早急に蔵書点検を実施すべきである。

また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

(現状及び問題点)

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、図書原簿上の登録番号は「40002164」であるが、「40001731」の登録番号シールが貼付されており、同じ「ベーコン」というタイトルで著者が異なる2つの書籍で登録番号シールが入り組んでいた事例があった。

蔵書点検は、藤岡高校と藤岡女子高校の双方の図書を受け入れており、そのデータ化を優先したため、開校から19年、一度も実施されていないとのことであった。除籍処理を優先し、その後、徐々に蔵書点検をしていきたいとの説明を受けた。

しかし、既に19年という年数を経過しているにも関わらず、1度も蔵書点検をしていないのは、他の高校と比較しても遅いと考えられる。

(改善策)

登録番号シールの貼付間違いも蔵書点検を実施すれば発見が可能となるため、早急に、

蔵書点検を実施すべきである。そのうえで、「群馬県高等学校図書館 運営マニュアル（第3版）」にも記載があるとおり、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。

（3）薬品の管理について（意見 28-②）

薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。

また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量もきちんと把握しておく必要がある。

（現状及び問題点）

薬品を使用する都度、「薬品 使用記録簿（控）」に使用年月日、ラベル番号、薬品名、使用後容器含重量、使用目的などを記載しており、担当者が定期的に、薬品点検簿に転記を行っている。しかし、使用記録簿に使用者の名前がないため、薬品の使用者を記載しておく必要がある。

また、藤岡高校と藤岡女子高校の薬品を受け入れたことから、かなり古い薬品が大量に残っている。薬品点検簿には、（購入時の）容器含重量と（現在の容器を含む）重量を記載する欄があり、最近購入した薬品は正しく記載されているが、使用後の残重量は、別の電子ファイルに記録されており、管理簿が複数にわたっている。

（改善策）

薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。

また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量も一目で把握できるようにしておく必要がある。

（4）産業医等による面談の促進について（意見 29-⑤）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

（現状及び問題点）

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ3通の通知が3名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(5) 同校における働き方改革の県全域への拡大について（意見 33-①）

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

(現状及び問題点)

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、令和4年度において80時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。ヒアリング時に確認したところによれば、教育職員の働き方改革の一環として部活動の統廃合を進めたことが影響している可能性があるとのことであった。

このような取組・制度改革は、教職員の多忙化解消のために有用であると考えられる。

(改善策)

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

(6) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑤)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が4名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしなない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(7) 公費との明確な区分について (意見 23-⑥)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（送迎車誘導看板設置、灯油など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	多野藤岡学警連分担金	500	負担金
2	多野藤岡地区中・高生徒指導対策協議会負担金	1,000	負担金
3	送迎車誘導看板設置	198,000	工事請負費
4	石油ファンヒーター	38,280	その他需用費
5	灯油	61,880	その他需用費
	計	299,660	

その他、各私費会計の帳簿を通覧したが上記以外に県費での支出が可能な支出はなかった。「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

（改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

■ 7. 沼田女子高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正10年2月 沼田実科高等女学校設立
2	所在地	群馬県沼田市東倉内町753-3
3	校訓	—
4	教育目標	<p>(1) 本校の生徒であることに誇りを持ち、謙虚な気持ちで勉学に励む心を育む。</p> <p>(2) 国際的な視野に立ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身につけさせる。</p> <p>(3) 明朗で節度を守り、社会の一員として広くその発展に貢献しようとする高い道德性を培う。</p> <p>(4) 感謝と思いやりの心を持ち、より高きもの、より美しきものにあこがれる態度を養う</p>
5	学科及び生徒数	<p>普通科（定員は各学年120名）</p> <p>1学年 3学級 106名</p> <p>2学年 3学級 117名</p> <p>3学年 3学級 96名</p> <p>合計 9学級 319名</p>
6	教職員数	38名
7	特色	大正10年沼田町立沼田実科高等女学校として創立し、101年目を迎え約2万名もの有為な人材を輩出し続けている利根・沼田地域の女子教育の伝統校である。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	<p>令和7年4月に沼田高校の敷地に新沼田高校が開校し、沼田高校と沼田女子高校は統合する。沼田女子高校の跡地利用については現在公表されていないため統合後の管理について不安がある。</p> <p>統合するまでは生徒が学習するため学習環境は整備したい考えである。統合予定であるため大きな予算が付きにくいことは承知しているが、夏は暑く冬は寒いため体育館の学校行事での健康管理が課題。</p>

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は90%以上である。	A	A	
		② 学校行事や生徒会行事等を通してクラスの和が高まったと感じている生徒が90%以上。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 生徒の実態を踏まえ、到達度に応じた学習指導を実施することで、学習に対する達成感・満足感を持つ生徒が90%以上。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	④ 授業以外での1日あたりの平均学習時間が2時間以上である。	C	D	※
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑤ 職員会議等で生徒に関する情報交換を月に1～2度行う。	A	-	
		⑥ 学級担任による個人面談が効果的と考えている生徒が80%以上。	A	A	

	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑦ いじめ発生防止を早期発見に努め、発生した場合のいじめ解消率が100%。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑧ 自らあいさつができる生徒が90%以上。	A	A	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑨ 進路実現にむけて積極的に取り組んでいる生徒が80%以上。	A	A	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考え、その実現に向けて取り組んでいますか。	⑩ 大学などの進路情報を積極的に収集しようとしている生徒が80%以上。	A	A	
		⑪ 部活動と学習の両立が出来ている生徒が80%以上。	A	B	※
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	⑫ 学校の教育活動を理解してもらうために授業動画や動画配信を年2回以上実施する。	A	B	※

	いますか。				
		⑬ 学校通信の年6回以上の発行や、行事ごとにホームページの更新を行い、最新の情報を発信する。	A	A	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	10ICTを活用した指導を行っていますか。	⑭ 学校全体のICT教育活動に満足している生徒が80%以上。	A	A	
	11ICTを活用した業務改善を行っていますか。	⑮ クロームブックを活用できている教師が80%以上。	B	-	
		⑯ ICTを使うことによって、効率よく仕事ができている教師が80%以上。	B	-	

評価対象がI～VI、評価項目は11、学校独自の具体的な指標は全部で16項目ある。16項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が10項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価がなし、未実施もなしとなっている。また、自己評価がC評価で外部評価はD評価が1項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は3項目（※参照）、外部評価がない項目は3項目となっている。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

沼田女子高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA 会費	1,052,857
2	同窓会費	2,426,909
3	生徒会費	322,966
4	教育後援会費	61,582
5	進路対策委員会費	503,772
6	1 学年	1,518,964
7	2 学年	1,851,448
8	3 学年	0
	合計	7,738,498

私費会計の種類は8種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はない。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間

ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	24	75.0%	5	15.6%	1	3.1%	30	93.8%	2	6.3%					2	6.3%	32	34:01	
5月	27	84.4%	3	9.4%	2	6.3%	32	100.0%									32	27:02	
6月	24	75.0%	4	12.5%	3	9.4%	31	96.9%	1	3.1%					1	3.1%	32	35:43	
7月	29	90.6%	1	3.1%	2	6.3%	32	100.0%									32	29:00	
8月	31	96.9%	1	3.1%			32	100.0%									32	11:08	
9月	25	78.1%	2	6.3%	4	12.5%	31	96.9%	1	3.1%					1	3.1%	32	37:21	
10月	28	87.5%	2	6.3%	2	6.3%	32	100.0%									32	30:22	
11月	28	87.5%	3	9.4%	1	3.1%	32	100.0%									32	27:20	
12月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	23:23	
1月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	22:35	
2月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	18:56	
3月	30	93.8%	2	6.3%			32	100.0%									32	21:08	
実人数																2	6.3%		

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、80時間を超える時間外在校等時間となっていたのは実人数として5名以下であった。働き方改革の一環として学校側から保護者らに働きかけ、土曜日の補講を廃止したことなどが大きいとのことであった。

また、令和5年度の2学期末からは、教育職員の多忙化解消及び正確な成績処理をその目的として、「成績処理日」を設けるという改革も実施したとのことであった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、令和4年度において通知の対象となった2名は、いずれも面談を実施しなかったとのことであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は13.6日であり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者は1名のみであった。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人

1日	0人
2日	0人
3日	0人
4日	0人
5日	1人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立沼田女子高等学校PTAの委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るといった方式とされていた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

学校全体が、老朽化しているが、トイレについては平成20年に大規模修繕が行われており大きな問題ではない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は6件、479,600円の備品の不用処分を実施している。

監査人が「備品一覧」から任意に数件サンプリングを行い、現物を確認したところ、全て確認できた。

・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、全て確認できた。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由

を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	319	A
申請者	292	B
認定者(支給者)	277	C
支給率	86.8%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止のための基本方針」及び「対応に係わる具体的な方策」を定め、ホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・悩みアンケート(教育相談)
- ・本人からの相談
- ・月2回実施しているスクールカウンセラー制度

対応

- ①本人に事実確認
- ②いじめ防止委員会にて「いじめ認知」のうえ対応策を検討
- ③保護者への連絡
- ④関係生徒への聞き取り
- ⑤いじめ防止委員会において「いじめ認定」とするか検討
- ⑥いじめ認定の場合は関係生徒に対し保護者連絡のうえ指導

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	3
令和3年度	4
令和4年度	2

(9) ICT化について

- ・欠席等の連絡について学校 HP から Google Forms でも行えるようにしたことで電話対応業務が効率化
- ・各種アンケート（学校評価、授業アンケート等）や承諾書（学校行事、部活動等）について Google Forms で行うことで紙及び回収時間の削減
- ・教職員会議の資料をデータ化することで紙及び時間の削減

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-②）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(現状及び問題点)

同校は他の県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①当てはまる」「②まあまあ当てはまる」「③あまり当てはまらない」「④当てはまらない」の4つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質によるが選択肢が4つの場合には傾向として上から2番目を選ぶ傾向があるようにも思う。

(改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(2) 産業医等による面談の促進について（意見 29-⑥）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等

との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ4通の通知が2名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談が実施された者はいなかった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(3) 同校における働き方改革の県全域への拡大について（意見 33-②）

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

(現状及び問題点)

同校の教職員の時間外在校等時間は、全日制の他の高校の教職員と比較すると相対的に少なく、令和4年度において80時間を超える時間外在校等時間となっていた者は実人数として5名以下であった。ヒアリング時に確認したところによれば、教育職員の働き方改革の一環として学校側から保護者らに働きかけ、土曜日に実施されていた補講を廃止したことなどが大きいとのことであった。

また、学期末試験終了から学期成績を出すまでの時間が短く同期間が多忙になりがちな教育職員の多忙化解消のため、令和5年度の2学期末からは学校全体として「成績処理日」を設け、同日の午後は生徒を放課して教育職員が余裕を持って業務に集中できる時間を作り出すという改革も行ったとのことであった。「成績処理日」の設定は、多忙化解消のみならず、正確な成績処理をもその目的としている。

このような取組・制度改革は、教職員の多忙化解消のために有用であると考えられる。

(改善策)

教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。

(4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑥)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、多くの職員が6日以上年次有給休暇を取得していたものの、令和4年度においては1名、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員がいた。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(5) 公費との明確な区分について (意見 23-⑦)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(進路資料室・学習室3室 LED 照明交換)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金(諸会費)の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

(単位:円)

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
進路対策委員会	進路資料室・学習室3室 LED 照明交換(進路資料室 12台・南4階西学習室9 台・南2階学習室9台・3 年4組9台)	673,200	その他需用費
	計	673,200	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分(ガイドライン)」(平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考ええる。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

■ 8. 吾妻中央高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成30年4月
2	所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1303
3	校訓	誠実・希望・自律・創造
4	教育目標	高い知性、豊かな情操と徳性を持ち、民主的に社会に貢献できる生徒 自主性の確立と実践に努め、自他の個性を尊重し、秩序と責任を重んずる生徒
5	学科及び生徒数	定員は各学年200名 1学年 普通科 2学級 61名 生物生産科 1学級 39名 環境工学科 1学級 38名 福祉科 1学級 30名 計168名 2学年 普通科 2学級 62名 生物生産科 1学級 39名 環境工学科 1学級 24名 福祉科 1学級 33名 計158名 3学年 普通科 2学級 46名 生物生産科 1学級 40名 環境工学科 1学級 25名 福祉科 1学級 36名 計147名 合計 15学級 473名
6	教職員数	58名
7	特色	県立中之条高等学校と県立吾妻高等学校が統合され開校
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・生徒の主体的な学習態度や、問題発見・解決能力の向上を目指した教育課程が望まれるなかで、進路実現に必要な資質・能力の向上と、探究活動の実践の両立が困難である。 ・地域と連携した教育活動を実践していくにあたり、連携先への謝礼等の拠出元が不足している。 ・観点別評価を実施し、評定を算出する場面で、全ての生

		<p>徒の評定が、教職員が納得のいく評定に至るまでには、今後も多大な時間を要すると考えられ、成績処理にかかる労力が増大している。</p> <p>・ICT を活用した業務改善に積極的に取り組んでいるが、充実した学習指導や適切な評価を実践するための教職員の時間的な余裕については大きく不足していると感じる。</p>
--	--	---

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 一連の学習活動(課題設定・調査研究・まとめ・発表等)に、主体的に取り組んだと自己評価している生徒が80%以上である。	A	B	※
		② 本校の教育活動にやりがいを感じている生徒の割合は、80%以上である。	C	B	
	2 資格取得に積極的に取り組んでいますか。	③ 普通科では、基礎学力向上のため、各種資格検定等の受検を積極的に呼びかけ、漢検および英検それぞれ2級合格者10名、準2級合格者20名程度を目標とする。	A	B	※
		④ 生物生産科では、年間1つ以上の資格の取得を目指し、卒業までに3つ以上の資格を取得することを目標とする。	B	B	

		⑤ 環境工学科では、1年生は年度内に資格を1つ以上取得する。2年生は測量士補と2級土木施工管理技術検定の合格率をそれぞれ50%以上とする。3年生は測量士の合格者を1名以上とし、測量士補と2級土木施工管理技術検定の両方を保有している者の割合を40%以上とする。	C	C	
		⑥ 福祉科では、介護福祉士国家試験の合格率90%以上を目標とする。	B	B	
	3地域の小・中学校や企業・団体と連携していますか。	⑦ 学科の特長を活かした体験実習、地域等との連携・交流活動について、感染症対策に留意して実施する。	B	B	
Ⅱ生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	4生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑧ 各学科における生徒の実態を踏まえて、到達度を見通すことができる学習指導を実施し、学習に対する達成感・満足感をもっている生徒が65%以上である。	B	B	
	5生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑨ 単位未修得者の割合は、全体の3%以下である。	B	B	
Ⅲ生徒の充実した学校生活について適切な指	6組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑩ 生徒指導や生徒の情報について、学年や学校全体で認識し、適切な指導ができていると認識している職員が80%以上で	B	B	

導をしていますか。		ある。			
	7 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑪ いじめや、その他学校生活等の悩みや問題を、学校や教師等に伝えやすいと認識する生徒が80%以上である。	B	B	
	8 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑫ 定期検診の再検診対象で未受診の生徒が20%未満である。視力や姿勢などの健康面を意識してスマホやクロームブックを活用している生徒が85%以上いる。	B	B	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	9 計画的な指導を行っていますか。	⑬ 学校での進路学習に対する高い満足度を持つ生徒の割合が80%以上である。	B	B	
	10 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑭ ポートフォリオの作成やフォーサイト手帳を活用している生徒が80%以上である。	C	C	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	11 家庭、地域社会に積極的な情報発信をして	⑮ 「学校の様子がよく分かる」と評価する保護者が80%となるよう、日頃の学校行事、各科の情報発信を行う。	B	B	

	いますか。				
VI教育のデジタル化に努めていますか。	12ICT を活用した指導を行っていますか。	⑩ LMS(スタディサプリやClassroom)を利用した授業や課題の発出を行っている教諭が60%以上である。	A	A	
	13ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑪ 校務にICTを活用し、業務が改善したと実感する職員が80%以上である。	A	B	※

評価対象がI～VI、評価項目は13、学校独自での具体的な指標は全部で17項目ある。

17項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が1項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価が10項目、いずれもC評価が2項目、自己評価はCであるが外部評価はB評価が1項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は3項目(※参照)、外部評価がない項目はなしとなっている。

外部(保護者)向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・保護者からの頭髪検査に対し、「細かすぎる」「人によって差がある」「現代にあっていない」等の意見が多数見受けられる。
- ・具体的な内容はないが、校則に関して「古い」という意見もある。

(3) 私費会計(学校徴収金)について

吾妻中央高等学校における令和4年度末の私費(学校徴収金)の繰越額は以下の通り

ある。(単位:円)

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	1,796,077
2	教育振興会費	2,047,086
3	同窓会費	2,308,200
4	生徒会費	1,319,721
5	学年費・学級費	4,537,051

6	教育活動後援費	1,746,958
	合計	13,755,093

私費会計の種類は6種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

（4）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1か月の在校等時間が300時間を大きく超える月のある職員も存在していた。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として20名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	24	49.0%	6	12.2%	7	14.3%	37	75.5%	7	14.3%	3	6.1%	2	4.1%	12	24.5%	49	57:28	
5月	21	42.9%	9	18.4%	10	20.4%	40	81.6%	5	10.2%	3	6.1%	1	2.0%	9	18.4%	49	54:40	
6月	20	40.8%	8	16.3%	11	22.4%	39	79.6%	8	16.3%	1	2.0%	1	2.0%	10	20.4%	49	54:48	
7月	28	57.1%	7	14.3%	8	16.3%	43	87.6%	4	8.2%	2	4.1%			6	12.2%	49	46:21	
8月	43	87.8%	2	4.1%	2	4.1%	47	95.9%	1	2.0%	1	2.0%			2	4.1%	49	24:24	
9月	22	44.9%	7	14.3%	12	24.5%	41	83.7%	5	10.2%	3	6.1%			8	16.3%	49	52:44	
10月	26	53.1%	10	20.4%	6	12.2%	42	85.7%	4	8.2%	2	4.1%	1	2.0%	7	14.3%	49	48:23	
11月	29	59.2%	9	18.4%	5	10.2%	43	87.8%	4	8.2%	2	4.1%			6	12.2%	49	43:20	
12月	35	71.4%	6	12.2%	3	6.1%	44	89.8%	4	8.2%	1	2.0%			5	10.2%	49	38:59	
1月	35	71.4%	5	10.2%	5	10.2%	45	91.8%	1	2.0%	3	6.1%			4	8.2%	49	39:51	
2月	38	77.6%	5	10.2%	4	8.2%	47	95.9%	1	2.0%	1	2.0%			2	4.1%	49	32:47	
3月	35	71.4%	7	14.3%	3	6.1%	45	91.8%	2	4.1%	2	4.1%			4	8.2%	49	37:15	
																	実人数	18	36.7%

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。令和4年度においては教員1名から申し出があり、8月に産業医と面談を実施した。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は13.1日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が6名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	2人
1日	0人
2日	1人
3日	1人
4日	0人
5日	2人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容としては、PTA 進路委員会を使用者とする模擬試験監督 10 名のみであった。

なお、群馬県立吾妻中央高等学校 PTA 進路委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

・水理実習室

水槽が壊れているため、本来流すことができる多量の水を流す実験を行うことができない(現状、少量の水を流し実験を行っている)。

・応用力学実習室

当該教室の床の強度不足のため、万能材料試験機(H11-155797)を使用できない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

・図書について

図書のシステムより、監査人が任意に 6 冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

今年度になり、古いもの(戦前からあったようなものもあった)を大量に廃棄して整理を進めているとのこと。

(6) 契約事務について

直近の監査資料(令和 4 年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となってい

ないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年7月現在)

	人数	
全生徒	472	A
申請者	440	B
認定者(支給者)	422	C
支給率	89.4%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・生活状況アンケートを毎年5月・9月に実施するほか、生徒からの申し出、保護者からの情報提供によりいじめを把握している。
- ・いじめを把握した場合は、いじめ対策委員会を開催し、該当生徒への事情聴取、生徒指導部係会議の開催、職員会議での審議、いじめ加害者生徒への指導措置および被害者生徒・保護者へのフォローを行っている。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	2
令和3年度	1
令和4年度	7

なお、吾妻地区では、毎年6月に「吾妻地区いじめ防止フォーラム」を開催し、生徒及び職員が参加。参加した生徒が体験した内容を全校集会や掲示物等で全校生徒に周知し、吾妻地区として早期発見に努めている。

- (9) ICT化について
特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 薬品等の管理について（意見 28-③）

「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正の際は、修正テープを使用せず、二重線で訂正すべきである。

(現状及び問題点)

「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正に修正テープを用いている例が散見された。

(改善策)

帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押すことが望ましい。

(2) 公費との明確な区分について（意見 23-⑧）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（別製生徒用机 H820mm1 台、体育館グリップ回復剤塗布など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】において該当の記載はないが、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	別製生徒用机 H820mm 1 台	30,800	その他需用費
〃	プリンタ修繕（職員室）	40,810	その他需用費
PTA	生徒指導案件電気設備不	34,870	その他需用費

	良改修		
教育活動後援	体育館グリップ回復剤塗布	95,018	その他需用費
	計	201,498	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

（改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（3）私費会計の管理方法の他校への展開について（意見34）

同校では令和5年度より私費会計について通帳を1つにして管理している。現物管理面でのリスク低減、会計と現物の照合頻度の短縮化によるメリットは多いと考えられるため、他の県立高校においても、預かり金会計で類似の会計を統合する際には1つの案として参考にすべきである。

（現状及び問題点）

吾妻中央高校では令和4年度までは各私費会計においてそれぞれ会計帳簿と通帳を用いて管理していたが、一部の会計で会計帳簿（学年費）と通帳の不一致や残高管理の煩雑性があり令和5年度より通帳のみ1つで管理している。

具体的には各私費会計の帳簿（出納簿）は会計毎に入力管理（学年費については個人ごとに徴収金が異なるため個人管理）し、週単位で各会計の合計金額が口座残高と一致していることを確認している。

イメージは以下の通りである。

会計別残高					
会計名	収入累計	支出累計	現金残高	出納簿照合	個人台帳照合
1 学年費	〇〇	〇〇	〇〇	✓	✓
2 学年費	〇〇	〇〇	〇〇	✓	✓

...					
PTA	〇〇	〇〇	〇〇	✓	
...					
合計	〇〇	〇〇	〇〇		



通帳と一致

私費会計については各学校でそれぞれ管理しているが、口座数（通帳）が多い高校では管理が煩雑かつ通帳盗難等のリスクもある。

同校での管理方法も初期段階では作業量の削減という意味での効率化は難しいかもしれないが、通帳を1つにすることのメリット（現物管理等）は大きいと考えられるとともに、1週間程度という比較的短い単位で管理することで誤りがあった場合の発見・訂正も早急に対応可能となる。

（改善策）

同校での管理方法を1つの案として他の県立高校でも保護者が負担すべき経費を学校が預かって経理執行している預かり金会計で類似の会計を統合する際などに参考とすべきと考える。

（4）産業医等による面談の促進について（意見 29-⑦）

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

（現状及び問題点）

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ75通の通知が18

名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑦)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。
--

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も6名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはま

る。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとしていない教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしていない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 9. 太田高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	明治30年4月
2	所在地	太田市西本町12—2
3	校訓	—
4	教育目標	「文武両道」・「質実剛健」の校風の振興を図り、21世紀の担い手として、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成を目指す。
5	学科及び生徒数	普通科（定員は各学年280名） 1学年 7学級 281名 2学年 7学級 276名 3学年 7学級 276名 合計 21学級 833名
6	教職員数	57名
7	特色	1、2年生の希望者（定員30名）を対象としたアメリカNASAへの研修制度がある。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係 <ul style="list-style-type: none"> ①小単位必履修科目に係る教育課程の研究 ②地域・中学生・中学生の保護者への広報活動 ③「主体的に学習に取り組む態度」をどう評価するか ・進路指導関係 <ul style="list-style-type: none"> ①進路行事の見直しと段階的・継続的な指導体制の構築 ②教員の指導力向上のための支援や校内研修の充実 ③担任・教科担当及び生徒・保護者への適切な進路情報の提供 ④探究活動と進路活動の連携によるキャリア教育の充実 ・生徒指導・教育相談関係 <ul style="list-style-type: none"> ①教職員の研修 ②「気づき」を得るための取組

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 学校に対し、好きだと感じている生徒(学校生活が充実していると感じている生徒)が80%以上である。	B	B	
		② 3年間を見通した系統的・計画的な学習指導・進路指導により、第一志望校への合格率80%以上、国公立大学合格者数150名以上である。特に難関国公立大、医学部医学科合格者数が30名以上である。	B	B	
		③ 部活動加入率が各学年90%以上で、この内80%以上が積極的な活動である。	B	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	④ 授業に満足している生徒が80%以上である。	A	A	
		⑤ 進路実現に向けて実施している、補習・課外授業に満足している生徒が80%以上である。	B	B	
		⑥ 総合的な探究の時間を中心として探究的な学習活動に満足している生徒が80%以上である。	B	B	

		る。			
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 学習に対する達成感・満足感を持っている生徒が70%以上である。	A	A	
		⑧ 学習内容の定着のために、家庭での1日当たりの平均学習時間は3時間以上である。	C	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑨ 「学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が80%以上である。	A	B	※
		⑩ 職員会議や学年会議において、生徒に関する情報交換を月に2回程度行っている。また、生徒アンケートや学年分掌の情報交換を通して、いじめの発生防止と発見に努め、いじめの解消100%をめざす。	A	B	※
		⑪ 生徒会行事に満足感・達成感を持っている生徒が70%以上である。	A	A	
		⑫ 職員・生徒・保護者間のコミュニケーションを密にする取り組みを行うとともに、学校生活に積極的に取り組んでいる生徒が80%以上である。	A	A	
	5 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っ	⑬ 家庭と連携をとりながら、(正当な理由でない)遅刻を0%にする。	A	B	※

	ていますか。				
	6 生徒主体のいじめ防止活動に積極的に取り組んでいますか。	⑭ いじめと真剣に向き合い。常にいじめを許さない気持ちと態度で臨んでいる生徒が90%以上である。	A	B	※
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑮ 学校から提供される進路情報が役立っていると評価する生徒が70%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑯ 自らの進路について考え、日々の生活に取り組んでいると「自己評価する生徒が70%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的に情報発信をしていますか。	⑰ 学校からの情報発信に満足していると評価する保護者が70%以上である。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑱ ICT を活用した教育活動を行っている教員が70%以上である。	A	A	
	11 ICT を活用した業務	⑲ オンラインによるアンケートを5回以上実施する。	A	A	

	改善を行っていますか。			
--	-------------	--	--	--

評価対象が I～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 19 項目ある。

19 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 9 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 1 項目、いずれも B 評価が 4 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 1 項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 4 項目（※参照）、外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・習熟度別授業があることを知らなかった保護者もいるため、周知不足と思われる。
- ・上位と下位の生徒での学力差が開いており、授業についていけない生徒もおり、そこに加えて課題の多さ・土曜課外で負荷が掛かっている状況が見受けられる。
- ・同時に教職員への負荷を心配する声もある。
- ・タブレット PC の持ち帰りが重くて大変な為、デジタル教材の導入をとの意見。また、ネット接続に制限がない為（学習に使われていない）、制限を掛けるべきとの意見が多数あり。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

太田高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費	1, 009, 511
2	学校後援会費	973, 207
3	同窓会費	24, 923, 610
4	生徒会費	635, 185
5	PTA 育英委員会費	2, 418, 317
6	学年費（1 学年）	7, 211, 028
7	学年費（2 学年）	12, 192, 752
8	学年費（3 学年）	0
	合計	49, 363, 610

私費会計の種類は8種類で、同窓会会費について預金通帳が普通と定期に分かれていることから9口座あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

（4）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。また、1か月の在校等時間が300時間を大きく超える月のある職員も存在していた。

同校の教職員において、80時間を超える時間外在校等時間となった者は実人数として10名程度であった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	30	52.6%	13	22.8%	10	17.5%	53	93.0%	2	3.5%	2	3.5%			4	7.0%	57	41:01	
5月	32	56.1%	12	21.1%	8	14.0%	52	91.2%	4	7.0%	1	1.8%			5	8.8%	57	40:27	
6月	26	45.6%	13	22.8%	14	24.6%	53	93.0%	2	3.5%	2	3.5%			4	7.0%	57	47:10	
7月	37	64.9%	12	21.1%	4	7.0%	53	93.0%	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	4	7.0%	57	38:03	
8月	52	91.2%	3	5.3%	1	1.8%	56	98.2%	1	1.8%					1	1.8%	57	17:11	
9月	38	66.7%	9	15.8%	7	12.3%	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%			3	5.3%	57	37:36	
10月	36	63.2%	8	14.0%	9	15.8%	53	93.0%	3	5.3%	1	1.8%			4	7.0%	57	37:56	
11月	42	73.7%	7	12.3%	4	7.0%	53	93.0%	4	7.0%					4	7.0%	57	32:51	
12月	42	73.7%	7	12.3%	7	12.3%	56	98.2%	1	1.8%					1	1.8%	57	29:39	
1月	46	80.7%	2	3.5%	6	10.5%	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%			3	5.3%	57	29:03	
2月	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%	57	100.0%									57	21:32	
3月	49	86.0%	6	10.5%	2	3.5%	57	100.0%									57	21:01	
実人数																12	21.1%		

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。該当する12名中の1名が産業医の面談を実施し、その後は経過観察となった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.0日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が2名存在していた。

年間年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	0人
2日	0人
3日	0人
4日	0人
5日	2人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容として個人申請は外部評価分科委員 1 名、サッカー部講師 1 名、化学教室副指導者 1 名、PTA 育英委員会を使用者とする兼業は、休日課外・補習講師 37 名、夏季学習合宿講師 23 名、模試監督 44 名となっている。

なお、群馬県立太田高等学校 PTA 育英委員会を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合には、代表者 1 名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

現在、特別教室棟において長寿命化のための改修工事を実施中である。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年 8 月に現物確認を実施しており、令和 4 年度は 6 件、459,998 円の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

・ 図書について

図書原簿から数冊サンプリングして実在性を確認したが問題なし。

蔵書点検が年に 1 回、1 名で行っている(図書部の手伝い等はない)

保管スペース・棚がもう少しあれば良いとのことである。

③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

(6) 契約事務について

直近の監査資料(令和 4 年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として 1 者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる(4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請)。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。(令和5年11月現在)

	人数	
全生徒	822	A
申請者	629	B
認定者(支給者)	545	C
支給率	66.3%	C/A

(8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止プログラム」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

- ・教職員が、いじめまたはいじめの兆候を把握する。
- ・把握した教職員は速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。
- ・学校いじめ対策組織は、速やかに関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにする調査を行うとともに関係生徒の保護者等へ連絡する。
- ・学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。
- ・学校いじめ対策組織は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。
- ・学校いじめ対策組織は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。
- ・学校いじめ対策組織は、関係生徒の保護者等への適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。
- ・学校いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	1

令和3年度	0
令和4年度	1

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 公費との明確な区分について（意見 23-⑨）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書、事務補助員給料、普通教室等カーテン更新など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館用図書	580,495	その他需用費
2	公用車ガソリン	99,853	その他需用費
3	AED レンタル	51,480	使賃料
	計	731,828	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
後援会会計	事務補助員給料4月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料5月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料6月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料7月分	83,748	報酬

〃	事務補助員給料8月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料9月分	83,748	報酬
〃	事務補助員給料10月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料11月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料12月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料1月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料2月分	83,580	報酬
〃	事務補助員給料3月分	83,580	報酬
後援会特別 会計	普通教室等カーテン更新	2,309,544	その他需用費
	計	3,313,512	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であると考えます。

（改善策）

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（2）県への報告資料への未記載の会計について（意見24-②）

すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

（現状及び問題点）

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、同資料において、後援会特別会計については県への報告資料には記載されていない。

太田高校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA 会費	1,009,511	1,009,511	0
2	学校後援会費 (※)	973,207	6,567,348	5,594,141
3	後援会特別 (※)	-		
4	同窓会費	24,923,610	24,923,610	0
5	生徒会費	635,185	635,185	0
6	PTA 育英委員会費	2,418,317	2,418,317	0
7	学年費 (1 学年)	7,211,028	7,211,028	0
8	学年費 (2 学年)	12,192,752	12,192,752	0
9	学年費 (3 学年)	0	0	0
	合計	49,363,610	54,957,751	5,594,141

(※) 学校後援会会計と後援会特別会計については1口座となっている。

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している会計残高が存在すると私費会計の実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金（徴収額）の把握も困難となる他、不正な私費の使用が行われる恐れがある。

(改善策)

私費会計については網羅性の観点から、すべて県への報告資料へ記載することが望ましい。

(3) 薬品の管理について (意見 28-④)

各薬品の薬品管理簿を作成し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。

(現状及び問題点)

薬品の管理が1名で行われている。また、保管されている薬品の一覧表が作成されており、購入時の量と現時点の量が記載されているが、各薬品がいつ何の目的で使用されたかの記録がない。

(改善策)

各薬品の薬品管理簿を作成の上、定期的(年度末など)に薬品の管理状況や数量等を点

検し、校長等に報告する必要がある。

(4) 産業医等による面談の促進について (意見 29-⑧)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医(産業医等)の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ33通の通知が12名の教育職員に対して出されていたが、実際に面談を実施した者は1名であった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(5) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑧)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も2名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 10. 太田フレックス高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成16年11月設置
2	所在地	群馬県太田市下田島町1243番地1
3	校訓	—
4	教育目標	生涯学び続けることができる生徒の育成
5	学科及び生徒数	定時制 普通科（入学定員は各部80名） I部 2学級 226名 II部 2学級 206名 III部 2学級 30名 合計 6学級 462名 入学定員に対する学級数である 通信制（普通科） 386名
6	教職員数	69名
7	特色	I部（午前部）、II部（午後部）、III部（夜間部）の3つの部からなる定時制課程と通信制過程を持つ普通科 単位制高等学校。
8	学校で把握している課題 （県教育委員会等へ要望を含む）	<p>【定時制I・II部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情（不登校・発達障害・通信制への転学等）の進路変更が年間80名ほどある。 ・外国にルーツがある生徒が約2割おり、今後、日本語指導にも力を入れていきたい。 ・多様な生徒がおり、個別対応がとても大切になっている。 <p>【定時制III部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒数が年々減少している（現在28名）。 ・生徒数の減少により、各授業やゼミ活動において、運営上の不都合が生じている。 <p>⇒III部の特徴を広報し、入学者の増加を図りたい。</p> <p>【通信制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校生徒が年々増加しており、100人以上の受講者がいる科目が複数ある（毎回全員参加ではない）。

		・昨年度のアンケート結果に、「学力が向上したと思う」に「いいえ」と回答した生徒・保護者が2割弱いるが、卒業目的だけでなく、学ぶ楽しさを伝え、更に意欲を高めることが大切である。
--	--	---

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【通信制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
Ⅰ 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 「単位制の履修形態に満足している」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		② 「自分の学校が好きである」と考える生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
Ⅱ 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 「授業が分かりやすい・適切である」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	④ 「学力が向上した」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について	4 組織的・継続的な指導を行っている	⑤ 全教職員が、重点目標を踏まえた自己目標を設定し、教育活動に取り組んでいる。	A	-	

て適切な指導をしていますか。	いますか。				
		⑥ 生徒に関する情報交換を月2回以上行う。	A	-	
		⑦ 「交通マナー・交通ルールの遵守を意識している」と考える生徒・保護者が100%である。	A	A	
		⑧ 生徒の単位修得率が60%以上である。	A	-	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ 「学校は、いじめ防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が80%以上である。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ 「携帯電話やフレックス通信でいつも学校の情報を確認している」と考える生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		⑪ 「学校生活が充実している」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	
		⑫ 「教育相談が充実している」と考える生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導	7 計画的な指導を行っていますか。	⑬ 「進路指導が信頼できる」と考える生徒・保護者が70%以上である。	A	A	

導をしていますか。					
		⑭ 進路情報を年4回以上発信する。	A	-	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑮ 「進路目標の実現に向けて努力している」と考える生徒・保護者が70%以上である。	B	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑯ 通信制だよりである「フレックス通信」を月2回以上発行する。	A	-	
		⑰ 学校（通信制）のホームページを月2回以上更新する。	A	-	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑱ 授業において ICT 機器を活用した講座の割合が70%以上である。	C	-	
	11 ICT を活用した業務改善を行っていますか。	⑲ 職員間の情報共有にオンラインを活用している。	A	-	

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 19 項目ある。

19 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 10 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 1 項目、いずれも B 評価がなし、未実施がなしとなっている。また、自己評価で C 評価が 1 項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目がなし、自己評価に対して外部評価がない項目は8項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

【定時制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 完全な単位制の履修形態に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	
		② 学年、学級がない中で、生徒の出席率が80%以上である。	B	B	
		③ ゼミ（総合的な探究）の活動に満足している生徒が80%以上である。	A	A	
		④ 学校設定科目の内容に満足している生徒・保護者が80%以上である。	A	A	
		⑤ 自分の学校が好きだと感じている生徒が80%以上である。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をして	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑥ 少人数制の利点を生かした授業内容に満足している生徒・保護者が90%以上である。	A	A	

いますか。					
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑦ 学力が向上したと感じている生徒が 80%以上である。	A	A	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ SNS に関わるトラブルに巻き込まれることなく、健全な学校生活を送っている生徒が 100%である。	B	B	
		⑨ 挨拶の励行や学校生活の中でのマナーや礼儀を守った行動ができている生徒が 80%以上である。	A	A	
		⑩ 交通マナー・交通ルールを遵守している生徒が 100%である。	B	B	
		⑪ 教育相談が充実していると感じている生徒が 80%以上である。	A	A	
		⑫ 学校行事チャレンジウォークに生徒の 70%以上が参加し、参加者の 90%以上が完歩している。	-	-	
		⑬ 学校行事フレックス発表会に満足している生徒が 80%以上である。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている	⑭ 「学校は、いじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っている」と認識している生徒が 80%以上である。	A	A	

	ますか。				
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑮ 感染症予防について正しく理解し、実践する等、健康について自己管理ができている生徒が70%以上である。	A	A	
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑯ 「進路指導が自分の進路検討や進路決定に役立つ」と感じている生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑰ 進路目標を持ち、その実現に向けて努力している生徒が80%以上である。	A	A	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑱ ICTを活用した情報発信に満足していると評価する保護者が70%以上である。	A	A	
		⑲ 学校説明会や授業公開、中学校訪問など、外部に情報発信する機会を年間5回以上設けている。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導や業務改善	⑳ ICT を活用した授業に、生徒の70%以上が満足している。	A	A	

すか。	を行って いますか。			
-----	---------------	--	--	--

評価対象がⅠ～Ⅵ、評価項目は10、学校独自の具体的な指標は全部で20項目ある。

20項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が16項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価がなし、いずれもB評価が3項目、未実施が1項目となっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目はなし、外部評価がない項目はなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・授業や教員等に関しては良い意見が多く見受けられる。
- ・就職に関するサポートを希望する声がある。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

太田フレックス高等学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	2,858,860
2	学校後援会費	3,274,263
3	同窓会費	5,541,351
4	生徒会費（ⅠⅡ部）	1,563,033
5	生徒会費（Ⅲ部）	79,228
6	生徒会費（通信制）	529,635
7	年次会費	965,241
8	親睦会費	919,089
	合計	15,730,700

私費会計の種類は8種類で預金通帳も同数あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

【定時制Ⅰ部・Ⅱ部】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	16:06
5月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	13:47
6月	35	94.6%	2	5.4%			37	100.0%									37	16:19
7月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:53
8月	37	100.0%					37	100.0%									37	4:41
9月	37	100.0%					37	100.0%									37	14:08
10月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:04
11月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:51
12月	37	100.0%					37	100.0%									37	9:32
1月	37	100.0%					37	100.0%									37	9:27
2月	37	100.0%					37	100.0%									37	10:15
3月	36	97.3%	1	2.7%			37	100.0%									37	10:41
実人数																		

【定時制Ⅲ部（夜間）】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	13	92.9%	1	7.1%			14	100.0%									14	23:18
5月	14	100.0%					14	100.0%									14	12:00
6月	14	100.0%					14	100.0%									14	11:38
7月	14	100.0%					14	100.0%									14	9:23
8月	14	100.0%					14	100.0%									14	4:35
9月	14	100.0%					14	100.0%									14	11:13
10月	14	100.0%					14	100.0%									14	8:28
11月	14	100.0%					14	100.0%									14	10:19
12月	14	100.0%					14	100.0%									14	10:08
1月	13	100.0%					13	100.0%									13	9:27
2月	14	100.0%					14	100.0%									14	9:57
3月	14	100.0%					14	100.0%									14	13:01
実人数																		

【通信制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:24
5月	10	100.0%					10	100.0%									10	10:45
6月	10	100.0%					10	100.0%									10	10:38
7月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:46
8月	10	100.0%					10	100.0%									10	4:24
9月	10	100.0%					10	100.0%									10	7:50
10月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:49
11月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:59
12月	10	100.0%					10	100.0%									10	5:31
1月	9	100.0%					9	100.0%									9	6:56
2月	10	100.0%					10	100.0%									10	6:09
3月	10	100.0%					10	100.0%									10	6:41
実人数																		

同校において、令和4年度に1か月当たり60時間を超える時間外在校等時間となった者はいなかった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における定時制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.1日、通信制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.3日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が3名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数

0日	0人
1日	0人
2日	1人
3日	0人
4日	1人
5日	1人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

また、報酬の発生しない執筆依頼についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

特記事項なし

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

「備品一覧」から監査人が任意にサンプリングを行い、現物との突合を実施する。

備品については、毎年8月に現物確認を実施している。

⇒監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ特に問題はなかった。長期に使用していない備品については年度の現物確認後に「物品不用兼廃棄決議票」を起票して除却している。令和4年度においては10,075,345円の除却をしている。

・図書について

図書については毎年8月又は年度末に蔵書点検を実施している。

図書室の蔵書について監査人が任意にサンプリングを行い、現物との突合を実施したが特に問題はなかった。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

薬品については、使用の都度「薬品管理簿」に日付、残重量を記載している。年度で

の現物確認などは実施していない。

薬品は施錠できる納戸の中に保管され、使用の都度「薬品管理簿」に残重量を記載している。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【定時制】	人数	
全生徒	438	A
申請者	409	B
認定者（支給者）	407	C
支給率	92.9%	C/A

【通信制】	人数	
全生徒	385	A
申請者	158	B
認定者（支給者）	157	C
支給率	40.8%	C/A

(8) いじめ対策について

いじめについて考えるアンケートを年3回実施しており、日々の教育活動で「チャンス相談」を各教員で積極的に取り組んでいる。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【定時制】	認知件数
-------	------

令和2年度	5
令和3年度	3
令和4年度	1

【通信制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	0
令和4年度	0

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 学校評価のアンケート記載方法について（意見 22-③）

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(現状及び問題点)

同校は他の県立高校と同様、学校評価において保護者からのアンケートを実施している。アンケートの選択肢は設問ごとにそれぞれ、「①はい」「②いいえ」の2つである。

保護者アンケートにおいて自由記入欄を設けているが、保護者としては内容が不明な設問もあるため、回答方法として「わからない」の選択肢も用意してほしい旨の要望が多数あった。

学校等の特質によるが選択肢が2つの場合には、傾向として「はい」を選ぶ傾向があるようにも思う。

(改善策)

保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。

(2) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（意見 27-⑨）

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員

に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も3名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(3) 公費との明確な区分について (意見 23-⑩)

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書雑誌代、製氷機など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても

財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	図書館用図書雑誌代	401,152	その他需用費
2	営繕用消耗品代	1,496	その他需用費
3	手洗い自動水栓修理代	74,800	その他需用費
4	製氷機	451,000	備品購入費
	計	928,448	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成22年3月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(4) 薬品の管理について（意見28-⑤）

薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机（未施錠）の中に置かれているが、施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。

(現状及び問題点)

薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机（未施錠）の中に置かれている。そのため、容易に鍵を入手し薬品にアクセスできる状況にある。また、年度での現物確認などは実施していない。

(改善策)

薬品を保管している納戸の鍵については施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。

■ 11. 桐生高等学校

1. 概要

(1) 学校の概要

【全日制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	大正6年3月 町立桐生中学校として設立 令和3年4月 群馬県立桐生高等学校と群馬県立桐生女子高等学校の統合により開校
2	所在地	桐生市美原町1-39
3	校訓	「独立自尊」 「自主自立」 「向学共励」
4	教育目標	生徒の自由な発想、チャレンジ精神を尊重し、幅広い知識の獲得とその活用を通して未来を牽引する資質・能力を育てる。
5	学科及び生徒数	定員は320名 1学年 普通科 8学級 245名 理数科 80名 2学年 普通科 8学級 235名 理数科 81名 3学年 普通科 8学級 242名 理数科 81名 合計 24学級 964名
6	教職員数	70名
7	特色	普通科、理数科の2学科を設置している。他校よりも長い60分授業を採用し、深い学びの実践を行っている。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・高校統合の影響により部活動数が約2倍になっており、練習場が不足している。曜日毎のローテーションや校外練習場の確保にも努めているが不足状態。 ・強風時にグラウンドの砂等が近隣に飛んでしまい、迷惑をかけている(特に苦情がある訳ではない)。

【通信制】

令和5年4月現在

1	設立年月日	令和3年4月1日 桐生高等学校に通信制課程が引き継がれた。
2	所在地	全日制と同じ
3	校訓	—
4	教育目標	平和で幸福な民主的社会の形成者として、真理と正義を愛し、お互いを尊重しあい、勤労と責任を重んじる社会人となる生徒を育成する。 また、明晰な判断力と豊かな創造力を持つ、心温かな人間育成を目指す。
5	学科及び生徒数	普通学科 181名
6	教職員数	10名
7	特色	男女共学で、10代から70代まで幅広い年代の生徒が在籍している。新入学、編入学、転入学の3形態の入学方法がある。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	特になし。

(2) 学校評価について

高校教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

【全日制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要

I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 自分の学校が好きだと感じている生徒の割合は85%以上である。	B	A	
		② 進路実現に向けて、計画的・意欲的に取り組んでいる生徒が75%以上である。	C	B	
		③ 部活動や特別活動に主体的に取り組む、充実感を持っている生徒が75%以上である。	A	A	
		④ SSHを含む探究の活動について、成果があがっていると評価する教員が75%以上である。また、充実感を持って取り組んでいる生徒が75%以上である。	B	B	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	⑤ 60分授業が工夫されており、80%以上の生徒が授業に満足している。	B	C	※
	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑥ 教科学力が向上したと感じる生徒が75%以上である。	C	B	
		⑦ 学習内容の理解と定着を図り、平日の家庭学習の平均時間は、2時間以上である。	C	C	
III 生徒の充実した学校生活について適切な指	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑧ 学級担任による個人面談を年3回以上実施している。	B	B	

導をしていますか。					
		⑨ 生徒に対して、挨拶、服装、交通マナーなどについての指導を月1回以上行う。	B	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑩ 本校は「いじめ防止活動」に取り組んでいると評価している生徒が、80%以上である	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑪ 1日あたりの欠席、遅刻、早退の合計人数は全生徒数の3%以内である。	B	B	
		⑫ ルールを守り、規則正しい生活を送っていると自己評価している生徒が80%以上である。	A	B	※
IV 生徒の主體的な進路選択について適切な指導をしていますか。	7 計画的な指導を行っていますか。	⑬ キャリア教育や進路学習会等において、進路意識が高まったと評価している生徒が75%以上である。	A	A	
		⑭ 進路ニュース・進路だより等で必要な情報が得られていると評価している生徒が、75%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路希	⑮ 自己の生き方と職業との関連を意識し、進路実現に向けて積	B	B	

	望について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	極的に取り組んでいる生徒が75%以上である。			
V開かれた学校づくりに努めていますか。	9家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑩ Webページによるタイムリーかつ魅力的な情報発信に努め、週1回以上の更新を行い、トピックの追加を行う。	A	B	※
		⑪ 在校生保護者及び中学生を対象とした学校公開等を年4回実施している。	B	B	
		⑫ PTA総会、各学年保護者会などの参加率は、全生徒数の50%以上である。配信されるPTA新聞の「見ました」の割合が全生徒数の80%以上である。	B	B	
VI教育のデジタル化に努めていますか。	10ICTを活用した指導を行っていますか。	⑬ 配布された学習用端末(Chromebook)を、日々の活動に活用していると答えている生徒が85%以上である。	B	C	※
	11ICTを活用した業務改善を行っていますか。	⑭ 教育プラットフォーム(ClassiやG Workspace)を毎日チェックする習慣のある教員が95%以上である。	B	C	※

評価対象がI～VI、評価項目は11、学校独自の具体的な指標は全部で20項目ある。

20項目中、自己評価、外部評価ともにA評価が4項目、自己評価はBであるが外部評価はA評価が2項目、いずれもB評価が6項目、いずれもC評価が1項目、自己評価は

Cであるが外部評価はB評価が2項目、未実施はなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は5項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・学習室や音楽室など特別教室の冷暖房を充実して欲しい等の意見が多数あり
- ・アンケート内容では不明な点もあるため、回答方法として（そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない）の4段階ではなく、「わからない」といった選択肢も設けてほしいとの意見も多数あり

【通信制】

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己評価	外部評価	摘要
I 特色ある学校づくりに努めていますか。	1 特色ある教育活動を行っていますか。	① 桐高通信制に入学して良かった（学校生活に満足している）と思っている生徒が80%以上である。	A	A	
		② 通信制職員全員がガイドラインを踏まえ、本校通信制の教育課題について認識し、業務改善に努める。	A	A	
II 生徒の意欲的な学習活動について、適切な指導をしていますか。	2 生徒の実態に応じた指導を行っていますか。	③ 自らの学習進行を定期的に確認し、計画的に学習を進めていると思っている生徒が80%以上である。	C	B	
		④ 特別活動（LHR・学校行事・生徒会行事など）に満足していると思っている生徒が80%以上である。	A	A	

	3 生徒は確かな学力を身に付けていますか。	⑤ 自らの学習活動(レポート学習及びスクーリング授業)に満足している生徒は 80%以上である。	C	B	
Ⅲ 生徒の充実した学校生活について適切な指導をしていますか。	4 組織的・継続的な指導を行っていますか。	⑥ 集団の中でお互いを尊重し、マナーを守り、清掃等の活動に協力している生徒が80%以上である。	A	A	
		⑦ 学校からの指導(講演会・桐高通信・スマホルール等)を通して、SNS等の危険性について理解が深まったと思う生徒は80%以上である。	A	A	
		⑧ 質問や心配なことがあるときに先生に相談しやすく、先生は誠実に対応してくれていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
	5 学校はいじめの防止や早期発見に向けた取組を積極的に行っていますか。	⑨ 学校でおこなういじめ予防の取り組みやいじめに関する調査が適切に行われていると思う生徒は80%以上である。	A	A	
	6 生徒は健康で、規則正しい学校生活を送っていますか。	⑩ あなたの学校での生活は安心して快適であり、体調不良になった時には適切に対応してくれると思う生徒が 80%以上である。	A	A	
Ⅳ 生徒の主	7 個に応じ	⑪ 進路についての情報が学校か	A	A	

体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	た計画的な指導を行っていますか。	ら適切に提供されていると思う生徒が80%以上である。			
		⑫ 進路説明会や進路講演会等は進路を考えるうえで役立っていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
	8 生徒は自らの進路（キャリア）について真剣に考えその実現に向けて取り組んでいますか。	⑬ 進路実現に向けて積極的に取り組んでいると感じている生徒が80%以上である。	C	C	
V 開かれた学校づくりに努めていますか。	9 家庭、地域社会に積極的な情報発信をしていますか。	⑭ 月報「桐高通信」には、学習や学校生活に必要な情報は提供されていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
		⑮ 桐高通信制のウェブサイト（ホームページ）で情報は適切に提供されていると思う生徒が80%以上である。	A	A	
VI 教育のデジタル化に努めていますか。	10 ICT を活用した指導を行っていますか。	⑯ ICT 機器を活用した学習活動（スクーリング授業等）によって、学習内容が分かりやすくなったと思う生徒が80%以上である。	A	A	
	11 ICT を活	⑰ ICT 機器を活用した情報伝達	A	A	

	用した業務改善を行っていますか。	(web ページ・一斉メール) によって、学校からの連絡等が理解しやすくなったと思う生徒が 80%以上である。			
--	------------------	---	--	--	--

評価対象が I ～VI、評価項目は 11、学校独自の具体的な指標は全部で 17 項目ある。

17 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 14 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 0 項目、いずれも B 評価が 0 項目、未実施が 0 項目となっている。また、いずれも C 評価が 1 項目、自己評価は C であるが外部評価は B 評価が 2 項目ある。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目、自己評価に対して外部評価がない項目はない。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、監査人として気になった点は全日制の項を参照。

(3) 私費会計（学校徴収金）について

桐生高等学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

(単位：円)

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA	1, 239, 665
2	教育振興会	2, 737, 918
3	特別会計 (生徒活動振興費)	436, 785
4	空調設備 (PTA 空調用会計)	0
5	特別会計 (PTA 会計調整基金)	4, 091, 952
6	後援会	1, 084, 120
7	後援会 (周年事業)	1, 000, 219
8	桐高育英会 (育英奨学金)	759
9	学習合宿	0
10	R 3 入学学年費	15, 208, 132

	(3年)	
11	R5 入学学年費 (1年)	0
12	R4 入学学年費 (2年)	15,094,129
13	生徒会	1,656,732
14	生徒会行事費 (生徒会行事費残金)	686,582
15	生徒会行事用 (大運動会、文化祭用)	500,003
16	諸費 (諸会費振替口座)	820
17	英検会計	576,118
18	基金会計 (百周年記念事業)	54,417
19	振替口座 (群銀ビジネスネット用)	58,842
20	事務室会計	1,922
21	桐生高校図書館	6
22	桐高茶話会	521,417
23	同窓会 (一般会計)	4,167,338
24	同窓会 (積立)	14,876,117
25	同窓会 (応援基金)	14,226,950
26	同窓会 (桐女残金)	11,007,154
27	同窓会 (桜基金)	1,137,944
	合計	90,366,041

私費会計の種類は27種類で預金通帳も27口座あり、全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている(なお、管理者等は全て同じ)。

なお、各会計で延滞(収入未済)している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用(エクセルのマクロを組んだもの)しているが、

一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

（4）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態を確認した。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

【全日制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均	
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計				
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
4月	24	35.8%	14	20.9%	11	16.4%	49	73.1%	9	13.4%	7	10.4%	2	3.0%	18	26.9%	67	59:23	
5月	34	50.7%	8	11.9%	7	10.4%	49	73.1%	14	20.9%	3	4.5%	1	1.5%	18	26.9%	67	53:46	
6月	27	40.3%	10	14.9%	15	22.4%	52	77.6%	9	13.4%	4	6.0%	2	3.0%	15	22.4%	67	59:59	
7月	27	40.3%	13	19.4%	9	13.4%	49	73.1%	12	17.9%	4	6.0%	2	3.0%	18	26.9%	67	58:45	
8月	59	88.1%	3	4.5%	4	6.0%	66	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	67	25:00	
9月	26	38.8%	9	13.4%	14	20.9%	49	73.1%	10	14.9%	6	9.0%	2	3.0%	18	26.9%	67	60:34	
10月	23	34.3%	8	11.9%	17	25.4%	48	71.6%	10	14.9%	7	10.4%	2	3.0%	19	28.4%	67	63:37	
11月	29	43.3%	11	16.4%	16	23.9%	56	83.6%	6	9.0%	5	7.5%			11	16.4%	67	51:13	
12月	27	40.3%	19	28.4%	10	14.9%	56	83.6%	9	13.4%	2	3.0%			11	16.4%	67	49:48	
1月	37	55.2%	14	20.9%	6	9.0%	57	85.1%	8	11.9%	2	3.0%			10	14.9%	67	45:03	
2月	50	74.6%	9	13.4%	7	10.4%	66	98.5%	1	1.5%					1	1.5%	67	33:41	
3月	45	67.2%	7	10.4%	9	13.4%	61	91.0%	5	7.5%	1	1.5%			6	9.0%	67	36:43	
																	実人数	33	49.3%

【通信制】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	9	100.0%					9	100.0%									9	14:31
5月	9	100.0%					9	100.0%									9	12:21
6月	9	100.0%					9	100.0%									9	13:13
7月	9	100.0%					9	100.0%									9	8:17
8月	9	100.0%					9	100.0%									9	5:20
9月	8	88.9%			1	11.1%	9	100.0%									9	15:13
10月	9	100.0%					9	100.0%									9	9:51
11月	9	100.0%					9	100.0%									9	11:16
12月	9	100.0%					9	100.0%									9	7:04
1月	9	100.0%					9	100.0%									9	8:54
2月	9	100.0%					9	100.0%									9	10:21
3月	9	100.0%					9	100.0%									9	11:36
実人数																		

全日制においては、部活動の指導に熱心な教員を中心に、1か月あたりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在することが確認された。通信制を担当する教育職員の勤務時間は、全日制の教職員と同一であり、午前8時20分から午後4時50分までであるが、部活動を背景とした長時間労働の実態はないため、ほとんどの者が時間外勤務をすることなく所定の勤務時刻に退勤していることが確認できた。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。同校においては、その後の当該教職員と産業医等との面談の実施の有無を把握していたが、令和4年においては延べ145回の通知を発したのに対し、実際に面談が実施されたのは、うち2名、2回のみとのことであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全日制の教職員の平均年次有給休暇取得日数は14.5日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が10名存在しており、0日という者も2人もいた。なお、通信制の教員の平均年次有給休暇取得日数は15.6日であり、年間の取得日数が5日以下の者は1名のみ（5日取得）だけであった。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	2人
1日	0人
2日	3人
3日	1人
4日	3人
5日	1人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

なお、群馬県立桐生高等学校 PTA を使用者とする兼業等、複数の教育職員が同一の兼業に従事する場合には、代表者1名のみが兼業許可申請書を提出して許可を得るという方式とされていた。

また、報酬の発生しない桐生交響楽団における合奏トレーナー、自宅に設置した太陽光発電に関する売電収入についても、兼業許可申請が提出されているという実態が確認できた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

桐生高校と桐生女子高校の統合時に修繕工事を実施している。遊休化施設はなく、統合により、校舎や校庭が足りない。トイレは改修工事を実施したが、特別教室及び体育館のエアコンは整備されていない。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、不用品や壊れて修理できない備品は随時廃棄している。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

・ 図書について

図書のシステムより、監査人が任意に数冊サンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

昨年度は蔵書点検を8月に実施したが、終了しなかったため、3月に残りを実施した。今年度は、8月に研修等があり実施できなかったため、3月に実施予定とのことである。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

化学準備室等で保管している薬品等の管理について、特に問題はなかった。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

就学支援金は対象となる可能性のある世帯から年2回申請が行われる（4月に1年生、7月に1～3年生が翌年度の期間を対象として申請）。

事務処理の流れは前橋高等学校含め他の県立高校と同様である。

就学支援金の支給状況は以下の通りである。（令和5年11月現在）

【全日制】	人数	
全生徒	955	A
申請者	794	B
認定者（支給者）	727	C
支給率	76.1%	C/A

【通信制】	人数	
全生徒	207	A
申請者	127	B
認定者（支給者）	78	C
支給率	37.7%	C/A

なお、通信制は最長8年間在籍可能とされているが、修学支援金の上限期間は4年間、

48 か月とされているため、在籍中に対象外となってしまう生徒もいる。この場合には、県の「学び直しへの支援金」の給付対象となる。

また、その他に、「群馬県立桐生高等学校育英会奨学生」という、独自の奨学金制度もある。

(8) いじめ対策について

学校として「学校いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

【全日制】	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	3

【通信制】	認知件数
令和2年度	0
令和3年度	0
令和4年度	0

(9) ICT化について

特記すべき事項なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 公費との明確な区分について（意見 23-⑪）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（ハンドボールコート防球柵設置、漏水調査及び修繕費など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(現状及び問題点)

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るた

め、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和4年度と同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

(単位：円)

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	ハンドボールコート防球柵設置	440,000	工事請負費
2	グラウンド用混合焼砂購入代金	295,020	その他需用費
3	塩化カルシウム購入代金	198,000	その他需用費
4	進路指導用資料印刷費（進路の手引き）	150,304	その他需用費
5	AED リース代	63,360	使賃料
	計	1,146,684	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考えられる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
教育振興会	漏水調査及び修繕費	276,100	工事請負費
〃	生徒用机 20 台	128,700	その他需用費
〃	職員室製氷機修理代	53,944	その他需用費
〃	生徒机購入代金	128,700	その他需用費
〃	普通教室天井扇取替工事	80,300	その他需用費
〃	グラウンド混合焼砂購入代	116,160	その他需用費
〃	生徒用机購入代 10 台	64,350	その他需用費
〃	1、2 学期時間外学習指導手当	954,300	職員手当等
〃	生徒用机・椅子購入代金	345,180	その他需用費
〃	第一体育館バスケットゴール安全点検	187,000	その他需用費
〃	3 学期時間外学習指導手当	689,821	職員手当等
〃	学校バスバッテリー交換費用	129,800	その他需用費
	計	3,154,355	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成 22 年 3 月群馬

県公立高等学校事務長会)では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている(概要は前橋高等学校の項を参照)。

今回、抽出した項目については、学校の共有物等に関連する経費等であり県費での支出が可能な費用であるとする。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

就学支援金制度が充実しても、私費会計による徴収金が多額に発生したのでは、就学支援金制度の趣旨が損なわれるおそれがある。

(2) 産業医等による面談の促進について (意見 29-⑨)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、部活動の指導が熱心な教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が多数存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医(産業医等)の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨が行われていた。そして、同校においては、令和4年度において、延べ145通の通知が各教職員に出されていたが、実際に面談が実施されたのは、うち2名、2回のみであった。

長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性がある。

(改善策)

対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(3) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑩)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わせて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

しかしながら、同校においては、令和4年度において、その指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員が10名も存在しており、うち2名は全く取得をしていなかった。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの(地公法第58条第3項)、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやす

くなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとならない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

■ 12. 前橋高等特別支援学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成8年4月1日
2	所在地	前橋市青梨子町233-1
3	校訓	礼儀・感謝・挑戦
4	教育目標	一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、生活自立の実践力を高め社会適応力を養うとともに、職業生活や家庭生活に必要な能力や態度を身につけさせ、未来に向かって心豊かにたくましく生きる生徒の育成を図る。
5	学科及び生徒数	普通科・農業園芸科・産業工芸科・家政被服科があり各学年定員は40名 1学年 4組 27名 2学年 5組 27名 3学年 5組 33名 合計 14組 87名
6	教職員数	55名
7	特色	教育課程に「情報」があり、全生徒にタブレットを導入している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	・吾妻・利根沼田地区に知的特別支援学校が設置されたこと、本校の学びが適していると思われる生徒が周辺地域の高等学校を受験・入学していることを背景に、過去3年間において定員が割れている。 ・高等学校と知的特別支援学校における「普通科」の違いについての理解の推進により、軽度な知的障害がある受験生は第一希望に職業学科を選択できるようにすること。

(2) 学校評価について

特別支援教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の第2回点検・評価結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自己	外部	摘要

			評価	評価	
I 幼児児童生徒の地域における豊かな生活の実現に向けて努めていますか。	1 保護者、地域、関係機関に学校の教育活動について、具体的に伝えていきますか。	① ホームページの充実及び学校からのメール送信等で、必要な情報取得が工夫されていると感じている保護者が 80%以上である。	B	A	
	2 保護者、地域、関係機関との共通理解が深まり、有効な支援が行われていますか。	② 学校の活動紹介を保護者、地域、関係機関に年 5 回以上回覧している。	A	-	
II 地域の特別支援に関するセンター的な役割を果たしていますか。	3 障害のある幼児児童生徒の教育について、助言援助に努めていますか。	③ センター的機能の役割を果たしていると感じている高校等の関係者が、80%以上である。	-	A	
III 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導をしていますか。	4 個に応じたきめ細かな指導を行っていますか。	④ 「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の目標が、個々の特性や課題に即していると感じている保護者が 80%以上である。	A	A	
		⑤ 昨年度より導入されたタブレットを授業で活用したことに	B	B	

		より、情報活用能力が高まったと感じている保護者が80%以上いる。			
	5 指導内容の確実な定着を図る授業が行われていますか。	⑥ 情報機器の活用により指導内容が、以前よりも定着しやすくなったと感じている保護者が80%以上いる。	A	B	※
		⑦ 就労に必要な態度や作業能力が身につけてきていると感じている保護者が80%以上いる。	A	A	
IV 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	6 健康に関する配慮や対応を適切に行っていますか。	⑧ 生徒の発達段階や課題を考慮した性に関する指導について80%以上の保護者から理解や協力を得ている。	B	B	
	7 危機管理体制が確立され、緊急時への備えができていますか。	⑨ 年3回の避難訓練で、職員の避難誘導が実際の場面に即した態勢になっていると、関係機関の方から80%以上の評価を得ることができる。	A	A	
	8 年間を通じて、計画的な生活・安全指導を行っていますか。	⑩ 生徒自身が身だしなみを気をつけるようになったと感じられる保護者が80%以上である。	B	A	
		⑪ 学校全体で取り組んでいる「いじめ防止活動」が実際にいじめ防止に繋がっていると感じら	A	A	

		れる保護者が80%以上である。			
	9 生徒の安全確保の観点から施設・設備を管理していますか。	⑫ 体育館改修工事が安全に配慮して執行されていると感じられる保護者が80%以上である。	A	-	
V 将来の生き方に結びつく進路指導を行っていますか。	10 キャリア教育の視点から、指導内容を整理して系統的な指導を行っていますか。	⑬ 社会生活に必要な資質や能力、言動などが段階的に身に付いてきていると感じる保護者が80%以上である。	A	A	
	11 保護者、関係機関との連携のもとに発達段階に応じた進路指導を行っていますか。	⑭ 「福祉就労」の種類や「一般就労」にあたっての知識が、学校からの案内等でわかりやすく伝わっていると感じる保護者が80%以上である。	A	A	
		⑮ 計画的な職業教育、就業体験実習、進路相談を行い、段階に応じて進路実現が可能だと感じている生徒・保護者が80%以上である。	A	A	

評価対象が I ～ V、評価項目は 11、学校独自での具体的な指標は全部で 15 項目ある。

15 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 7 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価が 2 項目、自己評価がなく外部評価が A 評価が 1 項目、いずれも B 評価が 2 項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は1項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目は2項目となっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・タブレット学習に関して、学習の様子を見たことがない為評価できないとの意見が多数。
- ・回答できない項目があり、選択肢を簡素化（はい・いいえ・わからない等）するか、「わからない」の項目を増やすなどの措置を希望する声あり。
- ・職員からは、タブレット活用法を学ぶ機会を設けてもらいたいとの要望あり。

（3）私費会計（学校徴収金）について

前橋高等特別支援学校における令和4年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R4年度末繰越額
1	PTA会費	798,119
2	同窓会費	1,313,254
3	生徒会費	235,915
4	学年費・学級費	529,632
5	修学旅行積立金	1,890,004
6	卒業アルバム費	99,815
7	給食費（牛乳）	332,372
	合計	5,199,111

私費会計の種類は7種類だが、口座数は学年費・学級費が学年ごと、学級ごとに分けて管理しているため27口座ある。全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突

合した結果全て一致した。

(4) 労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態を確認した。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均		
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計					
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合				
4月	52	96.3%					52	96.3%							2	3.7%	2	3.7%	54	19:12
5月	51	94.4%	1	1.9%	1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	20:45
6月	52	96.3%	2	3.7%			54	100.0%											54	15:31
7月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	13:49
8月	54	100.0%					54	100.0%											54	4:06
9月	53	98.1%	1	1.9%			54	100.0%											54	9:51
10月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	12:40
11月	51	94.4%	1	1.9%	1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	16:00
12月	52	96.3%	1	1.9%	1	1.9%	54	100.0%											54	11:48
1月	52	96.3%			2	3.7%	54	100.0%											54	12:17
2月	52	96.3%			1	1.9%	53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	13:45
3月	53	98.1%					53	98.1%	1	1.9%					1	1.9%	1	1.9%	54	11:15
実人数																2	3.7%			

同校は、特別支援学校という特質上、生徒の安全管理や生徒の利用する公共交通機関の時刻等の観点から部活動の時間はおおむね午後4時30分までとされている。そのため、部活動の指導を中心とした教育職員の長時間労働といった実態はなかった。ただし、年度初めの4月には、100時間を超えた時間外在校等時間となっている者が複数名いた。年間を通じて80時間を超える時間外在校等時間となっていた実人数は5名以下であった。

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出を推奨していた。しかしながら、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は18.5日であり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者はいなかった。

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休施設の有無

特記すべき事項なし。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・ 物品について

毎年8月に現物確認を実施しており、令和4年度は8件、4,839,156円の不用処分を実施した。

監査人が「備品一覧」から任意にサンプリングを行い、現物と突合したところ、特に問題はなかった。

・ 図書について

冊数が限られていることから、システムによるデータ管理は実施しておらず、担当者がエクセルで管理している。貸出簿は手書き。

専任の司書はおらず、司書教諭が担当している。全て現物を確認した。

③危険物等（劇物、毒物を含む）の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

現在、理科の授業がないため、化学の薬品はない。

農薬については、従来、担当印、校長印のないものを使用していたことから、今回の包括外部監査を機に、様式を改定した。

(6) 契約事務について

直近の監査資料（令和4年度）等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。

また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

特別支援学校の生徒に対しては、就学支援金ではなく、特別支援教育就学奨励費が支給される。これは、国の制度であり、都道府県は、区域内の特別支援学校への児童または生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁しなければならない、とされている。

国と県との負担割合は1/2ずつであり、支弁対象となる経費は、①教育用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費（通学費、帰省費、職場実習費、交流及び共同学習費）④寄宿舎居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）⑤修学旅行費（就学旅行費、校外活動等参加費、職場実習宿泊費）⑥学習用・通学用品購入費 ⑦新入学児童生徒学習用品・通学用品購入費 ⑧オンライン学習通信費である。

支弁（支給）区分は、世帯の所得金額により3段階とされており、支給金額の全額、半額、一部である。

なお、授業料については全員無償である。

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止基本方針」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

・いじめが疑われる場合には担任が対応し、学年主任は速やかにいじめ対策委員会に報告する。

・対策委員が対応し、被害生徒から事情を聞く。加害生徒から事実確認を行い、場合によっては第三者からも情報収集する。

・いじめ対策委員会を招集し、情報共有を行う。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	1
令和3年度	3
令和4年度	1

(9) ICT化について

生徒が使用しているタブレットは個人保有であり、就学奨励費の対象生徒は、購入後に奨励費が支給されている。

令和3年～5年にかけてICT活用推進のための3か年計画を実施している。

令和3年度

- ・オンラインホームルームの実現
- ・ICT活用に関する校内研修の充実
- ・タブレットを使った授業の定着

令和4年度

- ・前年度を踏まえた校内研修の改善
- ・タブレットを使った協働的な学習の実現
- ・タブレットを活用した授業実践報告会の実施

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 産業医等による面談の実施状況の把握について（意見 29-⑩）

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

(現状及び問題点)

同校においては、時期的に教頭業務や教務関連業務が多忙となる教員を中心に、1か月当たりの在校等時間が200時間を超える教職員が数名存在していた。

県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教

員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においても該当する教職員に対して通知を出した上で産業医等の面談による保健指導の申出の推奨は行われていたが、その後、当該教職員が産業医等との面談を実施したか否かについては、同校は把握していなかった。

確かに、学校側としては、該当する教職員に対して産業医等との面談を推奨する以上に、面談の実施を強制することはできないものと考えられる。労働安全衛生法上も、面談指導は労働者の申出により行うものとされている（同法第 66 条の 8 第 1 項、同施行規則第 52 条の 3 第 1 項）。しかし、長時間労働は、当事者の自覚がないままに脳血管疾患や心疾患等を発症するリスクもあれば、精神障害を発症するリスクもある。そのため、自身は問題ないものと考えて産業医等との面談の実施を積極的に望まない教職員に対しても、産業医等との面談の機会を設けるべき必要性はある。

このように、長時間労働に従事する者にとっての産業医等との面談の必要性に鑑みれば、まずは、学校側において、該当する教職員の産業医等との面談の実施状況を把握する必要があるものとする。なお、産業医等による面談指導が実施された場合に事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴取すること、同意見を踏まえて必要な措置を講ずること、面談指導の結果の記録を作成して保存しておくことなどは事業者の法的義務でもある（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

(改善策)

産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、その後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みを設けるべきである。

また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。

■ 13. 高崎高等特別支援学校

1. 概要

(1) 学校の概要

令和5年4月現在

1	設立年月日	平成8年4月1日 群馬県立高崎高等養護学校として設置
2	所在地	高崎市柴崎町 1838 番地 2
3	校訓	自立 意欲 礼儀
4	教育目標	生徒一人一人がもつ無限の可能性、独創力を引き出し、一層伸長させ、状況変化にも対応できる確かな学力、体力、気力を身に付けた社会人の育成を図る。 生徒の障害の状況、能力及び適正等に応じて、自立と社会参加を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、豊かでたくましい心と、明るい人間性を涵養する。
5	学科及び生徒数	普通科・生産園芸科・工芸意匠科・生活環境科があり各学年定員は 48 名 1 学年 6 組 34 名 2 学年 6 組 33 名 3 学年 6 組 43 名 合計 18 組 110 名
6	教職員数	67 名
7	特色	1 クラス 8 名定員の少人数であり、専門的知識を有した教員が手厚い指導を行うことにより、基本的な生活習慣の定着を図り、6 割の生徒が一般企業へ就職している。
8	学校で把握している課題 (県教育委員会等へ要望を含む)	過去 2 年間で定員を満たしておらず、知的特別支援学校の役割や魅力、成果等を生徒及び保護者、中学校、地域などに情報発信することが課題。

(2) 学校評価について

特別支援教育課主導で実施している学校評価の令和4年度の結果(概要)は以下の通りである。

評価対象	評価項目	具体的数値項目	自	外	摘要
------	------	---------	---	---	----

			已 評 価	部 評 価	
I 幼児児童生徒の地域における豊かな生活の実現に向けて努めていますか。	1 保護者、地域、関係機関に学校の教育活動について、具体的に伝えていますか。	① 本校 Web ページで「学校の様子がよく分かる」と保護者の90%が答えている。	A	A	
		② 管内の中学校・特別支援学校中学部の生徒、保護者、教職員に対して50回以上の説明の機会を設ける。	A	A	
	2 保護者、地域、関係機関との共通理解が深まり、有効な支援が行われていますか。	③ 「個別の教育支援計画が有効に利用されている」と保護者・教員の95%が答えている。	A	A	
II 地域の特別支援に関するセンター的な役割を果たしていますか。	3 障害のある幼児児童生徒の教育について、助言援助に努めていますか。	④ 支援を行った地域の高等学校等から、90%以上の満足度を得ている。	A	A	
		⑤ 地域の高等学校等を対象として、特別支援教育に関する情報提供を行い、参加者の90%以上から満足を得ている。	B	B	

Ⅲ 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導をしていますか。	4 個に応じたきめ細かな指導を行っていますか。	⑥ 「『個別の指導計画』に基づいた、きめ細かな指導・支援が行われている」と保護者の95%以上が答えている。	B	B	
		⑦ いじめの防止に向けた本校の取り組みについて保護者の90%以上が満足している。	A	A	
	5 指導内容の確実な定着を図る授業が行われていますか。	⑧ 一人2回以上の授業を参観するとともに、研究授業・授業研究会・研修会等を計画・実施する。	A	A	
Ⅳ 生徒の主体的な進路選択について適切な指導をしていますか。	6 健康に関する配慮や対応を適切に行っていますか。	⑨ 生徒一人一人の健康上の配慮や対応について保護者の95%以上が満足している。	A	A	
		⑩ 感染症の拡大防止に向けた取組について保護者・教職員の100%が満足している。	B	B	
	7 危機管理体制が確立され、緊急時への備えができていますか。	⑪ 緊急時の対応や避難経路について生徒の80%以上が理解している。	B	B	
Ⅴ 将来の生き方に結び	8 キャリア教育の視点	⑫ 「生徒が明確な目標をもち、努力している」と教職員の90%	A	B	※

つく進路指導を行って いますか。	から、指導 内容を整理 して系統的 な指導を行 っていますか。	以上が答えている。			
	9 保護者、 関係機関と の連携のも とに発達段 階に応じた 進路指導を 行っていま すか。	⑬ 保護者、関係機関を招いた情報 提供の場を年間 5 回以上開催 し、保護者の 80%以上が満足 している。	A	A	

評価対象が I～V、評価項目は 9、学校独自での具体的な指標は全部で 13 項目ある。

13 項目中、自己評価、外部評価ともに A 評価が 8 項目、自己評価は B であるが外部評価は A 評価がなし、いずれも B 評価が 4 項目、未実施がなしとなっている。

なお、外部評価の方が自己評価より低い項目は 1 項目（※参照）、自己評価に対して外部評価がない項目がなしとなっている。

外部（保護者）向けのアンケートの実施時において自由記入欄を設けているが、以下監査人として気になった点を挙げる。

- ・保護者からは、生徒自身が将来の進路（就職活動等）に関する目標を持っていない等の不安があり、その点のサポートを希望する意見が見受けられた。
- ・職員からは研修等の再考の要望。必要性は感じているが、そこに時間を割く為、業務に影響が出ている状況とのこと。

（3）私費会計（学校徴収金）について

高崎高等特別支援学校における令和 4 年度末の私費（学校徴収金）の繰越額は以下の通りである。

（単位：円）

No.	会計名	R 4 年度末繰越額
1	PTA 会費	250,309

2	同窓会費	128,949
3	生徒会費	10,359
4	牛乳会計	127,563
5	大空祭会計	292,093
6	実習費	510,336
7	修学旅行積立	6,371,027
8	卒業準備金会計	0
	合計	7,690,636

私費会計の種類は8種類だが、口座数は実習費会計、修学旅行積立会計が学年ごとに分けて管理しているため12口座ある。全て事務部で管理している。

会計毎に出納担当者、通帳管理者、印鑑管理者が決められている（なお、管理者等は全て同じ）。

なお、各会計で延滞（収入未済）している債権はなし。

また、各会計の帳簿等については原則として平成21年に群馬県公立学校事務職員会が統一的に作成したフォーマットを使用（エクセルのマクロを組んだもの）しているが、一部の私費会計ではフォーマット未使用もある。

各私費会計の令和4年度会計報告書（令和5年3月31日）の残高について通帳と突合した結果全て一致した。

（4）労務管理について

ア 勤怠管理について

県においては、「在校等時間記録ファイル」を利用して全ての教職員を対象として在校等時間の把握に努めている。

同校においても、群馬県教育委員会が導入している在校等時間記録ファイルを利用して（各教職員が職員室等で使用しているパソコンのオン・オフによる時間管理）、各教職員の勤務時間を把握していた。

イ 時間外勤務

令和4年度における同校の各月ごとの時間外在校等時間の実態は、以下のとおりである。なお、同表にいう「時間外勤務」時間は、法定労働時間を超えた時間ではなく所定労働時間（1週間あたり38時間45分、1日あたり7時間45分）を超えた時間である。

同校において、80 時間を超える時間外在校等時間となっている教職員の存在はなかった。

【全体グラフ】

2022年	80時間以下								80時間超								教職員数	時間外勤務平均
	45h以下		45h超		60h超		計		80h超		100h超		150h超		計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
4月	53	93.0%	3	5.3%	1	1.8%	57	100.0%									57	21:19
5月	54	94.7%	2	3.5%	1	1.8%	57	100.0%									57	20:37
6月	54	94.7%	3	5.3%			57	100.0%									57	18:56
7月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:02
8月	57	100.0%					57	100.0%									57	4:01
9月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	14:58
10月	56	98.2%			1	1.8%	57	100.0%									57	17:52
11月	55	96.5%	1	1.8%	1	1.8%	57	100.0%									57	17:59
12月	57	100.0%					57	100.0%									57	11:39
1月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	12:12
2月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:12
3月	56	98.2%	1	1.8%			57	100.0%									57	15:00
	実人数																	

なお、県ガイドラインにおいては、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対しては、当該超えた時間に関する情報を通知するとともに、面接指導医（産業医等）の面談による保健指導の申出を勧奨することとされており、同校においては該当者はなしであった。

ウ 年次有給休暇の取得状況

令和4年度における全教職員の平均年次有給休暇取得日数は16.8日であったが、以下のとおり、年間の有給休暇取得日数が5日以下の者が3名存在していた。

年次有給休暇取得日数	人数
0日	0人
1日	2人
2日	0人
3日	1人
4日	0人
5日	0人

エ 兼業について

兼業については、兼業への従事を希望する教職員が、群馬県教育委員会教育長宛の「兼業許可申請書」を学校を通じて提出し、これに対して群馬県教育委員会教育長が許可することにより兼業が許可されるという仕組みが取られていた。

兼業内容としては個人申請のみで、区長代理者1名、登録要約筆記者1名となっている。

(5) 施設及び物品管理について

①老朽化、遊休化施設の有無

平成9年の木造建物なので老朽化はしている。エアコン及びトイレ改修(一部和式あり)は県に要望は出している。

②物品台帳と実際の現物管理の状況

・物品について

IQ検査器具を複数保有しているが、「備品一覧」において、1つの検査器具は「試験測定用機器類」に分類されているが、他の検査器具は「図書類」に分類されている。どちらかにまとめて記載したほうが良い。

・図書について(小規模(教室程度の大きさ))

背表紙に分類記号等が記載されていない図書が散見された。同じシリーズの図書でも記載されているもの・ないものがあった。確認すると、カバーの上から分類記号等を記載しているため、カバーを紛失等した際に分類記号等も紛失したままになっている。

③危険物等(劇物、毒物を含む)の取り扱い

保管庫の鍵の管理状況の確認、薬品管理簿等の記載状況の閲覧、サンプリングによる現物確認、棚卸の実施状況の確認を行った。

・農薬について

農薬台帳には6品記載されているが、うち3品は残量がない。基本的に必要な時に必要な量を購入することが多いとのこと。使用の都度、農薬散布場所ごと(全部で4か所)に散布した農薬・使用者・散布量等を記録している。

農薬の棚卸は年に1回農園責任者と学校長の確認を行っている。

・理科の実験等で使う劇物、毒物はない。

(6) 契約事務について

直近の監査資料(令和4年度)等の契約一覧より、随意契約の契約について随契理由を確認した。また、入札案件については他者の辞退等により結果として1者による入札

となっていないか等を確認した。

いずれも問題は見受けられなかった。

(7) 就学支援金の事務について

前橋高等特別支援学校と同様、授業料については全員無償である。

(8) いじめ対策について

学校として「いじめ防止・早期発見プログラム」「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を定め、同方針はホームページで公開している。

いじめを把握する具体的な施策及び把握した場合の対応は、以下の通りである。

・教職員が、生徒からの訴えや、アンケート調査（年3回）、生徒観察、面談等から積極的にいじめやいじめの兆候を把握するように努める。

・把握した教職員は、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告する。

・「いじめ対策委員会」は、速やかに関係生徒への聴き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者へ連絡する。

・「いじめ対策委員会」は、調査結果に基づき、関係生徒への指導・支援等に係る方針を決定する。

・「いじめ対策委員会」は、関係生徒と保護者へ、調査結果及び、指導・支援等に係る方針を説明する。

・「いじめ対策委員会」は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

・「いじめ対策委員会」は関係生徒の保護者へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について報告する。

・「いじめ対策委員会」は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものとする。

同校における過去3年間の認知件数は以下のとおりである。

	認知件数
令和2年度	8
令和3年度	14
令和4年度	22

(9) ICT化について

ICT化に伴う業務の効率化として、以下を実施している。

・「kinako」による出張年休等のデジタル管理

生徒利用の PC 以外も、授業で資料の提示やパワーポイントの利用などで活用している。各学年でモニターが 2～3 台利用できる状態だが、計 5 クラスで利用すると足りない状態であり、プロジェクターは台数が少なく、活用することは少ない。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）公費との明確な区分について（意見 23-⑫）

一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（現場実習用切手代、デジタルカメラ 他関連機器など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

（現状及び問題点）

学校では毎年度終了時に、「学校徴収金（諸会費）の徴収状況等調べ」として各会計の決算の概要、未納状況、県費での支出が可能と思われる経費等の報告を行っている。

当該調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨で実施されているものであるが、令和 4 年度の同資料の中の【3 県費での支出が可能と思われるもの】では以下の記載があり教育委員会管理課へ提出されている。

（単位：円）

No.	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
1	現場実習用切手代	50,400	役務費
2	卒業式壇上花	11,000	その他需用費
	計	61,400	

これら以外についても、以下の支出については県費での支出が可能な支出であると考ええる。

会計	支出内容	支出額	県費の場合の支出科目
PTA	デジタルカメラ 他関連機器	198,220	備品費・その他需用費
	計	198,220	

「県立学校運営経費の公費・私費の負担区分（ガイドライン）」（平成 22 年 3 月群馬県公立高等学校事務長会）では公費と私費の負担区分の考え方等が規定されている（概要は前橋高等学校の項を参照）。

(改善策)

上記ガイドラインで示されているような公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。

(2) 県への報告資料への未記載の会計について (意見 24-③)

すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。

(現状及び問題点)

学校徴収金は様々な種類があり、各会計について保護者から会費等を徴収している。また、当該学校徴収金は年度末に教育委員会管理課へ「学校徴収金（諸会費）の徴収状況調べ」として報告されている。

管理課が行っている同調査は、生徒・保護者の諸会費負担状況を把握するとともに、負担軽減を図るため、県費でも支出が可能と思われる経費を調査し、次年度以降の予算要求につなげていく趣旨ということもあり、同資料において、大空祭会計及び修学旅行積立について県への報告資料には記載されていない。

高崎高等特別支援学校における県への報告資料（翌年度繰越額）と実際の預金残高との関係は以下の通りである。

No.	会計名	繰越額 (A)	預金残高 (B)	差異 (B-A)
1	PTA 会費	250,309	250,309	0
2	同窓会費	128,949	128,949	0
3	生徒会費	10,359	10,359	0
4	牛乳会計	127,563	127,563	0
5	大空祭会計	—	292,093	292,093
6	実習費 (※)	530,383	530,383	0
7	修学旅行積立 (※)	—	6,371,027	6,371,027
8	卒業準備金会計	0	0	0
	合計	1,047,563	7,710,683	6,663,120

(※) 実習費、修学旅行積立については各学年の合計金額

学校徴収金は保護者からの負担金であり、決算額に別途管理（簿外管理）している会計残高が存在すると私費会計の実態の把握が難しくなるとともに適正な保護者負担金

(徴収額)の把握も困難となる他、不正な私費の使用が行われる恐れがある。

(改善策)

私費会計については網羅性の観点から、すべて県への報告資料へ記載することが望ましい。

(3) 図書館の本の管理について (意見 26-④)

図書に分類記号等を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理すべきである。

(現状及び問題点)

背表紙に分類記号等が記載されていない図書が散見された。購入当初は分類記号等が記載されていたラベルを貼付し管理していたが、図書カバーの上からラベルを貼付していたため、カバーの紛失の際にラベルも紛失されたものと思われる。

(改善策)

全ての図書の背表紙に、図書台帳に記載されている分類記号等を記載したラベルを貼付管理すべきである。

(4) 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (意見 27-⑪)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

(現状及び問題点)

県教育委員会は、「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を設け、教職員が心身ともに健康を保ち、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うために、勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮に向けた実効性のある方策を示している。

そして、同指針においては、「年次有給休暇の取得促進」に関する指針も定められており、年次有給休暇を取得しやすくなる職場の雰囲気作りに努めることのほか、具体的な取得目標として、「夏季休業中においては特別休暇である夏季休暇とは別に4日間、冬季休業中には2日間の年次有給休暇の取得」という目標、夏季休暇と冬季休業を合わ

せて1年あたり6日間の年次有給休暇を取得する方針が打ち出されている。

同校においては、他校と比較すると平均年次有給休暇取得日数は多かったが、令和4年度においてその指針に満たない日数しか年次有給休暇を取得していない教職員も3名存在していた。

1年以内に5日間の有給休暇を取得させることを使用者に義務付ける労基法第39条第7項の規定は地方公務員には適用されないものの（地公法第58条第3項）、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とする同条項の趣旨は、地方公務員にも当てはまる。

教職員が積極的に年次有給休暇を取得する体制、年次有給休暇を取得しようとする教職員に取得させるための体制を整える必要がある。

(改善策)

年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。

IV. 平成 18 年度包括外部監査結果のその後の状況について

平成 18 年度の包括外部監査のテーマは今回のテーマと同様の部分である教育委員会及び県立学校であった。よって今回のテーマと重複する部分については可能な限りその後の状況を確認し以下に記載した。

1. 各県立学校共通項目

(指摘事項)

監査結果	改善状況等
23 授業料免除基準の運用について 授業料免除の基準につき、その運用面を見直す必要がある。	平成 26 年 4 月 1 日から、国の制度として、就学支援金制度が開始されたため、現在は、国の制度として運用されている。
29 学校徴収金に関する規程などの整備について 学校徴収金の徴収・管理・執行が適正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をすべきである。	平成 21 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針について（通知）」を、県立学校に共通した統一的な事務処理基準として定めたこと、その後平成 23 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針ガイドブック」等を制定したことを確認した。ただし、往査した高校においてガイドブック等に沿った運用がなされていないことや、ガイドブック等は制定後、相当期間経過しているため実態も踏まえ改訂する必要がある。

(意見)

監査結果	改善状況
5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて 指名業者、見積徴収業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。実質的な競争原理の確保・充実を図る必要がある。	学校警備委託については、平成 18 年度から原則 5 か年の長期継続契約とし、指名競争入札による委託契約に変更したとされており、今年度往査した高校について確認した。 ソフトウェアライセンス契約については、平成 18 年度から一般競争入札を導入したとされており、今年度往査した高校について確認した。
6 随意契約において見積り合	往査した高校で閲覧した契約の中には見積合せの

<p>せの省略理由が不明確な事例について</p> <p>見積合せの省略理由が不明な事例が見受けられた。</p>	<p>省略理由について、不明瞭な点は見受けられなかった。</p>
<p>14 備品の現物確認の方法及び対象範囲の見直しについて</p> <p>備品の現品確認について、現物確認の方法に関する内部規程の作成及び対象範囲の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>往査した各学校において現品確認の方法について、内部規程を確認した。</p>
<p>15 備品整理票の貼付について</p> <p>備品整理票の貼付について改善すべき事項が散見された。</p>	<p>備品整理票の貼付漏れ・毀損については貼付・補修を行ったとされているが、今年度往査した高校では、貼付漏れ・毀損が散見された。</p> <p>旧備品整理票が貼付されていた備品については、新備品整理票に張り替えたとされているが、今年度往査した高校では、旧高校名の備品整理票が貼付されたままとなっている事例が散見された。</p> <p>なお、一式計上となっていた教育用コンピューターについては管理簿等で個別管理することとした、とされており、今年度往査した高校において確認した。</p>
<p>17 公有財産台帳の管理について</p> <p>施設の現況と諸台帳、図面等との符号の適否についての調査を義務付けることが必要であり、所有している土地・建物・工作物に関するデータは遺漏なく財産台帳に登録されていなければならない。</p> <p>また、明らかに備品に該当するものが、建物の一部に含まれており、備品購入時の入札及び</p>	<p>財産台帳の管理については、文部科学省の公立学校施設台帳作成の機会を捉え、公有財産と諸台帳、図書等との符合の確認を行うこととした。</p> <p>建物附属設備と備品の分類については、文部科学省通知「公立学校施設費国庫負担(補助)事業に係る対象経費について」に準じて基準を作成し、適正に運用することとした。</p> <p>なお、本年度往査した高校において不合理な点は見受けられなかった。</p>

<p>財産管理を適切な単位で実施するためには、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定める必要がある。</p>	
<p>21 県の機関における機器備品相互利用の推進について 限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。</p>	<p>教育委員会の事務局では公用車の共有が行われていることを確認した。</p>
<p>22 学校図書館の位置づけ及び図書取得・維持管理について 学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。</p>	<p>学校図書館の位置づけについては、各学校の実態に合わせ、学校図書館法に則り、さらに適切な運営を行うこととした、としている。 図書の取得については、群馬県高等教育研究会図書館部会が作成した「群馬県高等学校図書館整理基準」にある「図書選択の基準」を基に、廃棄基準も含め図書の整備を行うこととした、としている。 しかし、往査した高校においては、毎年、蔵書点検や廃棄を実施していない高校が散見された。</p>
<p>28 教育実習生の実習謝金について 教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度の検討が望まれる。</p>	<p>今回の包括外部監査で往査した県立高等学校等では、現在でも教育実習生の実習謝金は徴収していないことを確認した。 なお、県としての収入処理の可否を含め制度の検討は行われていない。</p>
<p>41 私費会計についての監査の必要性 私費会計について、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことを検討されたい。</p>	<p>平成21年3月に「県立学校における私費会計取扱指針について（通知）」を、県立学校に共通した統一的な事務処理基準として定めたこと、その後平成23年3月に「県立学校における私費会計取扱指針ガイドブック」等を制定したことを確認した。 なお、同ガイドブック等では各私費会計について</p>

	適正性チェックを目的として監査を必要とする旨定められているが、往査した学校によっては監査をしたかどうか不明な会計も存在した。
43 情報セキュリティに関する規程の内容について 情報セキュリティに関する規程の内容につき、一部見直しが求められる。	平成16年3月に発出した「情報セキュリティ実施手順の作成について（通知）」の見直しを行い学校へ周知したことを確認した。
44 データ管理方法について 教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、MO等の大容量記憶装置に保管することを推奨しているが、MO等の記憶装置の保管方法についてさらに強化されたい。	HDD等の記憶装置の保管方法については、「情報セキュリティ実施手順の作成について（通知）」に明記されていることから、学校の情報担当者の会議・研修会等の機会毎に具体的な事例をあげ、その取扱いを説明して周知を図り、情報の管理の徹底を図っている。
46 行政コスト計算書の活用について 県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環として県立学校の運営についても効率的、経済的な運営が求められる。経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義的な考えによる全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し活用する必要がある。	行政コスト計算書は、地方公会計財務書類として、一般会計等財務書類、全体財務書類（地方公営企業会計等を含む）、連結財務書類（第三セクター等を含む）にて作成している。 本計算書は全ての部署別データを積上げたものであるが、部署別（各課、地域機関等）の計算書は作成していない。

2. 教育委員会 管理課

(指摘事項)

監査結果	改善状況
<p>47 回議書に記載すべき事項の記載漏れについて</p> <p>回議書に記載しておくべき事項が記載漏れになっている事例が検出されたので、適切に記載するように十分に注意すべきである。</p>	<p>「群馬県教育委員会公印規程」及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程」に基づき、決裁年月日・施行年月日等の所用事項を漏らさず記載するよう徹底した、としている。</p> <p>なお、最近では電子決裁が進んでいる旨、ヒアリングにより確認した。</p>

(意見)

監査結果	改善状況
<p>48 指名競争入札における落札率の高い契約について</p> <p>指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的にいかされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。</p>	<p>入札契約制度を改正し、条件付一般競争入札の方法による契約の範囲を、3億円以上から5,000万円以上に拡大するなど、入札契約制度改革を実施した、としている。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の入札契約一覧を閲覧し、規程通りに実施されていることを確かめた。</p>
<p>49 教育員校舎について</p> <p>教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早急に売却整理を行う必要がある。</p>	<p>利用が見込まれない教職員公舎については、廃止を前提に検討し、跡地については諸条件を勘案しながら早期の売却を検討する、としている。</p> <p>なお、現在、利用者がいないとしても、人事異動で必要な教職員が赴任する可能性もあることから、直ぐに廃止することはしない。但し、老朽化により居住が難しくなった場合には、廃止も検討するとのことである。</p>
<p>50 火災共済付保状況について</p>	<p>火災リスクの大きい校舎等学校施設については、</p>

<p>校舎等学校施設の火災保険加入率は 16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>可能な限り加入する、としており、各高等学校の火災共済付保状況の一覧表を入手し確認した。</p>
<p>51 高校建設工事における分離・分割発注について</p> <p>高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。</p>	<p>コスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定について、他の公共事業所管局とも連携して検討する、としている。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の高等学校の建設工事契約一覧を閲覧し、建築・電気・機械に分けて分割発注していることを確認した。</p>
<p>52 指名競争入札における複数回の入札による落札について</p> <p>指名競争入札において第1回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、全ての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。</p>	<p>平成18年度から入札回数は原則1回とし、落札しない場合は指名業者を入れ替えた。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の指名競争入札で、例外として複数回入札した事例が4件あり、最低入札価格と予定価格との差が10%以内の場合には、そのまま第2回の入札を実施し、最低入札価格と予定価格との差が10%を超えた場合には第2回の入札をせずに、業者を入れ替えて再度指名競争入札を実施していることを確認した。</p>
<p>53 仮設校舎リース契約における問題について</p> <p>仮設校舎リース契約について改善すべき点が見受けられた。</p>	<p>指名業者は、物件等購入契約資格者名簿から選定するとともに建築完成検査の手続きを契約内容に盛り込むこととした、としている。</p> <p>現状、物件等購入契約資格者名簿は特になし。</p> <p>仮設校舎については業務仕様書にて建築基準法に基づく手続を行う旨が記載されており、完了検査</p>

	<p>についても盛り込まれていることを確認した。 なお、現在、仮設校舎は使用していないとのことであった。</p>
<p>54 県立学校の耐震診断及び補強工事について</p> <p>補強工事未実施の99棟については今後すぐに着手できないおそれがある。実施にそれらの建物を教育に使用しているものについては、早急に工事を完了することが望まれる。</p>	<p>耐震補強事業計画を策定し、計画的に事業を執行することとした、としている。</p> <p>これに対し、平成19年10月策定の「県立学校耐震改修計画」及び「県立学校施設の耐震化状況」を入手し、平成28年4月1日時点において、改修不要、解体予定、不使用以外の建物について、全て耐震補強がなされていることを確認した。</p>
<p>55 学校校舎・施設の大規模改修計画について</p> <p>大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討・調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。</p>	<p>大規模改修計画を策定し、計画的に事業を執行することとしている。</p> <p>これに対し、県立学校施設保全工事年度計画と実績を入手して、計画通りに工事が行われているかを確認した。</p> <p>結果としては計画通りには進捗しておらず遅れている状況である。</p>

3. 教育委員会 学校人事課
(意見)

監査結果	改善状況
<p>60 人事異動に関する処理について</p> <p>個人別履歴データは現在手書き管理しているので甚だ能率が悪く、早急に電算化をする必要がある。</p>	<p>平成20年度から群馬県教育委員会人事管理システムが本格的に稼働し、人事異動処理、昇給処理、給与改定処理、履歴事項異動処理等の効率化を行い、各所属(学校)のデータを一元管理している。各学校においてはWeb方式により管理されていることを確認した。</p>
<p>61 教育職と一般行政職の給与水準の比較について</p> <p>教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見直しを</p>	<p>平成18年度、平成27年度、令和4年度の小中学校教育職、高等学校教育職、行政職の平均給与月額表を入手(県人事委員会勧告より)。</p> <p>高等学校教育職の平均月額給与は平成18年度が行政職比で113.1%に対して平成27年度は</p>

<p>行う時期に来ているのではないかとと思われる。</p>	<p>112.7%、令和4年度は116.8%と大きな変化はないこと確認した。引き続き検討が望まれる。</p>
<p>62 「教職調整額」について 「教職調整額」についてはその存在を含めて見直しが必要であると考ええる。</p>	<p>教職調整額の支給について定めた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の取扱い等に係る国の見直しの結果を受けて対応していることをヒアリングにより確認した。 なお、教職調整額については国において増額の方 向（教員処遇改善）で検討を進めているとのこと である。</p>
<p>63 平成17年度までの人事評価の問題点について これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評価書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。</p>	<p>平成18年度からスタートした新しい人事評価制度では、評価項目を分類して多面的、総合的、具体的な評価を行っており評価対象者への開示を行っていることをヒアリング及び資料の閲覧等により確認した。</p>
<p>64 平成18年度からの人事評価と優秀教員表彰について 県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきた。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成18年度より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価が混在している。</p>	<p>平成26年度より、優秀教員表彰と教育の振興に特に貢献した教職員表彰が統合され、現在は群馬県教職員表彰として実施していることを確認した。</p>

4. 教育委員会 高校教育課
(指摘事項)

監査結果	改善状況
<p>65 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について</p> <p>標記の奨励金と債権調書（管理簿）上の残高と実際残高との間に不一致があった。適正な残高の把握を徹底すべきである。</p>	<p>債権管理の方法については、債権者毎に債権額を管理できるように債権台帳を改め、年度末に各債務者の債権額、返済免除額を集計し、債権調書に転記するよう改めた。</p> <p>令和2年度から令和4年度の債権台帳を入手、債務者ごとに管理されていることを確認した。</p>

(意見)

監査結果	改善状況
<p>66 高等学校定時制課程就学奨励金の運用面の見直しについて</p> <p>標記の奨励金について、(1) 奨励金支給対象者の基準及び(2) 保証人の保証能力の審査について見直しが望まれる点があった。</p>	<p>令和2年1月に発行された群馬県高等学校定時制課程修学奨励金事務対応マニュアル等を入手、奨励金支給対象者の基準及び保証人の保証能力の審査等が改訂されていることを確認した。</p>
<p>67 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について</p> <p>高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止をより一層徹底するため、特定書面を交わすことが望ましい。</p>	<p>入試問題印刷契約の契約書及び管理責任者等選定通知書（過去3年間）を閲覧した。</p>
<p>68 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について</p> <p>1者随意理由として適当でないものがあつた。</p>	<p>往査した高校で閲覧した契約の中には見積合せの省略理由について、不明瞭な点は見受けられなかった。</p>
<p>69 高校改革・改編等の効果の測定、評価について</p> <p>高等教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考</p>	<p>行政コスト計算書は、地方公会計財務書類として、一般会計等財務書類、全体財務書類（地方公営企業会計等を含む）、連結財務書類（第三セクター等を含む）にて作成している。</p>

慮されていないが、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討が重要なことと思われる。	本計算書は全ての部署別データを積上げたものであるが、部署別（各課、地域機関等）の計算書は作成していない。
---	--

なお、福利課、スポーツ健康課（健康体育課）及び群馬県総合教育センターは、今年度の監査では対象外としたため、検討は省略した。

以 上